



第4次八幡市総合計画

2007～2016

自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市

～ 自立と協働による個性あふれるまちづくり～



八幡市

はじめに

「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ~ 自立と協働による個性あふれるまちづくり~」

八幡市の新しい総合計画の将来都市像です。

このたび、市民の皆様、市議会をはじめ多くの方々のご協力、そして総合計画審議会のご尽力によりまして、「第4次八幡市総合計画」を策定いたしました。

振り返ってみますと、第3次総合計画を策定しました1997(平成9)年は、バブル景気崩壊後の低成長の真ただ中にあり、長期的な不況により地域経済が大きな影響を受ける一方、21世紀という新たな時代の幕開けを目前にして、だれもが期待と不安を心に抱いていた時期でありました。

あれから10年、いざなぎ景気を超える景気拡大が進んできましたが、その実感が持てず、個人や企業、さらには地域レベルでの格差が拡大していると言われています。本市を取り巻く社会経済環境につきましても、少子高齢化の進行に伴い、2005(平成17)年には人口減少社会が現実のものとなるとともに、環境問題や安全・安心の問題がこれまで以上にクローズアップされています。また、昨年末の地方分権改革推進法の成立に見られるように、地方分権の進展など国と地方の関係も大きく変化してきています。

こうした状況の中、まちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、市民、NPO、事業者など本市に関わる全ての人々がともに考え、ともに行動することが不可欠となってまいります。

「第4次八幡市総合計画」実現に向けたキーワードは、「市民参画・市民協働」

です。市民の皆様のご理解とご協力のもと、本市ならではの自然や歴史文化を活かしながら、力をあわせて将来都市像の実現に全力で取り組んでまいります。



2007(平成19)年3月

八幡市長

平礼勝彦

目次 Contents

序論

・ 総合計画の位置づけ	1
1. 策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の構成と計画期間	3
・ 八幡市の概況	5
1. 位置・地勢・気象 - 近畿の中央に位置する八幡市 -	5
2. 沿革	6
3. 人口 - 人口増加の低減、徐々に進行する少子高齢化 -	7
4. 産業 - 高い第2次産業の割合、伸びる運輸・通信業・卸売業 -	9
5. 財政 - 厳しい財政状況が続くなか、行財政改革を推進 -	10
・ 社会経済環境の動向	11
1. 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	11
2. 高度情報化の進展	11
3. 循環型社会形成に向けた取組の活発化	11
4. グローバル化の進展	12
5. 安全性への認識の高まり	12
6. 地方分権の進展と協働による地域づくり	13
7. 行政の広域化の進展	13
・ 八幡市の主要課題	15
1. 人権を尊重しだれもが輝く地域づくり、これからの“八幡”を担う人づくりの推進	15
2. 豊かな地域資源を活かしたまちづくりと新しい都市イメージの形成	15
3. みんなが安心して暮らせるまちづくりの推進	15
4. 活力あふれ人がつどう交流のまちづくりの推進	16
5. 健全な行財政運営と協働によるまちづくりの推進	17

基本構想

・ 基本構想の位置づけ	19
1. 基本構想策定の目的	19
2. 計画期間	19
・ まちづくりの将来像	20
1. 将来都市像	20
2. まちづくりの基本目標	21
・ まちづくりの進め方	24
1. 自立と連携	24
2. 公開と協働	24
3. 信頼と安心	24
・ 人口規模	25
・ 都市空間形成の方針	27
1. めざすべき都市の構造	27
2. 土地利用の方向	29

基本計画

・ 基本計画の位置づけ	33
1. 基本計画策定の目的	33
2. 計画期間	33
・ リーディングプロジェクト	34
1. リーディングプロジェクトとは	34
2. 5つのリーディングプロジェクト	34

部門別計画	40
第1章 人権を大切に、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち	40
第1節 人権・平和	41
第2節 地域コミュニティ	44
第3節 市民協働	47
第4節 男女共同参画	50
第5節 国際理解	53
第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち	56
第1節 保育・幼稚園	57
第2節 児童・母子・父子福祉	60
第3節 学校教育	63
第4節 青少年健全育成	67
第5節 生涯学習	69
第6節 スポーツ	72
第7節 文化芸術	75
第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち	78
第1節 自然環境	79
第2節 生活環境	83
第3節 循環型社会	86
第4節 景観	89
第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち	92
第1節 保健・医療	93
第2節 地域福祉	97
第3節 高齢者福祉	100
第4節 障がい者福祉	104
第5節 社会保障	108
第5章 人がつどい、活力あふれるまち	112
第1節 市街地	113
第2節 道路	117
第3節 公共交通	121
第4節 情報通信	124
第5節 農業	127
第6節 工業	131
第7節 商業	134
第8節 観光	137
第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち	142
第1節 住宅・住環境	143
第2節 上下水道	147
第3節 公園・緑地・河川	150
第4節 防災	154
第5節 防犯・交通安全	158
第6節 消防・救急	161
第7節 消費生活	165
第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化	168
第1節 行政経営	169
第2節 財政運営	172
第3節 広域行政	175

附属資料

・ 諮問と答申	179
・ 策定体制と策定経過	180
・ 条例・規則等	183
・ 関係者名簿	186

序 論



総合計画の位置づけ

1 策定の背景

(1) 総合計画の策定とまちづくり¹の推進

現在本市では、約7万4千人、2万9千世帯の人々が生活を送っています。市では、まちづくりを総合的、計画的に行っていくために、これまで3次にわたって、まちづくりの指針となる総合計画を策定してきました。

これまでの総合計画の策定経過をみますと、1977（昭和52）年11月に市制に移行し、これを契機として1978（昭和53）年3月に、都市としての基盤づくりの指針として、初めての総合計画となる「第1次八幡市基本構想」を策定しました。10年後の1987（昭和62）年12月には、都市としての成長の指針として「第2次八幡市基本構想」を、1996（平成8）年12月には、都市としての個性と魅力づくりの指針として「第3次八幡市総合計画」を策定し、「～人の心も美しい まちの姿も美しい～ 活力あふれ みどり彩る 生活都市」を目標に、さまざまな施策を実施してきました。

(2) まちづくりを取り巻く社会経済環境の変化

1996（平成8）年の第3次八幡市総合計画策定以降、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、NPO²の増加と市民参画型社会の到来、地方分権の進展など、まちづくりを取り巻く社会経済環境は大きく変化してきています。

また、市域においては、第二京阪道路、京都第二外環状道路といった広域幹線道路の供用開始により、交通の要衝として工業団地への企業の進出が図られ、また、松花堂周辺、流れ橋周辺等の交流拠点の整備等により、市内外の交流人口³が増大しています。

その一方で、長引いていた景気低迷の影響から、市の財政状況は、市民の理解や協力、関係者の努力により改善の兆しはみられるものの、非常に厳しい状況が続いています。

(3) 市民と行政の協働⁴によるまちづくりの基本指針としての総合計画

このようなまちづくりを取り巻く社会経済環境の変化を踏まえながら、本市の将来都市像を明らかにして、市民と行政がともに考え、ともに行動し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくことを目的に、その基本指針として「第4次八幡市総合計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) まちづくりの基本指針

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもので、これからのまちづくりの基本指針となります。市は総合計画に基づいてこれからの施策を総合的、計画的に展開していくこととなります。

また、国や京都府、近隣市町、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定したり、事業を実施したりするにあたって、尊重すべき指針となります。

(2) 市民と行政との協働の指針

だれもが住んでよかったといえるまちづくりを進めていくためには、市民、NPO、事業者等と行政とが対等に、お互いの立場や意見を尊重しながら協力していくことが何よりも重要です。

第4次八幡市総合計画は、全ての市民、NPO、事業者等がまちづくりの目標を共有し、行政とともに共通の目標に向かって知恵を出し合い、そして行動するための指針となるものです。

-
- 1 まちづくり：道路や公園、建築物など「ハード（物的）面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動。
 - 2 NPO：Non-Profit Organizationの略で、政府とは独立した、保健、医療または福祉の増進や社会教育の推進など、さまざまな社会的活動を行う非営利の自主的かつ自発的団体。
 - 3 交流人口：定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光等で他地域から訪れることによって、地域の活性化に結びつく人口。
 - 4 協働：同じ目的を達成するために、責任を分かち合いながら協力し、例えば市民、NPO、事業者、行政がまちづくり等を進めていく姿など。

3 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

全体の構成

第4次八幡市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画によって構成します。

基本構想

基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくりの進め方や人口規模、土地利用指針など、長期的な視点から将来都市像実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

基本計画

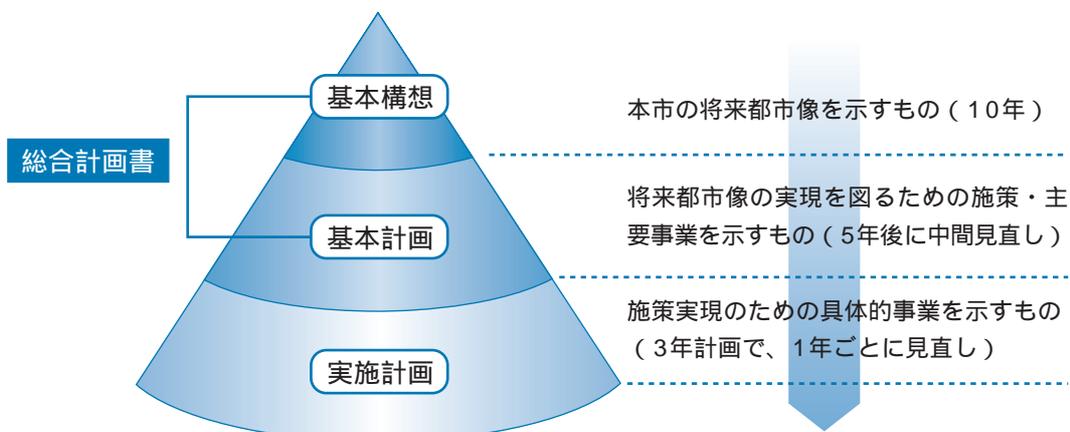
基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するために、優先的に取り組むべきリーディングプロジェクトや施策、主要事業を総合的かつ体系的に示すものです。

基本構想と基本計画とをあわせて、第4次八幡市総合計画書として取りまとめます。

実施計画

実施計画は、本計画書とは別に、施策実現のための具体的な事業やその規模、実施年度を明らかにするもので、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

総合計画の構成



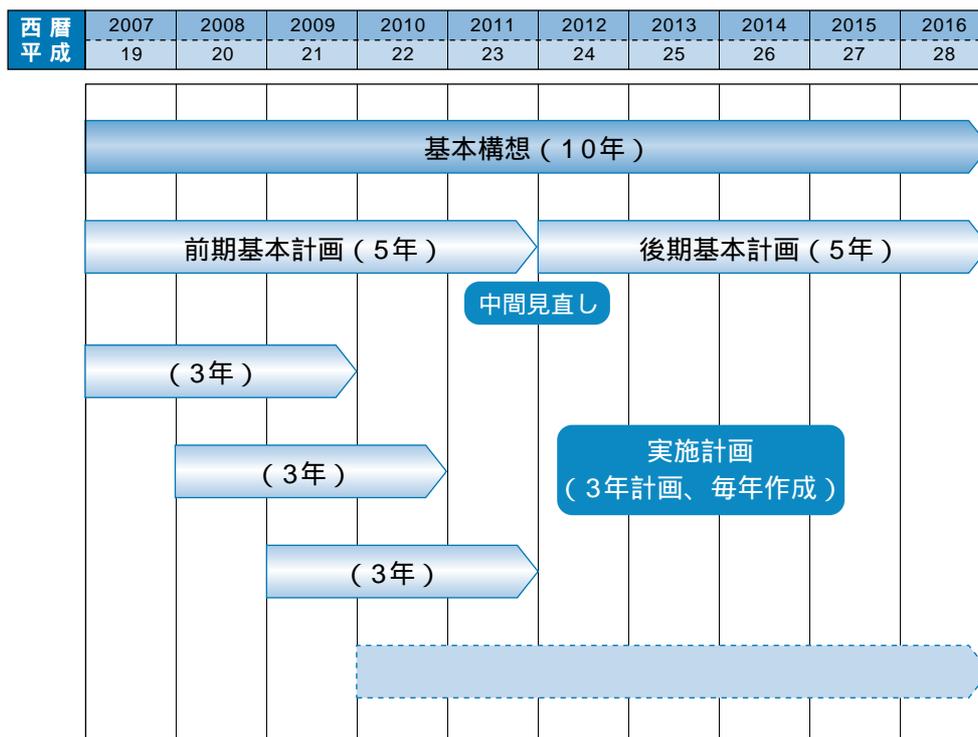
(2) 計画の期間

計画期間について、長期的なまちづくりの基本指針である基本構想については、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間とします。

10年後のまちづくりを見据え、基本構想実現のための施策や主要事業を示す基本計画については、時代の変化が非常に速くなってきており、その流れに即応する必要があることから、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までの5年を前期基本計画とし、中間見直しを実施したうえで2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までを後期基本計画とします。

実施計画については3年計画とし、1年を経過するごとに見直しを行います。

総合計画の期間



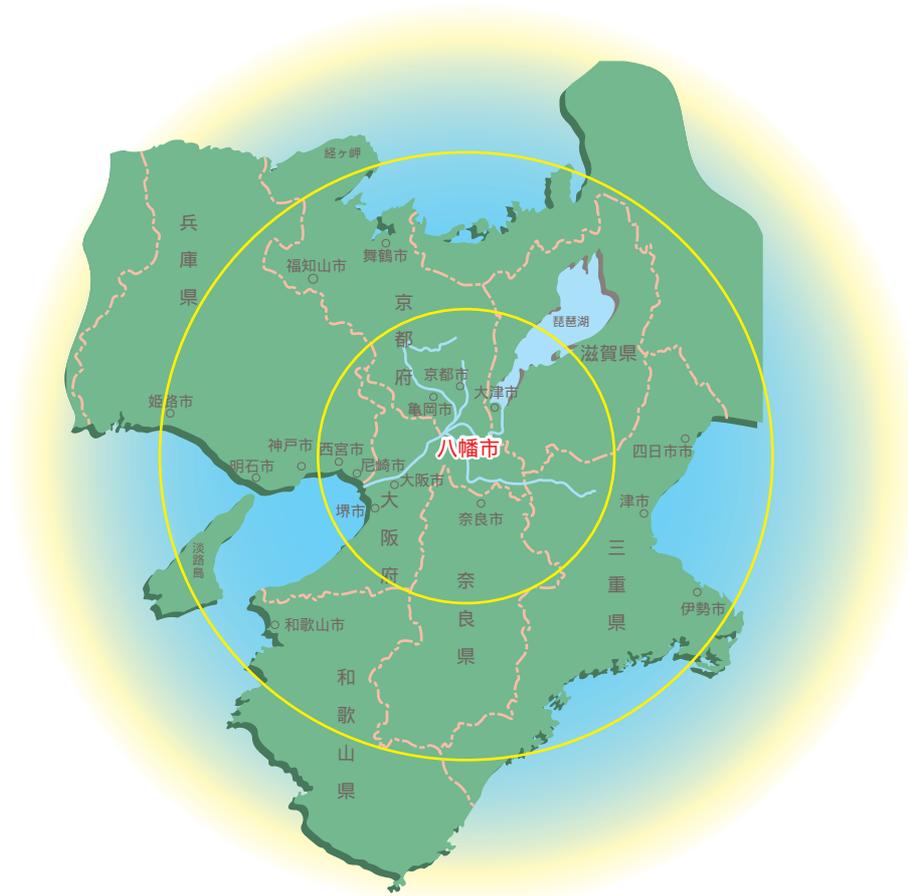
八幡市の概況

1 位置・地勢・気象 - 近畿の中央に位置する八幡市 -

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがそのなかに入り、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあって、交通至便な立地条件を有しています。

面積は24.37km²、最大幅は東西約6.7km、南北約8.5kmで、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけてはなだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約16℃、降水量にはばらつきがありますが近年では年間1,500mm程度です。



2 沿革

(1) 古代から交通の要衝

本市の歴史は古く、市内からは旧石器時代の石器が出土し、弥生時代や古墳時代の遺跡が確認されており、古代から開けていたことを示しています。

古代から近世に至るまで、交通手段として木津川や淀川を水路として利用した水運とともに、古山陰道、東高野街道、京街道の陸路が整備され、本市は山陰や奈良、京都へ通じる交通の要地として栄えてきましたが、反面、権力争奪の要衝として再三の戦火に見舞われてきました。

(2) 石清水八幡宮の建立と八幡の発展

859（貞観元）年、国家（平安京）の平安を守るため、九州から八幡神が迎えられ、男山に石清水八幡宮が建立されてからは、その門前町として発展しました。

文化面では、江戸時代初期、石清水八幡宮の坊舎に住まいし、寛永の三筆の一人と称される松花堂昭乗が、当代の著名な文人たちと交流し、書・画・茶の湯・和歌等に長じ異彩を放っていました。全国的にも有名な松花堂弁当は、この松花堂昭乗に由来しています。

江戸時代から明治期にかけての本市は、石清水八幡宮参詣者を対象に安定した発展を続けた商業地と京都・大阪という大消費地を支えるため作物の栽培を盛んに行った農村部という側面をもっていました。

(3) 八幡町の誕生

明治の末期には市域の北端を通る鉄道が開通し、それまで輸送の重要な役割を担っていた淀川等の水運が下火となり、その中継地としての本市の役割も低下しました。

1889（明治22）年町村制施行によって全国的な町村合併が実施され、八幡では八幡町、都々城村、有智郷村が形成されました。そして、1954（昭和29）年にこの3町村が合併して人口約1万6千人の新しい八幡町となりました。

(4) 八幡町から八幡市へ

昭和30年代における京都・大阪都市圏の広がり、近隣地域への人口の分散、ベッドタウン化をもたらしました。そして、1966（昭和41）年に伏見区三栖町から枚方市中振間の枚方バイパス（現 国道1号）が開通し、京阪経済圏への中心動脈としての期待がかかるなか、昭和40年代後半には日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）による男山団地の開発が主因となって、全国屈指の人口急増をみましました。

1975（昭和50）年には人口が5万人を超え、1977（昭和52）年11月1日に市制を施行、八幡市が誕生しました。翌年、「都市としての基盤づくり」を中心とした第1次八幡市基本構想を策定し、急増した人口に対応するため下水道、教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設の整備等を積極的に進め、1987（昭和62）年には「都市としての成長」を基本とした第2次基本構想に改定し、計画人口10万人のまちづくり施策を展開してきました。

しかし、一時期急激な増加をみた人口が停滞傾向をみせ、社会情勢や市民の価値観や生活様式が変わるとともに、本市のまちづくりに大きな影響を与える第二京阪道路や京都第二外環状道路、第二名神高速道路等の広域幹線道路の計画や整備が進展するなか、これらの動向に的確に対応し、市民ニーズ⁵に添えていくために、1997（平成9）年には「～人の心も美しい まちの姿も美しい～ 活力あふれ みどり彩る 生活都市」をめざし第3次八幡市総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

3 人 口 - 人口増加の低減、徐々に進行する少子高齢化 -

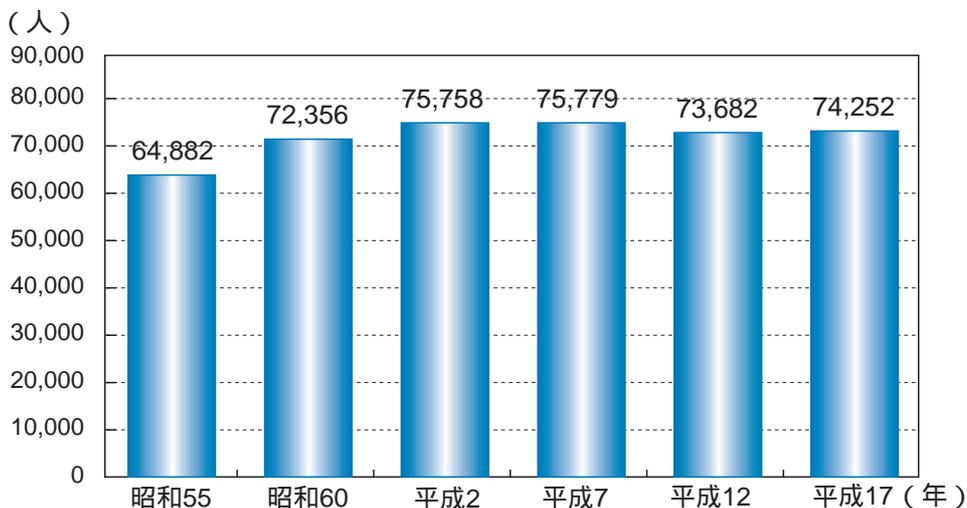
本市は、1977（昭和52）年11月1日に人口57,795人で府内11番目の市として発足しました。

市制施行前後の人口の状況を見ると、1975（昭和50）年から1980（昭和55）年には36.6%、1980（昭和55）年から1985（昭和60）年には12.2%の増加をみましたが、1985（昭和60）年から1990（平成2）年では4.8%となり、1993（平成5）年に7万6千人を超えたのを境に、2001（平成13）年まで微減の傾向が続きました。2002（平成14）年からは微増傾向を示し、7万4千人前後で推移しています。

この傾向の主な理由は、男山団地を中心とした男山地域の人口で、1975（昭和50）年から1980（昭和55）年には60.4%の増加であったものが、1980（昭和55）年から1985（昭和60）年には3.3%となり、この頃に人口が最大となり、しばらく2万8千人台を推移しましたが、その後減少傾向にあり、2004（平成16）年には2万4千人を下回りました。

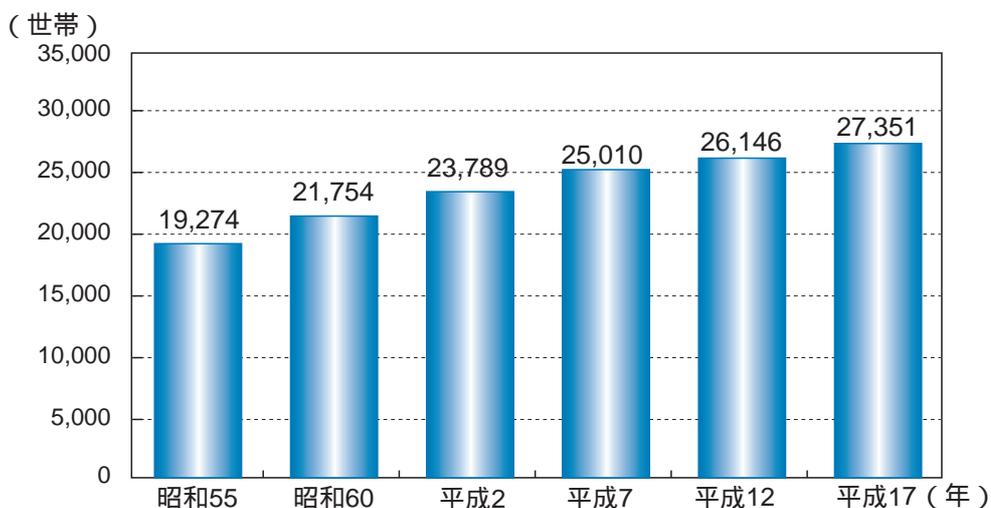
年齢構成でみますと、市制施行後の1980（昭和55）年には男山団地を中心に若い世帯が増加し、年少人口（14歳以下）が30.5%、生産年齢人口（15～64歳）が64.5%、老年人口（65歳以上）が5.0%でしたが、それぞれ1990（平成2）年には21.8%、71.0%、7.2%、2000（平成12）年には14.3%、72.7%、13.0%となっており、2005（平成17）年には13.9%、69.4%、16.7%と少子高齢化が進行しています。

人口の推移



(資料)総務省「国勢調査報告」

世帯数の推移



(資料)総務省「国勢調査報告」

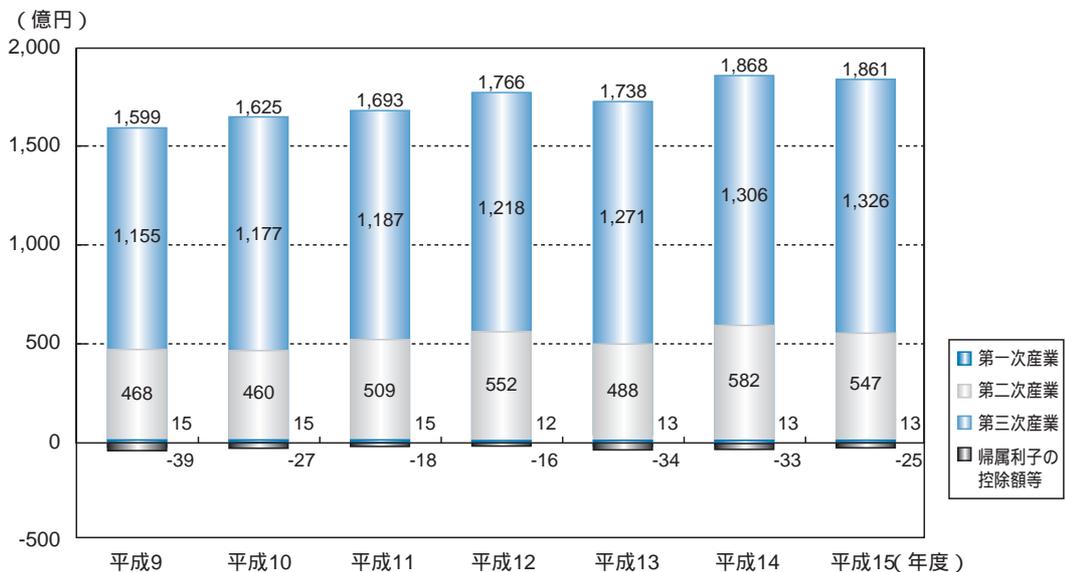
4 産業 - 高い第2次産業の割合、伸びる運輸・通信業・卸売業 -

2000（平成12）年の国勢調査で産業別就業者割合をみると、第1次産業では本市が3.6%、京都府が2.7%、全国が5.1%、第2次産業ではそれぞれ34.3%、29.5%、29.8%、第3次産業では62.1%、67.7%、65.1%となっています。

本市では第2次産業の割合が高く、特に出荷額等で製造業に特化していることに起因していると思われます。また近年、事業所数を大幅に増やしているのは第3次産業に属する運輸・通信業であり、市制施行直後の1978（昭和53）年と比較すると、2001（平成13）年には3.6倍を超える結果となっています。

さらに、商業についてみると、事業所・従業者数では小売業が多くなっていますが、商品販売額では卸売業が約65%を占めています。1982（昭和57）年と比較すると、2004（平成16）年には小売業が2.3倍となるのに対して、卸売業は7.8倍と、非常に大きな伸びになっており、工業団地や広域幹線道路の整備が要因と考えられます。

経済活動別市内総生産（名目）の推移



5 財 政 - 厳しい財政状況が続くなか、行財政改革を推進 -

本市は、市制施行後、計画人口10万人のまちづくり施策を展開するために、施設整備及び人的配置を行ってきました。

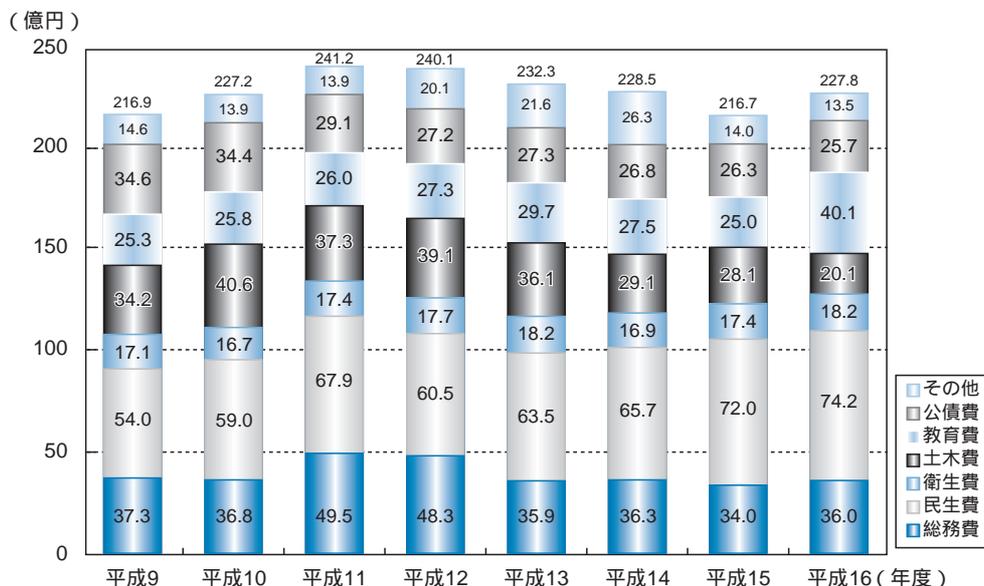
しかし、社会経済環境は大きく変化し、少子高齢化、地方分権の推進など社会情勢の変化に伴う多くの課題がある一方で、複雑・多様化する行政需要に対処する必要があります。

こうしたなか、本市の財政運営状況は、財政力指数⁶の上昇傾向、実質公債費比率⁷及び起債制限比率⁸の減少傾向により公債費では財政の弾力化が図られていますが、社会保障関係経費等の増大により財政の硬直化を示す経常収支比率⁹は高い値で推移し、厳しい状況が続いており、行財政改革の取組を進めています。

今後の動向については、地方分権が進むなかで、公共施設の老朽化対策、団塊の世代の大量退職や社会保障関係経費等の義務的経費の増加が見込まれ、財政的に厳しい状況が予測されます。

このため、国・京都府の動向を注視しつつ、自主財源¹⁰の確保に努め、創意と工夫により簡素で効率的・効果的な財政運営を確保するため、さらに行財政改革を推進する必要があります。

普通会計決算における目的別歳出額の推移



(注)四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料)地方財政調査研究会「市町村別決算状況調」

- 6 財政力指数：地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表す。
- 7 実質公債費比率：公債費（地方公共団体が発行した地方債の償還のために要する経費の総額）等の状況を測る新たな指標で、標準的な財政規模に占める元利償還金等の割合。
- 8 起債制限比率：総務省の地方債許可方針により定められた地方債（地方公共団体が資金調達のために負担する債務）の許可制限に関する指標。財政規模のなかで、公債費が占める比率を過去3年間にわたり平均したもの。
- 9 経常収支比率：税等の一般財源のなかで、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費が占める割合。この比率が高くなる程、公共施設の整備等に充当する財源の余裕がなくなり、財政運営が厳しいことを示す。
- 10 自主財源：自治体が自主的に徴収することのできる財源。地方税、使用料、手数料、分担金、負担金など。

社会経済環境の動向

1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国では、老年人口（65歳以上）が増加する一方で、合計特殊出生率¹¹が減少して、年少人口（14歳以下）は年々減少しています。2005（平成17）年には、日本の総人口は当初の予想よりも早く、戦後初めての減少に転じ、人口減少社会が到来しました。また、いわゆる「団塊の世代」が60歳を迎え、人口に占める高齢者の比率は急激に高まることが予想されます。

こうした人口減少社会においては、労働力の不足や税収の不足、まちの活気の低迷など、さまざまな問題が生じることが懸念されています。このため、これからの人口減少社会においては、自らの地域資源をいかに活用し、交流人口の増加等を通じて活気のあるまちづくりを行えるかを検討することが重要になるといえます。

2 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及により、情報化が大きく進展し、社会生活や人々のコミュニケーションに至るまで大きな影響を与えてきました。

国においても「e-Japan戦略¹²」や「電子政府構築計画¹³」、「u-Japan政策¹⁴」が推進され、地方自治体では電子自治体に向けた取組や地域公共ネットワークの整備や活用が進められています。

こうした情報通信基盤は、住民の行政サービスの利便性向上のみならず、行政と住民、住民相互等の情報交換の方法としても有効ですが、一方で、2005（平成17）年4月に全面施行となった個人情報保護法も背景として、個人情報の漏えいや悪用、先端技術を使った犯罪の増加等の問題への対応がこれまで以上に求められています。

3 循環型社会形成に向けた取組の活発化

2000（平成12）年以降、「循環型社会形成推進基本法¹⁵」や「資源有効利用促進法¹⁶」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）¹⁷」など廃棄物とリサイクル関連の法案が成立し、また、2003（平成15）年3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、国の取組、国民やNPO・NGO¹⁸、事業者、地方公共団体の各主体に期待される役割が提示されるとともに、資源生産性等について数値目標が掲げられました。

一方、企業によるISO14001¹⁹の審査登録件数が急速に増加しているほか、環境保全活動に取り組むNPOも増加しています。また、環境保全活動における住民と行政の連携や協働が進んできており、こうした循環型社会の実現に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

4 グローバル化の進展

交通・情報通信技術の急速な発達により、これまで以上に人・物・金・情報が国境を越えて交流し合う、いわゆるグローバル化が進展しています。

このようなグローバル化の進展は、人的交流の促進要因になる一方で、文化摩擦や外国人労働者の増加による日本産業の構造変化の要因にもなると考えられます。そのため、地方自治体としても多様な文化への理解や交流促進、また、グローバル化を踏まえた産業政策の展開も視野に入れ、対応することが求められます。

5 安全性への認識の高まり

1990（平成2）年以降、刑法犯の認知件数が増加しており、1990（平成2）年は約164万件でしたが、2005（平成17）年には約227万件も発生しています。こうした犯罪増加の背景として、全国的に犯罪の防御壁となる地域コミュニティの希薄化や地域での自主防犯による結束力低下が指摘されています。

また、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災をはじめ、近年、全国各地で自然災害が多発していることから、住民の防災意識は高まってきています。

このように安全・安心のまちづくりに対する住民の意識は全国的に高まっていますが、今後とも地域における安全なまちづくりを推進するうえで、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、地方自治体と住民、企業、警察等の連携のもとで一体的な取組を進めていく必要があります。

-
- 11 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均。
 - 12 e-Japan戦略：「2005（平成17）年までに世界最先端のIT国家となる」ことを定めた「e-Japan戦略」の一定の実現を踏まえ策定された、構想、戦略、政策の総体。前計画で残された課題に取り組むとともに、2006（平成18）年以降は日本が新しいIT社会のフロンティアを切り拓く開拓者として、その成果を世界に広く提示することをめざしている。
 - 13 電子政府構築計画：中央政府や地方自治体等の行政機関を電子化し、ネットワークで結ぶことにより、住民や企業に対し質の高いサービスを効率的に提供することをめざす計画。
 - 14 u-Japan政策：総務省の定める情報通信技術の2010（平成22）年における社会の姿であるu-Japanの実現をめざす一連の政策。u-Japanにおいて情報通信技術は、少子・高齢化社会の進展や生活の安全レベルの低下等に対する解決策として位置づけられている。
 - 15 循環型社会形成推進基本法：社会の営みを資源循環という視点で捉え、廃棄物の減量や再資源化を優先する基本姿勢を示した法律。2000（平成12）年に成立・施行。
 - 16 資源有効利用促進法：再生資源利用促進法が全面的に改正された法律。循環型社会の実現をめざし、廃棄物を資源として再利用することを前提とした現行のリサイクル対策の強化に加え、廃棄物を減らすリデュース対策と、廃棄物を繰り返し使うリユース対策を導入。
 - 17 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）：廃棄される家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機）から、有用な部分や材料をリサイクルすることにより、廃棄物の減量と資源の有効利用を推進するための法律。
 - 18 NGO：「非政府組織」と訳される。もとは国連で使われ始めた用語で、政府の代表ではない民間団体を意味している。しかし、日本では特に国際的に活動する民間非営利組織に対して使われている。
 - 19 ISO14001：国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステム（組織の活動により生じる環境負荷を低減・改善するための組織体制）の国際規格。「国際標準化機構」とは、国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格（ISO9000シリーズ）などを発行している。

6 地方分権の進展と協働による地域づくり

2000（平成12）年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）²⁰」が施行され、国や府県から市町村への事務権限の移譲が進みました。また、2004（平成16）年度からは「国庫補助負担金の改革」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税の見直し」の三つの改革を行う三位一体の改革が実施に移され、地方自治体は限られた財源のなかで創意工夫を凝らして個性ある地域づくりを進めていくことが今まで以上に求められています。

一方、福祉や環境、まちづくりなど、これまで行政が専門に行っていた分野において、NPOや市民団体による活動が盛んになっています。また、PFI²¹や指定管理者制度²²など、公共施設の整備や運営に民間の資金や手法を活用する動きも広がっています。

公共分野を行政のみで行うのではなく、住民や企業との協働を通じて、個性ある地域づくりを進めていくことが必要です。

7 行政の広域化の進展

日常生活や経済活動の広域化に伴い、広域的な視点から行政を進めていくことがますます重要となってきています。

京都府が策定した「新京都府総合計画²³」及び「新京都府総合計画実現のための中期ビジョン²⁴」では、2010（平成22）年を目標として5つの将来像の実現に向けた5つのビジョンが掲げられ、山城中部地域の整備構想においては、広域交通網を活かした豊かな産業・文化交流圏の形成の方向のもとに施策が展開されています。また、2005（平成17）年には「山城地域振興計画²⁵」が策定され、活力とやすらぎの山城交流圏の実現に向けた施策が推進されています。

さらに、宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町・大山崎町の6市4町で構成する「京都南部都市広域行政圏推進協議会²⁶」では、2014（平成26）年を目標年次として、連携して実施する事業のほか、一部事務組合が実施する事業、国や京都府の実施する広域的事業等の活動指針を示す「京都南部都市広域行政圏計画²⁷」を策定しており、このなかで、本市は、緑豊かな生活都市として、また、京都・大阪圏との広域的な連携を図る交流拠点の玄関口として位置づけられています。

市町村合併については、京都府南部地域では、2007（平成19）年3月に木津町・加茂町・山城町の3町が合併し新市が発足する予定であり、また、宇治市・城陽市・井手町・宇治田原町の2市2町が法定協議会設置に向けた検討を行っています。

中核市²⁸規模のスケールメリットを活かした合併は、地方分権のますますの進展や市民生活・経済活動の広域化、少子高齢化等への対応、財政基盤の強化といった観点から有効な手段であり、引き続き重要な課題です。

また、道州制²⁹については、地方分権をさらに進めるものと考えられますが、制度のあり方等についてさまざまな議論が行われており、国や京都府の今後の動向を注視する必要があります。

-
- 20 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）：地方分権を推進するため、474本の法律の改正部分を1本の法律として改正したもので、1999（平成11）年7月に国会で成立、原則として2000（平成12）年4月1日に施行。
- 21 PFI：公共施設の建設・維持管理・運営等に、民間の資本や経営ノウハウを取り入れることにより効率化を図る政策手法。
- 22 指定管理者制度：公的施設の管理を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に代行させる制度。2003（平成15）年の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかわり導入。
- 23 新京都府総合計画：2001（平成13）年から2010（平成22）年までの京都府の総合計画。府の政策の基本的な指針。
- 24 新京都府総合計画実現のための中期ビジョン：新京都府総合計画策定後の国内外の情勢の変化を踏まえた、計画を実現させるための中期ビジョン。2005（平成17）年3月に策定され、今後取り組むべき課題や重点目標が取りまとめられている。
- 25 山城地域振興計画：山城地域の一層の振興・発展を図るために、2005（平成17）年に策定された計画。活力とやすらぎの山城交流圏の実現に向けた施策を推進。
- 26 京都南部都市広域行政圏推進協議会：1979（昭和54）年9月京都府知事により設定された京都南部広域行政圏における広域行政計画の策定や事業の実施等についての連絡調整を行うための広域行政機構。
- 27 京都南部都市広域行政圏計画：圏域のもつ特性と住民の意向を踏まえた長期的総合計画。
- 28 中核市：人口30万以上の市。福祉・保健衛生や都市計画等に関する事務を独自で行うことができる。
- 29 道州制：数府県の地域を単位とする広域行政体として、「道」または「州」を設置する制度。

八幡市の主要課題

1 人権を尊重しだれもが輝く地域づくり、 これからの“八幡”を担う人づくりの推進

未来の八幡市を中心となって創っていくのは、子どもたちです。学校・家庭・地域の連携により、自主性、社会性、創造性にあふれ、社会の変化に対応できる能力や資質を備えるとともに、地域の自然や歴史、文化を正しく理解し、ふるさと八幡を愛する子どもを育てていくことが重要です。さらには、子どもの安全を守る取組や、食の安全、地域の食文化等について情報を交流し、体験の機会をつくる食育も進めていく必要があります。

また、子どもたちだけでなく、生涯を通じた学習機会の拡充を図ることにより、市民の社会参加やまちへの関心を高める必要があります。

ここ10年間で、核家族化³⁰がさらに進行するとともに、個人の生活様式や価値観がますます多様化し、ともすれば地域の連帯感や人間関係が弱くなってきています。人が輝き、だれもが住みよいまちをつくっていくためには、平和や人権を尊重するとともに、男女がともにその個性や能力を發揮し、豊かな人間関係を育む意識づくりが重要です。

2 豊かな地域資源を活かしたまちづくりと新しい都市イメージの形成

男山や木津川をはじめとする八幡の豊かな自然環境は、先人からの贈り物であり、未来の子どもたちからの預り物とも言うことができます。また、八幡には石清水八幡宮、松花堂、流れ橋など数多くの歴史・文化資源があり、さらには松花堂弁当、八幡巻き、源氏巻き、岩田帯等の発祥の地として知られています。これらの地域資源を守り、育て、活かすことが必要です。

本総合計画策定にあたっての市民アンケートにおいても、望ましいまちづくりの方向性として「緑豊かでうるおいのあるまち」を求める声も多く、これらの自然景観や歴史・文化資源と調和のとれたまちづくりを進めるとともに、積極的な情報発信を行って、八幡の伝統やすばらしさをより多くの方々に知ってもらい、新しい都市イメージの形成をめざすことが重要です。

3 みんなが安心して暮らせるまちづくりの推進

安全・安心のまちづくりに対する住民の認識が全国的に高まっていますが、本市においても、地域コミュニティのこれまで以上の活性化を求める声があります。このようなことから防犯や防災対策が引き続き重要な課題となります。

また、本市は、木津川や淀川が市域を取り巻いていることから、過去に大規模な

水害に見舞われ改善を図ってきましたが、引き続き治水対策が必要です。

高齢者や障がいのある方だけでなく、子どもから大人までだれもが暮らしやすいまちとするために、道路の整備や施設のバリアフリー化³¹、市内交通の利便性の向上が求められています。八幡市駅周辺、橋本駅周辺など「まちのにぎわい」を生む市街地の整備を求める声も多いところです。また、本市全体の人口・世帯数の約3分の1を占める男山地域のUR賃貸住宅³²（旧公団住宅）等が築30年以上を経ており、大規模修繕や建替えの検討も必要です。

また、少子高齢化・核家族化が進んでいくなかで、だれもが生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちづくりが求められています。乳幼児から高齢者まで、それぞれの年代、生活様式にあった健康づくりを進めるとともに、高齢者や障がいのある方の生活、子育てを地域社会で支援するなど、自助³³・共助³⁴・公助³⁵のバランスのとれた福祉環境づくりが必要です。

本市では2002（平成14）年に「環境自治体宣言³⁶」を行い、身近なところから、地球温暖化³⁷防止等の地球規模での環境保全に取り組むこととしています。市民、NPO、企業との協力のもと、それぞれの役割と責任を自覚し、循環型社会の形成を図ることが重要です。

4 活力あふれ人がつどう交流のまちづくりの推進

産業の振興は、市民の就業機会を確保するだけでなく、活力あふれるまちづくりを進めていくための重要な要素です。

まず、農業では、担い手を確保するとともに、八幡ブランドの開発や安全・安心を求める消費者ニーズに対応した地産地消³⁸の推進が必要です。

30 核家族（化）：一組の夫婦と、その未婚の子どもだけで構成される家族（の増加が進展すること）。

31 バリアフリー（化）：1974（昭和49）年に国連で初めて使われた言葉であり、主に建築上の障壁（バリア）を除去するという意味で使われるが、高齢者や障がい者等のために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるように生活や行動に不便な障害・障壁を除去することをも含む。

32 UR賃貸住宅：独立行政法人都市再生機構が扱っている賃貸住宅の通称で、かつての「公団住宅」をさす。都市再生機構は、民間による都市再生や地方公共団体等との連携による全国都市再生の推進を図っている。

33 自助：他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。

34 共助：互いに助け合うこと。互助。

35 公助：行政が公的責任において支えること。

36 環境自治体宣言：「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して行動する決意の表明であり、本市を「環境にやさしいまち」にしていくという宣言。

37 地球温暖化：大気中の二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が上昇することにより、地表面から放出される赤外線を吸収し、大気の温度を上昇させること。

38 地産地消：地元でとれた生産物を地元で消費すること。生産者等が明らかであり、消費者にとって安心な側面がある。

本市では、全国や京都府と比較して第2次産業の割合が高く、なかでも製造業の割合が特に高くなっています。また、第二京阪道路や京都第二外環状道路等の広域幹線道路の整備が進み、沿線の工業団地に多くの企業が進出しています。このような地域特性を活かした産業の振興が重要です。また、大型商業施設が市の中南部に進出してきており、既存商店街や個別商店の魅力を高めていくことが必要です。

一方、本市は、大阪府境に接し、京都市と大阪市という大都市の中間にあります。こうした地理的な優位性を活かして活力あふれるまちづくりを進めていくためには、多くの方々に八幡を訪れていただき、八幡の豊かな地域資源、歴史・文化資源に直接触れ、八幡の伝統やすばらしさを知っていただくことが重要です。

また、それによって、市民のふるさと八幡に対する愛着や誇りが一層強くなるものと考えます。また、産業や学術研究といった面でも交流を促進し、まちの活性化につなげていくことが必要です。

5 健全な行財政運営と協働によるまちづくりの推進

現在、本市の財政状況は、改善の方向には向かっているものの、長引いていた景気の低迷の影響を受けて、大変厳しい状況にあります。

こうしたなか、行財政改革など経費の削減や抑制を図る等の取組を進めているところですが、組織体制の見直しや市民参画、市民との協働の取組の推進等も含め、引き続き計画的で効率的な行財政運営を確保する必要があります。

行政が中心となって幅広いサービスを提供する時代から、市民をはじめ、NPO、事業者、行政など、市にかかわる全ての方々との協働により地域全体でまちづくりを進めていく時代へと変化するなかで、定年退職者などこれまで第一線で社会を支えて来られた方の豊かな経験をまちづくり等の社会的な活動に活かし、本市の持続的な発展につなげていくことが重要です。

こうしたことから、情報公開を含めた市民参画、市民との協働の拡充や、自治会を中心とする地域コミュニティ、NPOをはじめとする各種団体活動の活性化が必要です。

基本構想



基本構想の位置づけ

1 基本構想策定の目的

基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的に、市町村が議会の議決を経て制定するよう、「地方自治法¹」において定められているものです。

この基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくり²の進め方や人口規模、土地利用指針など、長期的な視点から将来都市像実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

2 計画期間

長期的なまちづくりの基本指針である基本構想の計画期間は2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間とします。



まちづくりの将来像

1 将来都市像

本市は、男山、木津川、田園地域等の豊かな緑と水に恵まれ、また石清水八幡宮や松花堂などすぐれた歴史・文化資源をもっており、これらを守り活かしていくことは多くの市民の願いです。

また、住宅都市として発展してきた本市は、これまで、人口の増加や市民のニーズ³に対応するため、道路や下水道といった生活環境及び都市基盤の整備に力を注いできました。今後はこれまでのまちづくりの成果を踏まえ、市民がよりいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、本計画における八幡市の将来都市像を

自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市

～ 自立と協働による個性あふれるまちづくり～

と定めます。



1 地方自治法：地方自治の基本を定めた法律。
2 まちづくり：2ページ参照。
3 ニーズ：8ページ参照。

2 まちづくりの基本目標

(1) 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

人権の尊重、市民協働

社会が成熟期を迎え、個人の生活様式や価値観の多様化が進むなかで、心ふれあう住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いを認め理解しあう姿勢をもつことが大切です。

このため、全ての人々が尊重しあい、豊かな人間関係に基づいた信頼関係の深い地域づくりをめざして、さまざまな取組を進めます。

また、地方分権が進むなかで、効率的かつ個性あるまちづくりを進めていくために、健全な地域コミュニティの育成や、市民、NPO⁴、事業者、行政の協働⁵の仕組みづくりを通じて、市民、NPO、事業者、行政が対等な立場でよりよい地域の実現に向けた活動のできるまちづくりを進めます。

(2) 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち

子育て、教育、文化芸術振興

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、家庭はもちろんのこと、地域全体の願いでもあります。

喜びを感じ、希望をもち、安心して子どもを産み、育てられる環境整備を総合的に進めます。

そして、学校教育・社会教育の連携の重要性を踏まえ、子どもたちが社会の変化に対応できる力と豊かな人間性を身につけることができるよう、保育・教育施設、家庭、地域の連携を強化するとともに、社会全体で教育力の向上に努めます。また、子どもたちが安心して学校生活等を送れるよう施設の整備に努めます。

市民が文化・芸術・スポーツ等の活動を通じて、地域に愛着をもちながら、心豊かにうらおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、豊富な歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます。

(3) 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

環境保全、土地利用

本市では2002(平成14)年に「環境自治体宣言」を行い、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」にしていくことを決意しました。今後もこの宣言を大切に、豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

このため、市民、行政、事業者が協力してごみを減らし、分別により再資源化するための取組を進めます。

また、市全体の土地利用計画を適切に運用し、保全する地域と活用する地域が明確で、快適で暮らしやすいまちづくりを進め、省エネルギーで、環境負荷⁶の小さなまちをめざします。

さらに、まちなみや身近な河川、公園、緑地、田園等の自然が美しく保たれるよう、市民や関係機関とともに取組を進めます。

(4) だれもが明るく元気に暮らせるまち

健康・福祉

少子高齢化が進行するなかで、だれもが明るく元気に暮らせるまちを実現するためには、人々が地域社会のなかでともに助け合い、支え合うことが不可欠です。また、支える側も支えられる側も、社会とのかかわりを保ちながらいきいきと暮らせるようにしていく必要があります。

そのため、保健・医療、高齢者福祉、母子・父子福祉、障がい者福祉、生活保障といった福祉の各分野において、ボランティアやNPOをはじめとする地域コミュニティにおける福祉活動を支援していくとともに、高齢者や障がい者等の社会参画を重視した取組を進めます。

(5) 人がつどい、活力あふれるまち

産業振興、交通、道路、情報通信

活力ある自立したまちづくりを進めていくためには、工業、商業、農業、観光等の産業が元気であることが欠かせません。

このため、工業においては、優良な企業の誘致や既存事業所との連携に努め、商業については、商店の振興等を通じてまちなかににぎわいが生まれるような取組を進めます。その際には、立地する企業や商店が地域社会と共生していけるよう指導を行います。また、農業については担い手の育成に努めるとともに、食の安全など時代の潮流に即しつつ、農家の生活を守る観点から施策を進めます。

さらに、観光分野の魅力を周辺地域と連携しながら発信し、歴史・文化資源の豊かな八幡への来訪者を増やすよう努めます。

また、多くの人や企業がより広く便利につどえるよう、八幡市駅のバリアフリー化など公共交通機能の向上、道路や情報通信基盤の整備を進め、あわせて市民生活の利便性の向上に努めます。

4 NPO：2ページ参照。

5 協働：2ページ参照。

6 環境負荷：人間の活動が環境に与える悪影響。

(6) 安心して暮らせる安全で快適なまち

安全・安心、都市整備

安心して暮らせる安全で快適なまちをつくるためには、災害や犯罪等を防止する都市基盤の整備と普段から万が一に備える地域の人々の取組が欠かせません。

このため、消防・救急の充実をはじめ、住環境、上下水道、河川など災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における防犯・防災活動を支援し、安心して暮らせる社会をともにつくる仕組みを整えます。

また、市民の安全を脅かす新たな問題を迅速・的確に把握し、対応できるよう努めます。

さらに、住環境の向上、公園・緑地等の整備を通じて快適でうるおいのあるまちづくりを進めます。

(7) 計画の実現に向けた取組や体制の強化

計画の推進など

総合計画の実現に向け、市役所は市民に最も身近な行政組織として、効率的かつ効果的に運営されることが求められています。

そのために、職員を適材適所に登用するとともに、個々の資質を向上させる取組をこれまで以上に強化していきます。

また、民間の活力や手法の活用、行政の仕事を評価し、検証する仕組みの構築等を通じて、市民にとってよりよいサービスを効率的に提供できるよう努めます。

さらに、近隣市町との連携を深め、広域的な事業や活動により、効率性・効果性の向上が期待される取組について積極的に協力していきます。

まちづくりの進め方

第4次八幡市総合計画においては、次の3点を基本的姿勢としてまちづくりを進めます。

1 自立と連携

地方分権が進み、本市はこれまで以上に国や京都府から自立したまちとなることが求められますが、少子高齢化、経済のグローバル化の進行という厳しい環境のなかで、それを成し遂げなければなりません。一方で、環境問題をはじめとするさまざまな分野で広域的な課題解決への取組も求められています。

そこで、中・長期的に自立・持続可能なまちづくりを、広域的な連携を図りながら進めていきます。

2 公開と協働

経済の急速な成長や人口の増大が見込めない今後の社会において、自立したまちづくりを進めるためには、市民や事業者の力を活かし、さまざまな課題の解決に協働で取り組んでいくことが必要です。その際、行政と市民、NPO、事業者が対等の関係で協力するためには、それぞれの資源や情報を公開しあうことが必要です。

そこで、市民、NPO、事業者、行政が互いのもつ資源や情報を積極的に公開し、協働でまちづくりを進めます。

3 信頼と安心

市民、NPO、事業者、行政によるさまざまな取組は、市民、NPOと行政、あるいは市民同士など、互いの信頼関係があつてこそ、その成果が広く共有され、深く浸透することになります。また、お互いが信頼関係で結ばれた地域コミュニティは、そこに住む人々に安全と安心をもたらしてくれます。

そこで、本市にかかわる全ての人や団体との間に信頼の絆を築き、その信頼関係のもとで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

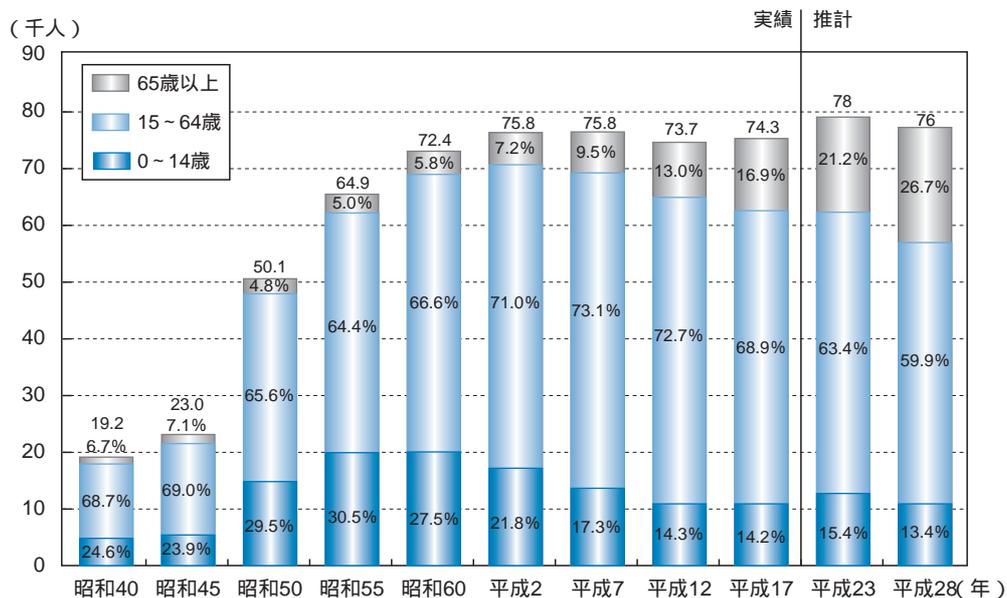
人口規模

国勢調査による本市の人口は、男山団地の開発により1970年代から80年代半ばにかけて急激に増加し、その後は安定的な増加が続いていましたが、近年では1995（平成7）年の約7万6千人を最大に、以降は停滞傾向にあります。

今後は、美濃山地域において一定の人口増加が見込まれるため、2011（平成23）年には約7万8千人程度まで増加すると予想されますが、その後は開発余地の減少と高齢化に伴う人口の自然減によって、人口は再び減少傾向に転じるものと見込まれます。

以上のような本市人口の現状や将来の動向を踏まえ、目標年次の2016（平成28）年における本市の人口を約7万6千人程度と設定します。

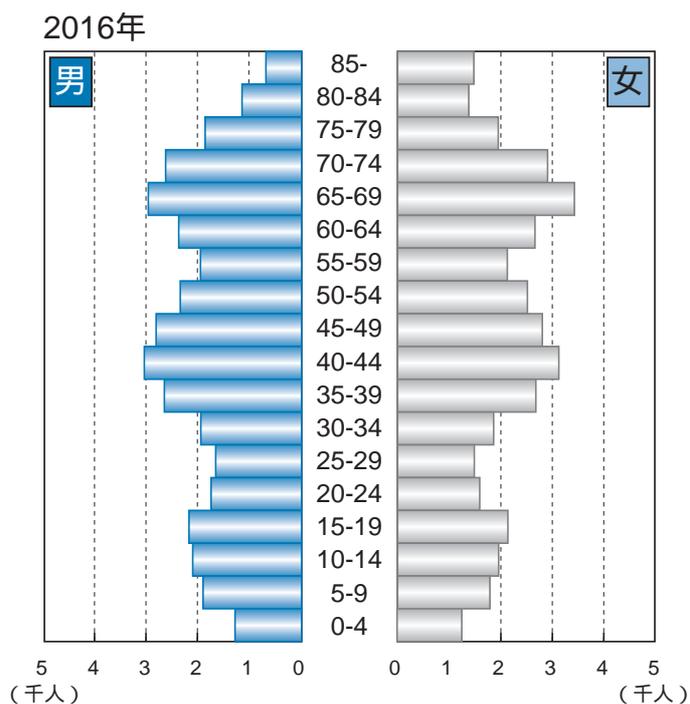
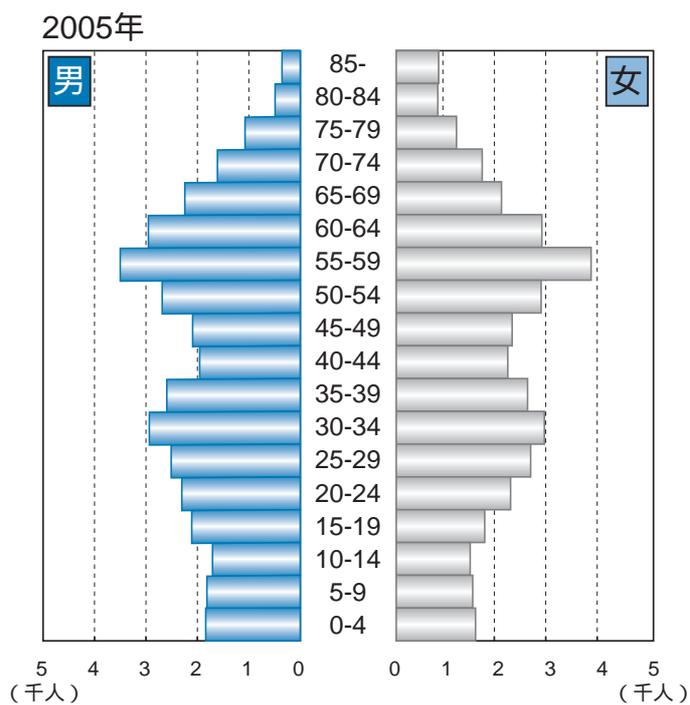
八幡市の総人口・年齢3区分別人口の見通し



(注) 四捨五入等の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(2003年12月推計)、総務省「国勢調査報告」、八幡市資料をもとに推計。

八幡市の年齢5歳階級別人口(2005・2016年)



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(2003年12月推計)、総務省「国勢調査報告」、八幡市資料をもとに推計。

都市空間形成の方針

都市空間形成の基本方針として、本市がめざす都市の構造と土地利用の方針を示します。

1 めざすべき都市の構造

(1) 2つの広域交流エリアの形成

北部広域交流エリア

八幡市駅周辺を中心とする地域は、鉄道、広域幹線道路における玄関口であるとともに、三川合流周辺や男山など、自然や歴史・文化資源の面でも本市を代表する地域です。この地域を北部における広域交流エリアと位置づけ、地域資源を活用したまちづくりの中心とします。

南部広域交流エリア

第二京阪道路と第二名神高速道路の結節点となる（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺は、本市と京都・大阪都市圏、全国各地をつなぐ新しい玄関口となります。第二名神高速道路の整備の動向を踏まえて、この地域に本市の新しい広域交流エリアを形成し、都市活力の向上に活かしていきます。

(2) 交流拠点の充実

広域集客交流拠点

三川合流周辺、男山周辺、松花堂周辺、流れ橋周辺の4地域については、京都・大阪都市圏からの広域的な集客をめざす「広域集客交流拠点」と位置づけ、周辺環境整備やさまざまな施策と連動した魅力の向上を図ります。

生活交流拠点

市民の生活交流の中心となる八幡市駅周辺、橋本駅周辺、男山の各地区センター周辺、きんめい近隣公園周辺については、「生活交流拠点」として周辺の環境整備と商業機能の誘導を図ります。また、公共公益・文化施設等が集積する市役所周辺については、生活・文化交流の場として機能の充実を図ります。

複合都市機能拠点

南部広域交流エリアでは、広域幹線道路がもたらす効果をまちづくりに活かすため、産業の活性化と市民生活の利便性向上につながる複合的な都市機能拠点の整備をめざします。

(3) 交流連携軸の整備

広域交流軸

京都第二外環状道路、府道京都守口線、国道1号、第二京阪道路とこれにつながる第二名神高速道路については、本市を京都・大阪都市圏及び全国各地と結ぶ「広域交流軸」と位置づけ、広域的な連携の強化を図ります。

南北連携軸

市域の北と南に形成される広域交流エリアを結び、さらに乙訓方面に伸びる南北方向の幹線道路を「南北連携軸」とします。南北の広域交流エリアを連携させるとともに、この軸を中心に乙訓・京都北部方面、京田辺市方面との連携も図ります。

東西連携軸

市域から近隣市に伸びる東西方向の幹線道路を「東西連携軸」とします。この軸を中心に市域の西部と東部、枚方市方面、木津川右岸方面との連携を図ります。

市内交流軸

橋本南山線から山手幹線、府道長尾八幡線から府道富野荘八幡線、府道八幡木津線、八幡田辺線は、市内における生活交流を支える「市内交流軸」です。市民生活に身近な動線として、市民の暮らしに必要な商業・サービス機能の適切な立地を促進します。

集客交流軸

北部広域交流エリアから、東高野街道の一部である市道土井南山線を経て松花堂周辺に至るルートと、流れ橋周辺を経て城陽市、京田辺市の木津川沿岸につながるルートでは、市内の「広域集客交流拠点」を結ぶ「集客交流軸」として、広域からの来訪者の憩いの空間を形成します。

また、市内を流れる大谷川、防賀川については、市民及び市外からの来訪者にうるおいを与える軸として親水⁷空間の整備を進めます。

7 親水：水にふれること、ながめることなどさまざまな形で水と親しむこと。

2 土地利用の方向

(1) 住宅地域

既に住宅地が形成されている既成市街地⁸では、用途の混在を抑制して秩序ある土地利用を誘導し、快適で魅力ある生活環境の向上をめざします。

また、残された空閑地では、今後の住宅需要の動向を踏まえて、新たな市街地形成の誘導を図ります。

市役所周辺の地域については、公共施設の集積を活かし、行政サービスや市民文化の中心とします。

(2) 商業地域

八幡市駅周辺をはじめとする既存商業地では、にぎわいのある商業空間の充実を図ります。

(3) 沿道サービス地域

幹線道路の沿道においては、自動車関連等の沿道サービス施設の立地を許容しつつ、住環境の保全に努めます。

(4) 工業等産業地域

第二京阪道路や京都第二外環状道路の整備に伴う業務用地の需要拡大に適切に対応し、本市の産業活力の向上につなげます。

また、第二名神高速道路と第二京阪道路の結節点となる（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺では、新たな都市機能の立地を図るとともに、市の新しい玄関口として周辺環境と調和した景観を形成します。

(5) 田園・集落地域

都市近郊農業の振興を図るため優良農地の保全に努めるとともに、農村集落の生活環境整備を進めます。

(6) 自然環境地域

男山の樹林地や三川合流周辺から木津川にかけての水辺空間など豊かな自然環境の保全と活用を図ります。あわせて、森林の適切な管理と保全に努めます。

(7) 土地利用検討地域

大谷飛地については、周辺地域と調和した良好な住居系の土地利用の実現に向けた検討を進めます。

将来都市構造・土地利用図



8 既成市街地：道路等の都市基盤が整備され建物が連続的に立地しているなど、既に市街地が形成されている地域。

基本計画



基本計画の位置づけ

1 基本計画策定の目的

この基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ~自立と協働による個性あふれるまちづくり~」を実現するために、優先的に取り組むべきリーディングプロジェクトや施策、主要事業を明確にし、それらを体系的に示すために策定するものです。

2 計画期間

計画期間については2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間とします。なお、計画開始から5年後には社会情勢の変化を踏まえた中間見直しを実施します。



リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトとは

リーディングプロジェクトとは、厳しい財政状況のなか、限られた財源を必要な施策に集中的に投下することにより、第4次八幡市総合計画におけるまちづくり¹の重点目標を明確にし、総合計画の成果を目に見える形で実現することをめざすものです。

2 5つのリーディングプロジェクト

この基本計画では下記の5つをリーディングプロジェクトとします。なお、各プロジェクトは、これまでの本市の取組やプロジェクトの性質を踏まえ、重点的に取り組む時期を前期・後期・全期間の3つに分けることとします。

プロジェクト名と取り組み時期

プロジェクト名	期 間	
	前期 (平成19～23年度)	後期 (平成24～28年度)
(1)市民協働推進プロジェクト	重点的に取り組む期間	重点的に取り組む期間
(2)放生川再生プロジェクト	重点的に取り組む期間	重点的に取り組む期間
(3)住宅・住環境整備プロジェクト	重点的に取り組む期間	重点的に取り組む期間
(4)組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト	重点的に取り組む期間	重点的に取り組む期間
(5)交流拠点整備プロジェクト	重点的に取り組む期間	重点的に取り組む期間

▶: 重点的に取り組む期間

◀: 試行的、継続的に取り組む期間(準備期間及びフォローアップ期間)

(1) 市民協働推進プロジェクト

概要

市民、NPO²、事業者、行政が協働³により取組を進めていくことができるよう、その活動の基盤となる拠点づくりを進めます。

取組内容

市民活動拠点(NPOセンター、市民活動情報センター、市民パートナーシップステーションなど)の設立
男女共同参画⁴ルームの整備

1 まちづくり：2ページ参照。

2 NPO：2ページ参照。

3 協働：2ページ参照。

4 男女共同参画(社会)：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

子育て支援総合センターの整備
リサイクルセンター（環境学習機能）の設置

プロジェクトの背景とねらい

これからのまちづくりを進めていくためには、市民、NPO、事業者、行政が対等の立場に立って協働により取組を進めていくことが重要です。本市ではすでにNPOや市民による自主的なまちづくり活動が行われていますが、その活動の拠点となる施設の整備が求められていました。そこで、学校再編整備に伴う跡地利用の検討の一環として、既存施設を有効に利用して、市民参画、市民協働、市民活動の核となる拠点を形成します。

プロジェクトの実現によりめざす姿

子どもから大人まで市民だれもが、いつでもまちづくりの最新情報に触れることができ、学校や職場以外で、また世代を超えて、明日の八幡について仲間と語り合います。

そして、行政とともに、これからも住み続けたいと思える「ふるさと八幡」に向けて、まちづくり活動や社会活動に参加し、交流の輪を広げます。

(2) 放生川再生プロジェクト

概要

放生川（大谷川）の水流を確保し、たいこ橋（安居橋）周辺を名実ともに市民や来訪者がつどう市のシンボルゾーンとします。

取組内容

再生水を放生川に放流するなど水流の確保
放生川及びその周辺地域の整備



放生川にかかる安居橋

プロジェクトの背景とねらい

放生川をはじめとする水辺環境や景観の整備は従来から市民の要望の多い事項でした。このプロジェクトが実現すれば子どもの水遊び場としても活用でき、市民のふれあいとやすらぎの場とすることができます。また、「石清水八幡宮 たいこ橋 東高野街道 松花堂美術館」とつづく観光ルートの形成にも寄与します。さらに、放生川では河川清掃の市民活動が行われており、このプロジェクトを通じて市民と行政の協働活動の先駆的な取組としていくことが可能です。このほか、京阪八幡市駅の駅北整備との連動や再生水の利用を通じた「環境自治体宣言⁵のまち」としてのPRなど、幅広い効果が期待できます。

プロジェクトの実現によりめざす姿

八幡市駅からたいこ橋までの石畳の道は、右に八幡さんがあり、左に放生川が流れ、訪れる人々にやすらぎを与えます。ここから松花堂美術館までの東高野街道は観光ルートとして、また市民の散策ルートとしてにぎわい、商店も活気にあふれています。

市民活動が契機となって清流を取り戻した放生川のほとでは、観光客や市民が憩い、子どもたちも安心して水遊びができ、「環境自治体宣言のまち」のシンボルゾーンとなっています。

(3) 住宅・住環境整備プロジェクト

概要

市営住宅や男山地域の集合住宅の老朽化に対応して、今後の整備方針を検討し、「やすらぎの生活都市」としての再生を図ります。

取組内容

少子高齢化、ライフスタイル⁶の変化等に対応した住宅・住環境の整備方針の決定方針に基づく整備の推進
独立行政法人都市再生機構（UR）による整備の促進

プロジェクトの背景とねらい

本市はこれまで、京都・大阪という大都市に隣接しているという立地条件を活かして、住宅都市として発展してきました。しかし、本計画の期間中には男山団地の開発から40年を経ること等もあり、快適な住宅・住環境を維持するために、住宅の老朽化への対応は本市にとって大きな課題となると考えられます。そこで、住宅・住環境の整備を、ユニバーサルデザイン⁷等の採用による高齢者等の福祉に対応することはもとより、バスなど市内交通の利便性の向上、地域の商業の活性化等を視野に入れ、一体的な取組として進めます。

5 環境自治体宣言：16ページ参照。

6 ライフスタイル：個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えて、その人らしさを示す際に用いられる。

7 ユニバーサルデザイン：文化・言語の違いや、老若男女等の差異、障がい・能力に関係なく、全ての人が利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をさす。

プロジェクトの実現によりめざす姿

私たちの「ふるさと八幡」は、京都・大阪に隣接しながらも、先人たちの知恵と努力により多くの自然が残っています。この豊かな自然環境と共生しつつ、利便性の高い交通が確保された住宅地には、子どもからお年寄りまで幅広い世代の住民が快適な生活を送り、地域の商店もにぎわっています。

男山地域を中心とする集合住宅など個々の住居も、ユニバーサルデザイン化が進み、年齢やライフスタイルに応じ、安全・安心・快適な暮らしができるようになっていきます。

(4) 組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト

概要

子どもの安全対策、地域福祉活動等の自治組織活動を支援するとともに、NPO等との連携を図り、学校、地域、市民、NPOの協働による人づくり・地域づくり活動を促進します。

また、子どもの安全対策とともに、学区を中心とする組織間協働の拠点となる学校施設の耐震化を進めます。

取組内容

- 地域コミュニティ活動の促進
- NPO・ボランティア活動の促進
- 自治会、NPO、ボランティア、関係機関相互の連携強化
- コミュニティビジネス⁸の研究
- 地域通貨⁹の研究
- 学校施設の耐震化計画の推進



有都小学校区における地域での「朝のあいさつ運動」

プロジェクトの背景とねらい

お互いが信頼関係で結ばれ、ネットワークが形成された地域コミュニティは、そこに住む人々に安全や安心、生活の質の向上など豊かな生活をもたらしてくれます。

本市においては、学区を中心に地域特性を活かした自治組織活動が活発に展開されており、また、NPOをはじめとする市民活動も広がりを見せています。このプロジェクトにおいては、このようなコミュニティ活動をさらに活性化させ、各種団体相互の連携による事業効果の拡大を図り、組織間の協働により、コミュニティビジネスの展開など、より多様で厚みのある地域活動の推進を支援します。

また、団塊の世代など増加が予想される定年退職者等の社会参加を促進し、活動の担い手として活躍できる環境を整備します。これらの活動を通じて、地域内の組織や個人がさまざまなネットワークを形成して協働による取組を進め、安全・安心で信頼関係で結ばれた地域づくりを進めます。

プロジェクトの実現によりめざす姿

自分たちが通った、また子どもたちが通う学区は、地域コミュニティ活動を展開していくうえで基礎となる単位です。この学区を中心に、学校、地域、家庭、さらにはNPO、ボランティアが連携し、地域の特性を活かしながら、また定年退職者等の知識や経験を活かしながら、子どもたちの安全・安心を守り、高齢者や障がいのある人たちの生活を支援し、さらにはお祭りなど地域の伝統文化を守り育てる活動が活発に行われます。

そして、行き交う人々が気軽にあいさつをし合えるような安心で明るい、活力ある地域が実現します。

(5) 交流拠点整備プロジェクト

概要

豊かな自然や歴史・文化資源、また地域特性を活かした交流拠点の整備を推進し、市民相互及び市内外の交流を促進します。

取組内容

広域集客交流拠点の整備促進

- ・三川合流周辺
- ・男山周辺
- ・松花堂周辺
- ・流れ橋周辺

生活交流拠点の整備推進

- ・八幡市駅周辺
- ・橋本駅周辺
- ・男山の各地区センター周辺
- ・きんめい近隣公園周辺



きんめい近隣公園の桜

- 8 コミュニティビジネス：一人暮らしの高齢者に食事を届ける宅配サービス、不要品のリサイクル事業、地域の防犯活動など限られた地域に密着した草の根的ビジネス。
- 9 地域通貨：特定の地域に限定して使える通貨で、「円」などの法定通貨外のもの。多くの場合、地域の活性化を目的に設定されている。

複合都市機能拠点の整備推進

・(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺

水と緑のネットワークの整備推進

プロジェクトの背景とねらい

豊かな自然と歴史・文化資源に恵まれた八幡地域・橋本地域、田園風景と工業団地が融和する東部地域、住宅地として多くの市民が生活を営む男山地域、竹林等の自然と調和しながら近代的な住宅が立ち並ぶ美濃山地域など、本市には多様な地域特性があります。これらの地域特性を活かした市域の均衡ある発展を図るためには、市民交流の推進と観光の振興をめざした交流拠点の整備が欠かせません。本プロジェクトでは三川合流周辺、流れ橋周辺、八幡市駅周辺、橋本駅周辺、(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺等の整備事業といった関連事業と連携して、交流拠点の整備を進めます。

また、交通の結節点となる八幡市駅のバリアフリー化¹⁰を推進します。

プロジェクトの実現によりめざす姿

本市の多様な地域特性を活かしながら整備され、ネットワーク化された各地域では市内外の交流活動が活発化し、市民交流や観光が進むとともに、市全体としての一体感が生み出されています。

10 バリアフリー(化)：16ページ参照。

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

施策体系

第1節 / 人権・平和

- 1 人権尊重の総合的・計画的な推進
- 2 地域づくりの推進
- 3 教育関係機関等との連携
- 4 非核平和都市宣言の推進

第3節 / 市民協働

- 1 市民参画の推進
- 2 市民協働の推進
- 3 市民協働に向けた基盤の整備

第2節 / 地域コミュニティ

- 1 自治意識の醸成
- 2 コミュニティ活動の促進
- 3 コミュニティ施設の整備

第4節 / 男女共同参画

- 1 男女共同参画の推進
- 2 男女の社会参画の促進

第5節 / 国際理解

- 1 市民レベルでの国際交流の促進
- 2 国際理解の促進

成果指標

指標	現状値	目標値
自治組織への加入率	67.8%	80.0%
NPO法人数	12団体	設立に向けた積極的支援による増加を目標とする
審議会等委員の市民公募委員の比率	16.7%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委員への女性登用比率	32.5%	現状の登用比率を上昇させる目標値とする

第1節

人権・平和

じんけん・へいわ

重点取組

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を推進し、人権文化の確立をめざした取組を推進します。

平和意識の啓発

「非核平和都市宣言」の精神を踏まえた非核平和意識の啓発を充実し、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供に努めます。

現状と課題

現状

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものであり、人権尊重に関するさまざまな施策を推進してきました。同和問題においては、国・京都府・市の連携のもと、住環境の整備をはじめとする施策を進め、一定の成果を上げてきましたが、市民意識、教育、就労など問題を解決するうえでの課題が残っています。また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権問題など多くの課題があり、近年の高度情報化の進展等によってインターネット等が普及し、人権問題が複雑化したり、新たな人権侵害も生じるようになってきました。

このようななか、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を進めるため、教育機関をはじめとする関係機関と連携を図る取組を総合的に推進しています。

また、本市は京都府内の市町村ではじめて「非核平和都市宣言¹（1982（昭和57）年9月）」をした自治体として、平和の尊さの啓発など平和施策を推進しています。

取り組むべき課題

さまざまな人権問題が存在するなかで、全ての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、社会の仕組みや制度、慣習を人権尊重の視点から見直し、改善するとともに、社会の変化に即応した人権擁護に取り組むことが重要です。

人権教育・啓発は、あらゆる場や機会を通じて、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、他人事ではなく自らの課題として取組を進める必要があります。

平和施策は、関係団体とともに取組を進めていますが、さらなる平和学習、平和啓発を充実させることで、市民の平和意識の高揚を図る必要があります。

1 非核平和都市宣言：暮らしの原点である自治体が率先して、核兵器の廃絶と軍備の縮小を訴え、その輪を広く全国、ひいては全世界に広げていくために行った宣言。

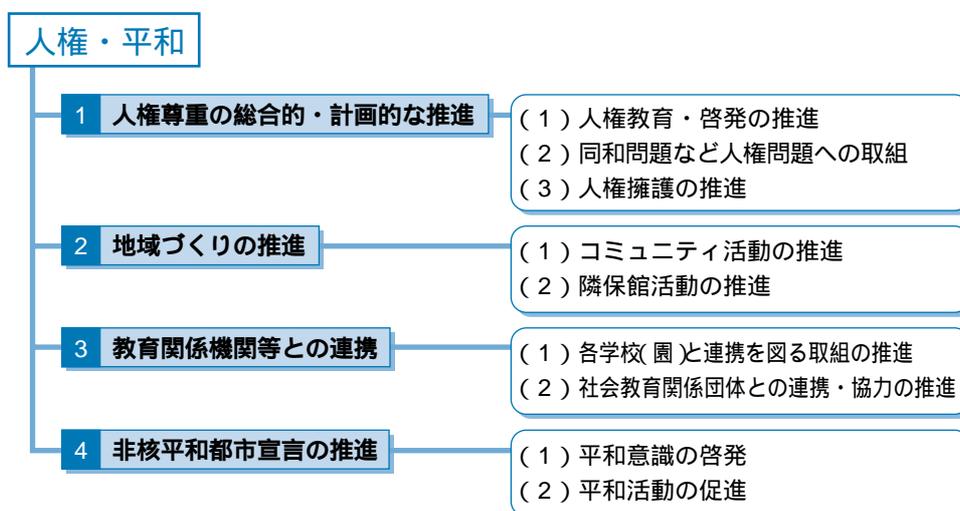
基本方向

人権の尊重と平和な世界の実現は、人類共通の願いです。このため一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、啓発活動を通じて人権意識の高揚を図るとともに、市民が人権に対する理解を深め、自ら行動することを促進していく必要があります。

このため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深める学習機会を拡充させるとともに、人権意識の高揚が図れるような取組を推進します。

また、恒久平和の理念に基づき、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供、市民との協働²による市民主体の平和活動を推進します。

施策体系



取組の内容

1. 人権尊重の総合的・計画的な推進

(1) 人権教育・啓発の推進 **重点取組**

同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関する人権教育・啓発の推進

人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化³の確立をめざした取組の推進

(2) 同和問題など人権問題への取組

基本的人権を尊重する意識の高揚を図るための活動の推進

関係機関等との連携

(3) 人権擁護の推進

人権擁護委員や関係機関との連携体制の強化

人権擁護委員等との連携による人権啓発の推進や人権擁護活動の促進

人権擁護機関との連携による人権相談の充実

2 協働：2ページ参照。

3 人権文化：人間が人間らしく生きるために本来持っている権利（人権）を尊重することが、日常生活のなかに自然に存在すること。

2. 地域づくりの推進

(1) コミュニティ活動の推進

地域住民の主体的な取組による多様なコミュニティ活動の推進

(2) 隣保館活動の推進

生活相談をはじめとした各種相談業務の充実

隣保館における福祉、文化・スポーツ活動の促進と地域交流の拡大

人権のまちづくりの拠点施設としての活動の推進

3. 教育関係機関等との連携

(1) 各学校（園）と連携を図る取組の推進

人権啓発ポスターコンクールなど身近なテーマによる学校ぐるみの取組の推進

(2) 社会教育関係団体との連携・協力の推進

社会教育関係団体と連携・協力した人権学習活動の推進

4. 非核平和都市宣言の推進

(1) 平和意識の啓発 **重点取組**

「非核平和都市宣言」の精神を踏まえた、非核平和意識啓発の充実

平和に関する学習機会の拡充

平和に関する情報の提供

(2) 平和活動の促進

市民が主体となる平和活動の促進

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	家庭における人権・平和意識の高揚
NPO	人権・平和に関する事業運営への参画
事業者	事業所における人権・平和意識の高揚



市民から寄せられた平和の折り鶴（市庁舎1階中央）

第2節

地域コミュニティ

ちいきこみゆにてい

重点取組

コミュニティ活動の促進

校区単位や自治会単位でのコミュニティ活動をはじめ、学区福祉委員会や自主防災組織の活動を促進するとともに、研修や交流機会の拡充を図り、コミュニティリーダーの養成をめざします。また、自治会や各種団体との連携による活動の活性化を促進し、地域の持続的な発展につながるコミュニティビジネスの研究を行います。

現状と課題

現状

快適で暮らしやすいまちづくり⁴を進めるうえで、また、地方分権を進めるうえで、地域コミュニティの果たす役割には非常に大きなものがあります。

本市には47の自治組織団体があり、これまでから自治会活動として、自主防災組織⁵・学区福祉委員会⁶の設立やごみ袋の透明化、交通マナーの啓発など自治会及び市民と市との共同の取組が行われてきました。さらに近年は、児童の登下校時の安全パトロール、年末の夜間警戒、夏・秋祭りなど、自治会が主体となったコミュニティ形成活動が活発に行われています。

取り組むべき課題

少子高齢化や核家族化⁷の進行等により、市民の地域意識には希薄化が見られ、地域社会の連帯感の欠如が切実な問題となっています。

自治会のさまざまな事業活動を促進することにより、コミュニティ形成の推進を図ることが重要です。また、自治組織未組織地区での組織化や、地域によっても異なりますが自治組織への加入を促進する必要があります。

さらに定年退職者等の自治会活動への参加も重要な課題となっています。

基本方向

地方分権の進展とともにコミュニティは市民自治の基礎となるもので、市民と行政が対等のパートナーとして協働により住みよいまちづくりを進めていくためには、活発なコミュニティ活動の展開が不可欠です。

このため、自治会単位の活動はもとより、地域の特性を活かした小学校区単位での、さらには中学校区単位でのコミュニティ活動を促進するとともに、地域住民の交流を図る事業を関係機関やボランティア、NPO⁸と連携しながら総合的に行います。さらには、

4 まちづくり：2ページ参照。

5 自主防災組織：災害に対して、地域ぐるみで防災への取組や日常的な訓練、緊急時の対応を図ろうとする市民組織。

6 学区福祉委員会：小学校区を単位として、要援護者の早期発見やニーズの把握、見守り・助け合い運動など地域福祉活動を主体的に進めるため設置された組織。

7 核家族（化）：16ページ参照。

8 NPO：2ページ参照。

地域のニーズ⁹や課題を事業課題として捉え、事業を通じて地域社会に貢献するコミュニティビジネス¹⁰を追求します。

施策体系



取組の内容

1. 自治意識の醸成

(1) 自治意識の醸成

地域づくりに関する情報提供等による自治意識の高揚の促進
自治組織未組織地区の組織化の促進
自治組織加入率向上の促進

2. コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ活動の促進 **重点取組**

地域特性を活かした校区単位や自治会単位でのコミュニティ活動の促進
研修や交流機会の拡充による活動促進
コミュニティリーダーの養成
学区福祉委員会の活動促進
自主防災組織の活動促進
自治会や各種団体との連携による活動の活性化の促進
地域のためになるコミュニティビジネスの研究

3. コミュニティ施設の整備

(1) コミュニティ施設の整備

コミュニティ施設の整備事業の推進
コミュニティ施設の自主的な管理運営の促進

9 ニーズ：8ページ参照。

10 コミュニティビジネス：38ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	コミュニティ施設の運営管理 コミュニティ活動への積極的参加 自治組織の未組織地区の解消
NPO	コミュニティビジネスへの参画
事業者	地域活動への参加と協力 コミュニティ活動に対する施設の開放や人材の派遣

自治組織加入団体数の推移

(年度)	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
自治組織加入団体数	40	40	40	41	44	45	46	46	46	47

(注)平成18年度は12月31日現在。

(資料)市民自治・安全課



自治連合会10周年式典（八幡市文化センター）



安全・安心のまちづくりパレード（橋本地区）

第3節

市民協働

しみんきょうどう

重点取組

政策形成過程での市民参画の推進

審議会等委員の市民公募の拡充、審議会など政策形成過程の市民への公開、市民の意見を政策へ反映する方法の充実など、政策形成過程での市民参画を推進するとともに、自治基本条例等の検討を行います。

政策実行段階での市民協働の推進

市民、NPO等によるまちづくり・福祉活動を促進し、市民活動情報センターの設置を進めます。

市民協働に向けた人材・組織の育成

情報提供等による人材の育成支援や定年退職者等の経験や技能を活かしたまちづくりを推進し、その活動拠点となる市民パートナーシップステーションやNPOセンターの設立を進めます。

現状と課題

現状

市民がよりいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民、NPO、事業者、行政が対等の立場で、共通の目標に向かってそれぞれの力を発揮しながら協力・協調することが必要です。また、そのためには市の情報を積極的に市民に公開し共有することによって、お互いの信頼関係を築くことが求められています。

本市では、これまで審議会等委員の市民公募やその会議の公開、パブリックコメント¹¹の募集、市政への提案等を随時受け付ける「市民の声」、さらには市の事業・取組を直接市民に説明する「出前講座」等を実施してきました。

また、個人情報を適切に保護しながら、市政の現状や施策・事業内容など市が有する情報を広く市民に公開し、説明するため、情報公開制度の運用や広報広聴活動の充実を図っています。

取り組むべき課題

これまで以上に、市民、NPO、事業者との協働を進めるため、審議会等委員の市民公募等の取組を拡充していくとともに、「市民の声」や「出前講座」での市民の意見を市政に取り入れていく必要があります。市民参画や市民協働に関する基本理念を定める自治基本条例¹²等の検討も必要です。

11 パブリックコメント：行政が政策や計画等を立案するにあたり募集する住民意見。

12 自治基本条例：まちづくりに向けて、行政が市民参加システムを保障するため、主権が市民にあることや具体的な行政への参加の仕組みなど、市民と行政の関係を定める条例。

また、市民協働を実現するため、行政情報や市政の動き、市の話題等を提供するとともに、市政への理解と関心を深めてもらえる広報広聴活動の取組が重要です。

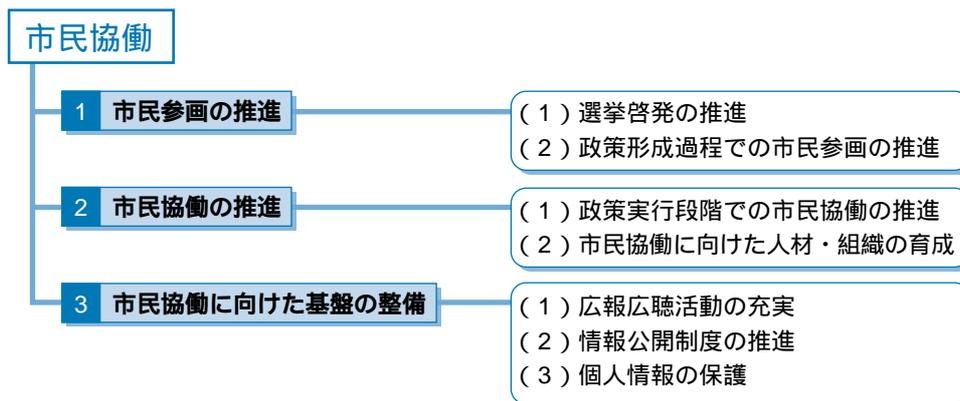
さらに、個人情報保護に留意し、行政情報の保管・保存システムの的確な運用を行い、情報公開制度を推進する必要があります。

基本方向

市民、NPO、事業者、行政が対等の立場で協働してまちづくりを進めるため、政策の実行段階はもとより、政策の形成過程においても市民参画を推進します。そのため、市民協働の核となる施設の整備を進めるとともに、市民の声を聞きながら自治基本条例等の制定に向けた研究・検討を行います。

また、市民協働を実現するためには、開かれた市政を進めることが必要です。このため、市政の現状や課題、めざす方向等について市民に理解と認識を深めてもらえるよう、広報広聴活動や出前講座等の充実を図ります。また、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報提供や情報公開制度の推進をめざします。

施策体系



取組の内容

1. 市民参画の推進

(1) 選挙啓発の推進

市民参画の基礎となる選挙への参加の促進

(2) 政策形成過程での市民参画の推進 **重点取組**

審議会等委員の市民公募の拡充

審議会など政策形成過程の市民への公開

パブリックコメントの募集や懇談会の開催など、市民の意見を政策へ反映する方法の充実

まちづくり委員会等の設置による自治基本条例等の検討

2. 市民協働の推進

(1) 政策実行段階での市民協働の推進 **重点取組**

市民、NPO等によるまちづくり・福祉活動の促進
市民活動情報センターの設置

(2) 市民協働に向けた人材・組織の育成 **重点取組**

情報提供等による人材の育成支援
市民パートナーシップステーションの設立
NPO活動の核となるセンターの設立
定年退職者等の経験や技能を活かしたまちづくりの推進

3. 市民協働に向けた基盤の整備

(1) 広報広聴活動の充実

広報紙やホームページによる行政情報の的確な提供
だれも見やすく利用しやすいホームページの検討
いつでもだれでも政策提案できる制度の充実

(2) 情報公開制度の推進

知る権利の保障による透明性が高く積極的な市民参画の実現
説明責任を果たす公平公正な市政の推進

(3) 個人情報の保護

自己の情報コントロール権の保障や個人情報の適正な取扱いによる、
個人の権利・利益保護、基本的人権の擁護と公平公正な市政の推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	審議会等委員への参画 積極的な市民参画、協働 市民参画の基礎となる選挙への理解と参加 市政に対する提案
NPO	行政と対等な立場での協働 NPOセンター等の自主運営
事業者	審議会等委員への参画 個人情報保護法の的確な運用 協働によるまちづくりへの参画



第4次八幡市総合計画市民懇談会(橋本公民館)

第4節

男女共同参画

だんじょきょうどうさんかく

重点取組

総合的な施策の推進

八幡市男女共同参画条例を制定するとともに、「八幡市男女共同参画プラン」に基づく総合的・計画的な施策を推進します。

現状と課題

現状

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野にともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女共同参画社会¹³のあり方を示す「男女共同参画社会基本法¹⁴」が1999（平成11）年に施行されました。これを受けて、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」、2005（平成17）年に「第二次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、21世紀の男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められています。

本市では、2001（平成13）年に「八幡市男女共同参画プラン¹⁵」を策定、2006（平成18）年に同プランの中間見直しを行い、男女共同参画啓発事業に取り組んでいます。また、女性相談員による相談事業を実施するとともに、ドメスティック・バイオレンス¹⁶等の相談については、近隣市町と連携して相互相談体制を構築しています。さらに、市の管理職や審議会等委員への女性登用を積極的に推進しています。

取り組むべき課題

これまでの間、男女共同参画社会の実現をめざし、啓発などさまざまな取組を実施してきましたが、依然として社会のなかには性別による役割分担意識や慣習が残っています。

市民の理解・協力・参加を得ながら、男女がともに輝く社会をめざす取組を推進する必要があります。相談体制の充実を図るとともに、男女共同参画の活動拠点となる男女共同参画ルームの設置が求められています。

基本方向

男性も女性も、お互いに人権を尊重し、また、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。このため、男女の自立や意識の高揚を図るとともに、八幡市男女共同参画条例の制定や男女共同参画ルームの設置など女性の積極的な社会参画を促進する環境づくりを推進します。

13 男女共同参画（社会）：34ページ参照。

14 男女共同参画社会基本法：男女平等を推進し、「男女共同参画社会」を形成するための基本方針や理念を示した法律。

15 八幡市男女共同参画プラン：男女共同参画社会の実現をめざして、基本方針や施策の方向を明らかにし、女性関連施策を総合的かつ効果的に推進するための計画。

16 ドメスティック・バイオレンス：夫（妻）やパートナーが、妻（夫）や恋人に対し、暴力（身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的等のさまざまな暴力）で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動。

施策体系

男女共同参画

1 男女共同参画の推進

- (1) 総合的な施策の推進
- (2) 男女共同参画の意識高揚
- (3) 男女の人権の尊重

2 男女の社会参画の促進

- (1) 女性登用の推進
- (2) 自主的活動の促進
- (3) 雇用機会均等の促進
- (4) 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

取組の内容

1. 男女共同参画の推進

(1) 総合的な施策の推進 **重点取組**

八幡市男女共同参画条例の制定

「八幡市男女共同参画プラン」に基づく総合的・計画的な施策の推進

(2) 男女共同参画の意識高揚

男女共同参画の視点に立った生涯にわたる学習機会の充実

性別による役割分担意識の解消

男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

(3) 男女の人権の尊重

関係機関との連携を密にした相談体制の充実

女性に対するあらゆる暴力をゆるさない環境づくりを進めるため、女性の人権尊重の意識づくりの推進

女性への暴力に対する意識啓発の強化

2. 男女の社会参画の促進

(1) 女性登用の推進

各種審議会等委員への女性登用の推進

(2) 自主的活動の促進

女性の起業支援策の充実

NPO活動への環境整備

男女共同参画ルームの設置

(3) 雇用機会均等の促進

企業への啓発による雇用等の分野における男女の機会均等の促進

(4) 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

母性保護と母子保健サービスの充実

男女別診療をはじめ性差を考慮した性差医療の促進

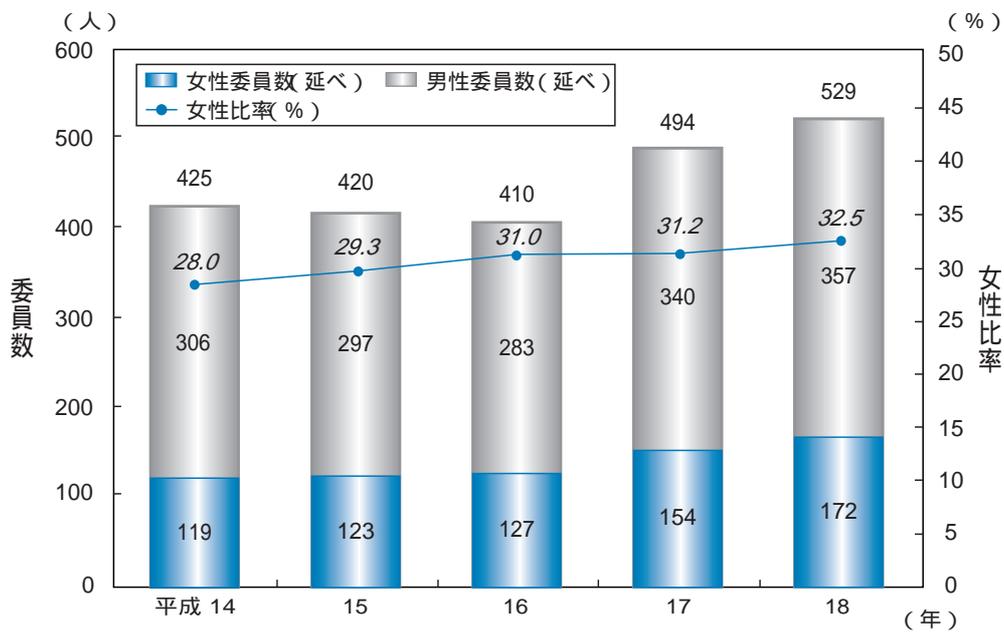
介護・看護環境の整備

子育て支援の充実

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	女性の社会参加・参画
NPO	男女共同参画意識の高揚
事業者	雇用機会均等の確保 女性が働きやすい職場環境や制度の充実

審議会等への女性の登用状況



(注1)平成14年・15年は3月31日現在。平成16年～18年は4月1日現在。
 (注2)審議会等とは設置要綱に基づく審議会及び委員会。
 (資料)人権同和啓発課



男女がともに輝く社会づくりのための男女共同参画講座



女性問題アドバイザーによる「改正DV防止法学習会」

第5節

国際理解

こくさいりかい

重点取組

多文化理解の促進

学校教育における外国人教員の登用や国際理解教育の推進を図ります。また、市内在住の外国人との相互理解の促進や生涯学習等の取組、情報提供等を通じて多文化理解を促進します。

現状と課題

現状

地域レベルでの国際交流や相互理解を推進するため、アメリカのマイラン村と中国の宝鶏市と友好都市協定を結び、行政を中心とした相互訪問交流をこれまで推進してきましたが、スポーツや文化など市民レベルでの国際交流の促進へと政策の転換を図っています。

また近年、市内在住の外国人が増加しています。生涯学習活動や交流会等を通じて、市内在住外国人との相互理解を深めるための取組を行っています。

取り組むべき課題

地域レベルでの国際交流や相互理解を進めるためには、市民レベルでの交流を促進することが重要です。

また、国際感覚や国際的視野をもった児童生徒を育成するとともに、市内在住の外国人とのさらなる交流を通じて相互理解を深めることが必要です。

基本方向

あらゆる分野での世界的な交流が増大するなか、外国との相互理解を深めていくためには、市民主体による地域レベルでの交流の活発化が求められています。このため、市民レベルでの国際交流機会の促進を図り、市民の国際感覚や国際的視野の高揚に努めます。

また、学校教育において国際理解教育を進めるとともに、市内在住の外国人との交流や相互理解に努めます。

施策体系

国際理解

1 市民レベルでの国際交流の促進

(1) 友好都市等との交流の促進

2 国際理解の促進

(1) 多文化理解の促進

(2) 受け入れ体制の充実

取組の内容

1. 市民レベルでの国際交流の促進

(1) 友好都市等との交流の促進

スポーツ・文化活動など市民主体の国際交流の促進
国際交流体験の支援

2. 国際理解の促進

(1) 多文化理解の促進 **重点取組**

学校教育における外国人教員の登用や国際理解教育の推進
市内在住の外国人との相互理解の促進
生涯学習などさまざまな取組を通じての多文化理解の促進
多文化交流の機会づくりのための情報提供

(2) 受け入れ体制の充実

ホームステイ受け入れ先の確保
教育、相談体制など帰国子女への対応の充実

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	市民主体による友好都市交流 ホームステイ受け入れへの協力
NPO	多文化交流を促進する取組の実施
事業者	外国人労働者の環境整備 外国人労働者の適正雇用

友好都市の概要

友好都市名	友好都市の概要
アメリカ合衆国 マイラン村	オハイオ州にあり、1986（昭和61）年8月12日に友好都市協定を結びました。
中華人民共和国 宝鶏市	陝西省にあり、1992（平成4）年11月2日に友好都市協定を結びました。

（資料）市民自治・安全課



韓国・固城（コソン）高校生徒による「仮面劇」
（全国高等学校総合文化祭での交流事業）



八幡市スポーツ少年団とドイツスポーツユースとの交流（馬場市民公園）

第2章

次代を担う人づくりを進め、 文化芸術を守り育てるまち

施策体系



成果指標

指 標	現状値	目標値
保育園の待機児童率	0.4%	0%
子育て支援センター事業の参加人数	5,309人/年	6,500人/年
市内不登校児童生徒出現率（文部科学省基準）	小学校0.39% 中学校4.12%	小学校0% 中学校0%
校舎・体育館の耐震化工事実施率	40.0%	100%
「こども110番のいえ」設置件数	597件	1,100件
八幡市民スポーツ公園利用者数	140,419人/年	142,000人/年
八幡市文化センター利用者数	147,917人/年	160,000人/年

第1節

保育・幼稚園

ほいく・ようちえん

重点取組

子育て環境の充実

子育て支援センターの充実を図るとともに、子育ての相談や情報提供による支援を行い、子育ての不安や負担の軽減に努めます。

保育・教育内容の充実

保育園・幼稚園の共同研修や小学校との連携の強化を図るとともに、高齢者とのふれあいによる多世代交流を推進します。また、地域ぐるみでの子育て支援や多様化するニーズに対応した保育内容の充実、施設の計画的な整備を図ります。保育園・幼稚園の特性を個々に活かした一体化についても検討を行います。

現状と課題

現状

少子高齢化が進行し、都市化・核家族化¹の進展や女性の社会進出が増加するなかで、地域での交流関係の希薄化、家庭の孤立化により、子育てと子どもを取り巻く環境が変化しています。そのため、子どもが豊かに育つ環境づくりと子育て家庭を地域全体で支援していくことが求められています。

本市の保育園では、待機園児を出さないよう努めています。また、家庭での子育てや教育の機能が低下する傾向にあり、幼児教育がますます重要になっています。そのため、社会生活上のルールや道徳性を身につけるための幼児教育に取り組んでいます。

取り組むべき課題

女性の社会進出や働き方の多様化で、保育園での保育内容のさらなる充実に努めるとともに、在宅で保育する世帯も子育てに不安や負担を感じている保護者が増えていることから、全ての子育て家庭の多様なニーズ²に対応できる保育環境の充実を図ることが必要です。

また、幼児期にふさわしい生活が送れるように、幼児の特性を踏まえ、幼児の生活経験や心身の発達に配慮するとともに、遊びや集団のなかで、人間形成の基礎を培っていく幼児教育が大切です。

基本方向

子育てと仕事を両立する家庭に対する保育内容の充実を図るとともに、家庭のみで子育てをしている人の孤立化を軽減するために、家庭保育への支援や子育て家庭の地域での交流に努めます。

1 核家族(化)：16ページ参照。

2 ニーズ：8ページ参照。

教育においては、「生きる力」の基礎を育成することを基本とし、人とかかわる力や豊かな心を育て、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培っていきます。

また、保育園、幼稚園、小学校の連携を強化するとともに、地域との交流も大切に取り組んでいきます。

施策体系

保育・幼稚園

1 子育て支援の充実

- (1) 「八幡市次世代育成支援行動計画」の推進
- (2) 子育て環境の充実

2 保育・幼稚園の運営

- (1) 保育園の運営
- (2) 幼稚園教育の推進
- (3) 保育・教育内容の充実

取組の内容

1. 子育て支援の充実

(1) 「八幡市次世代育成支援行動計画³」の推進

「八幡市次世代育成支援行動計画」に基づく子育て環境の整備の推進

(2) 子育て環境の充実 **重点取組**

子育て支援センターの充実
 子育ての不安や負担の軽減
 子育ての相談や情報提供

2. 保育・幼稚園の運営

(1) 保育園の運営

効率的な公立保育園運営
 計画に基づいた保育園の民営化
 私立保育園の振興

(2) 幼稚園教育の推進

効率的な公立幼稚園運営
 保護者負担の軽減など私立幼稚園への就園助成

(3) 保育・教育内容の充実 **重点取組**

保育園・幼稚園による共同研修の実施、小学校との連携強化
 高齢者とのふれあいなど多世代交流の推進
 家庭や関係機関との連携強化による地域ぐるみでの子育て支援
 多様化するニーズに対応し、一時保育や延長保育など保育内容の充実
 保育・教育施設の計画的な整備
 保育園、幼稚園の特性を個々に活かした一体化の検討

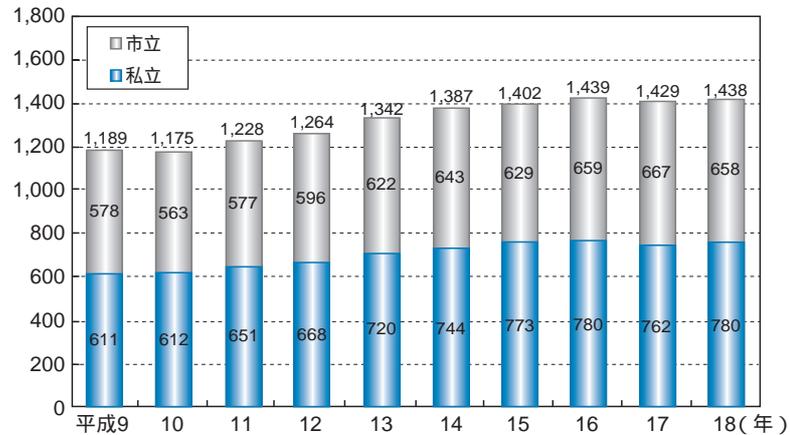
3 八幡市次世代育成支援行動計画：子どもが豊かに育つ環境づくりと子育て家庭を地域全体で支援していくことを総合的かつ計画的に推進するための計画。2005（平成17）年3月策定。

市民・NPO・事業者に期待される取組

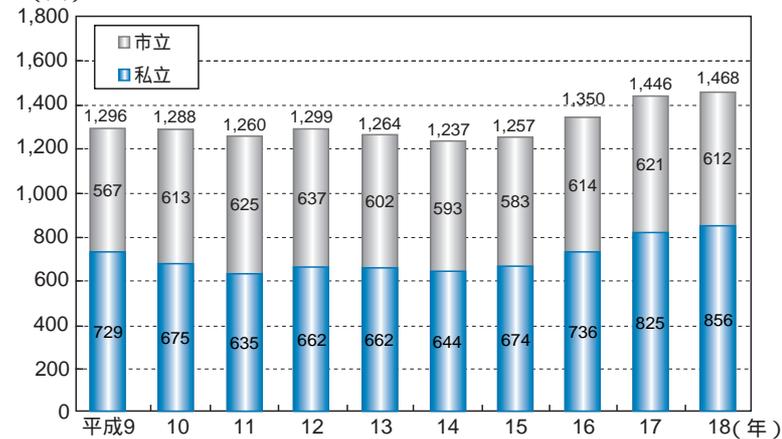
市民	家庭における幼児への教育及び指導の充実
NPO	子育てに関する情報発信
事業者	保育園の新設 子育て支援につながる取組の実施

公私立保育・幼稚園園児数の推移

【保育園】
(人)



【幼稚園】
(人)



(注) 保育園は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在。
(資料) 保育・幼稚園課



保育園児のつどい(八幡市文化センター)



園児と小学生との交流芋掘り(橋本幼稚園・小学校)

第2節

児童・母子・父子福祉

じどう・ほし・ふしふくし

重点取組

相談・支援体制の充実

家庭児童相談室の相談指導体制を充実するとともに、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応を行います。

また、母子自立支援員を配置し、自立に必要な各種支援を行うとともに、相談指導等を担っている母子福祉推進員への助成を行います。

児童の健全育成

「児童の権利に関する条約」等に定める児童の権利の意識啓発を行い、児童館の改修や放課後児童健全育成施設の整備を行い、生活や遊びを通じた児童の健全育成を推進します。また、児童と高齢者との交流など異世代交流の機会づくりを行います。

現状と課題

現状

少子化や核家族化の進行とともに女性の社会進出が増加するなか、次代を担う児童を心身ともに健やかに育成する環境づくりが求められています。これまで、本市では子育て家庭への相談・指導体制の充実や各種支援制度の充実を図るとともに、保護者等の就労支援と児童の安全な居場所づくりとして、児童館や放課後児童健全育成施設の施設整備及び事業内容の充実に努めてきました。

取り組むべき課題

近年、核家族化や都市化の進展など、児童を取り巻く環境は大きく様変わりし、家庭や地域社会における養育機能は低下傾向にあります。そして、児童虐待問題も年々深刻化してきており、早期発見や早期対応が求められています。

また昨今、児童が被害者となる痛ましい事件にも見られるように、児童館や放課後児童健全育成施設など、公共施設の安全対策も重要な課題となっています。

このようななか、次代を担う児童が心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域において、安全かつ心豊かに生活できる環境づくりを推進していく必要があります。

基本方向

市民一人ひとりの理解と協力のもと、地域社会が一体となって子育てするまちづくり⁴をめざし、保健・福祉や教育等の関係機関と家庭や地域、企業等との相互連携による児童の健全育成活動を促進します。

4 まちづくり：2ページ参照。

子どもたちの遊びや交流の拠点である児童館や放課後児童健全育成施設の効率的・効果的な運営に努めます。

また、ひとり親家庭においては、家庭での子育て機能が低くなりがちであり、経済的な基盤の弱さや日常生活についての不安等の解消に向け、総合的なサポート体制が望まれます。相談体制の充実や情報提供、就労支援とともに各種支援制度の活用により、ひとり親家庭の生活の安定化と経済的自立の推進に努めます。

施策体系

児童・母子・父子福祉

1 児童福祉の充実

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 支援施策の充実
- (3) 児童の健全育成

2 母子・父子福祉の充実

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 生活援助制度の充実
- (3) 母子福祉団体の育成

取組の内容

1. 児童福祉の充実

(1) 相談・支援体制の充実 **重点取組**

家庭児童相談室の相談指導體制の充実
児童虐待防止ネットワーク会議等による児童虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応

(2) 支援施策の充実

家庭における児童の健全育成
障がいのある児童の健全育成
経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への助産費の助成

(3) 児童の健全育成 **重点取組**

「児童の権利に関する条約⁵」等に定める児童の権利の意識啓発
児童への健全な遊び場の提供
放課後児童健全育成施設の小学校再編に対応した施設整備
放課後児童健全育成施設のプレハブ老朽化対策及び余裕施設の有効活用
児童館の大規模改修の推進
児童と高齢者とのふれあい交流など異世代交流の機会づくり

5 児童の権利に関する条約：児童の人権の尊重の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した条約。1989（平成元）年に国連総会で採択された国際条約で、日本では1994（平成6）年から効力が発生した。児童を「保護の対象」としてではなく、「権利の主体」としている点が特色。

2. 母子・父子福祉の充実

(1) 相談・支援体制の充実 **重点取組**

母子家庭や寡婦の相談に応じて、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上等の支援を行う母子自立支援員の配置
母子福祉施策全般についての啓発や相談指導、母子福祉団体等への育成援助を行う母子福祉推進員への助成

(2) 生活援助制度の充実

自立支援が必要な母子の施設入所と自立に向けた支援
母子家庭の生活安定と自立促進のための支援
母子家庭の自立促進を図る給付金事業による就業の支援
ひとり親家庭への一時的な生活援助や保育サービスを担当する家庭生活支援員の派遣

(3) 母子福祉団体の育成

母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る活動を実施している団体への支援

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	家庭における児童への教育及び指導の充実 家庭や地域での児童の健全育成に向けた環境づくり
NPO	児童の健全育成への参画
事業者	企業や事業者等が参加した地域社会全体による子育てや家庭への支援 ひとり親家庭にとって働きやすい職場環境づくり

子育て支援センター利用状況

		(年度)	平成11	平成13	平成15	平成17
相談件数	電話相談		35件	79件	68件	99件
	来所・出張相談		186件	269件	464件	1,157件
あそびの広場参加者延人数			2,729人	3,935人	3,854人	4,246人
	(うち赤ちゃんの広場参加者延人数)		(889人)	(1,713人)	(1,712人)	(1,835人)
おしゃべりサロン参加者延人数			-	-	675人	947人
	(うちおしゃべりサロンパート 参加者延人数)		-	-	(223人)	(390人)

(注1) 平成10年7月から市立みその保育園内に八幡市子育て支援センター「あいあいポケット」を開設。
(注2) 平成14年4月から市立南ヶ丘第二保育園内に八幡市第二子育て支援センター「そよかぜ」を開設。
(資料) 保育・幼稚園課「八幡市の保育行政」



八幡市児童虐待防止ネットワーク会議（八幡市文化センター）



美山からの雪のプレゼントに児童館の子どもたちも雪遊び（南ヶ丘児童センター）

第3節

学校教育

がっこうきょういく

重点取組

学校の再編整備と耐震化の推進

学校再編の推進と耐震化未実施校の耐震化を推進します。

中高一貫教育の推進

多様な資質や能力を伸ばし、しなやかでたくましい人間性や社会性を育成する中高一貫教育を実施します。

現状と課題

現状

魅力ある学校づくりをめざして、学校評価結果や情報の積極的な提供に努めるなど、家庭や地域社会に開かれた学校づくりを推進してきました。

社会環境が大きく変化するなか、八幡市のまちづくりの方向性や行財政状況等に着目しながら、中・長期的な展望に立った学校施設のあり方について検討を行い、2006（平成18）年3月に「八幡市学校再編整備計画⁶」を策定し、学校再編を進めています。

また、2005（平成17）年度に打ち出した「学校ユニバーサルデザイン化構想⁷」を推進する必要があります。特に、学校の再編整備にあわせて、学校施設が地域住民の災害時における一時避難場所にもなっているため、安全・安心のまちづくりの観点からも耐震補強整備が必要となっています。

不登校児童生徒の問題など多くの課題がありますが、今後の社会を支えていく子どもたちが、いきいきとたくましく希望をもって生きていける社会にしていくために、各家庭や教育機関、行政、地域社会が果たすべき役割は重要です。

取り組むべき課題

一人ひとりの個性や考えを尊重し、お互いに認め合いながら、ともに学べる安全・安心の学校運営を推進する必要があります。そのためには、家庭、学校、地域、行政のそれぞれが役割を再認識し十分な連携を図ることが重要です。

また、学校評価をより充実させるとともに、地域の特性や地域の力を学校づくりに活かすことができるよう、地域との連携をより深めるなど、教育コミュニティづくりを推進する必要があります。

さらに、「学校ユニバーサルデザイン化構想」を推進することが必要であり、ハード面では特に、再編整備に伴う跡地利用や学校施設の耐震化の推進を図る必要があります。

6 八幡市学校再編整備計画：学校規模や配置の適正化とよりよい教育環境を整備するため、中学校エリアの見直しと小学校の再編整備を計画的に推進するための計画。2006（平成18）年度からの5年間で、11小学校を8小学校に再編。

7 学校ユニバーサルデザイン化構想：市民から学校が信頼され、子どもたちが安心して通うことのできる、楽しく魅力ある学校づくりのため、あらゆる人が安心して快適に生活できる社会の実現をめざした「ユニバーサルデザイン」を基本理念として、「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、子どもたちの夢と志を育む教育の実現をめざした構想。

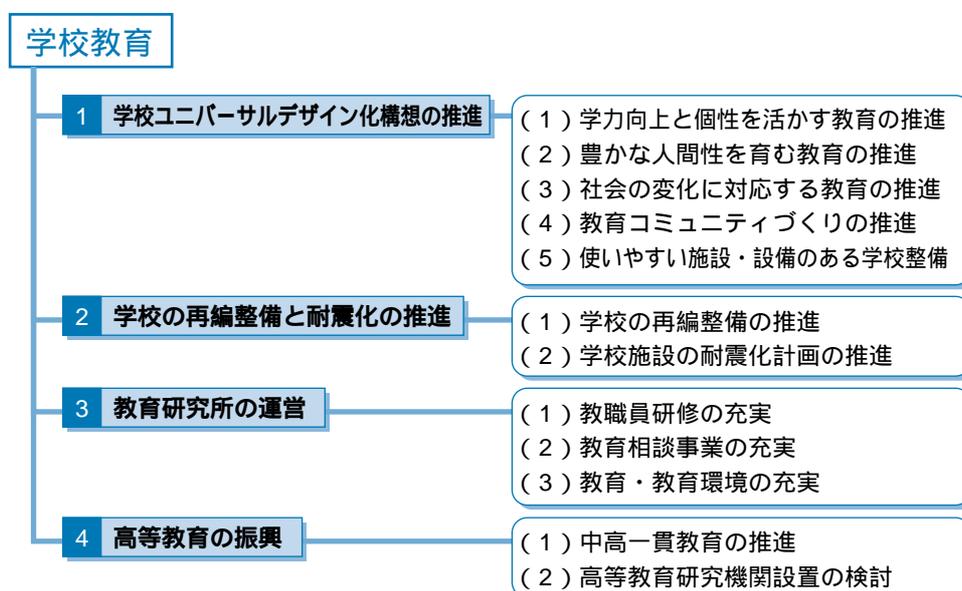
基本方向

学校教育は、確かな学力、豊かな人間性、健康な体力など「主体的に生きる力としての人間力」の育成を基本とし、社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めます。また、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校、家庭、地域の連携による教育環境を高めます。

「学校ユニバーサルデザイン化構想」を推進し、再編整備後の跡地利用や学校施設の耐震化の推進を図るため、具体的な計画を策定し、耐震補強工事等を進めていきます。

教育研究所における教職員研修及び教育研究事業、教育相談室及び適応指導教室の運営の充実により、本市の教育課題解決のための支援を行います。

施策体系



取組の内容

1. 学校ユニバーサルデザイン化構想の推進

(1) 学力向上と個性を活かす教育の推進

- 学校教育の質と満足度の向上
- 小中一貫教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 京都府立養護学校との連携の推進

(2) 豊かな人間性を育む教育の推進

- 道徳・人権・同和教育の推進
- 生徒指導の充実
- 健康・安全教育の推進
- 文化芸術・体育・スポーツ活動の推進

(3) 社会の変化に対応する教育の推進

- 人権、福祉、環境等を学ぶ「ユニバーサルデザイン教育」の推進
- 食育、金融、経済、職業、勤労等を学ぶ「キャリア教育」の推進
- 情報、英会話等を学ぶ「情報コミュニケーション教育」の推進

(4) 教育コミュニティづくりの推進

学校、家庭、地域社会の連携・協働⁸
 子どもの安全を守る取組の推進

(5) 使いやすい施設・設備のある学校整備

体育施設やトイレなど、安全に配慮され、使い勝手がよい施設・設備の整備
 環境と調和した学校づくりの推進

2. 学校の再編整備と耐震化の推進

(1) 学校の再編整備の推進 **重点取組**

学校再編の推進
 学校再編後の跡地利用の検討

(2) 学校施設の耐震化計画の推進 **重点取組**

耐震化未実施校の耐震化の推進

3. 教育研究所の運営

(1) 教職員研修の充実

教育課題に対応した教職員研修講座の実施
 教育情報及び教育資料の収集

(2) 教育相談事業の充実

児童生徒・保護者への面接相談（カウンセリング）、電話相談、訪宅相談の充実
 適応指導教室（エジソン広場）事業の充実
 不登校児童生徒の学校復帰に向けた対応の充実

(3) 教育・教育環境の充実

ICT⁹を利用した小中学校での授業改善
 中学校英語指導及び幼稚園・小学校英語活動等への支援
 英語指導助手（AET）招致・派遣事業の充実

4. 高等教育の振興

(1) 中高一貫教育の推進 **重点取組**

中高一貫教育の実施

(2) 高等教育研究機関設置の検討

大学の学術施設等の設置を要請
 大学など高等教育機関の誘導の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

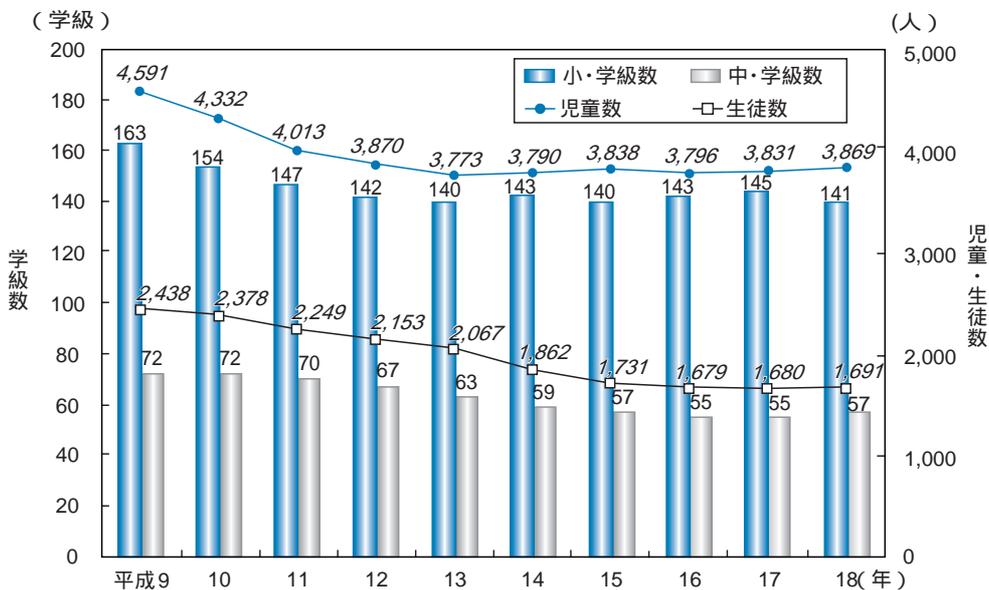
市民	家庭教育（子育て）の再構築
	地域活動への積極的参加
	学校行事への積極的参加
NPO	不登校の子どもたちへの対応を目的としたNPO ¹⁰ の設立
事業者	勤労体験等の受入れ

8 協働：2ページ参照。

9 ICT：Information and Communication Technologyの略で情報・通信に関連する技術一般の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるが、「情報」に加えて「コミュニケーション」が具体的に表現されている点が特徴。

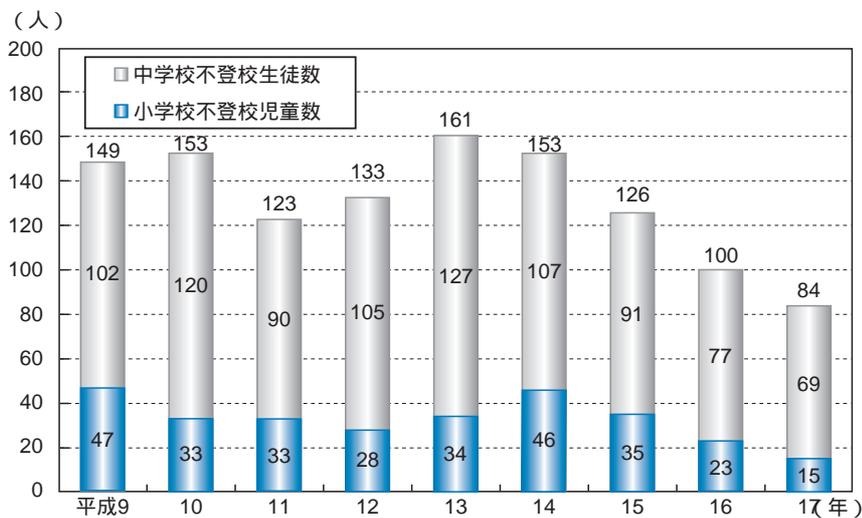
10 NPO：2ページ参照。

児童・生徒数、学級数の推移



(注) 各年 5月1日現在。
 (資料) 教育総務課

不登校児童・生徒数の推移



(注) 年間 30 日以上欠席不登校児童・生徒数。
 (資料) 教育研究所



小学校運動会（八幡小学校）



中学校吹奏楽部練習風景（男山第二中学校）

第4節

青少年健全育成

せいしょうねんけんぜんいくせい

重点取組

地域社会との連携強化

関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化による環境浄化活動の充実を図るとともに、大人による子どもの見守り活動を推進します。また、「こども110番のいえ」の拡大や関係機関との連携による青少年や保護者の相談体制の充実を推進します。

現状と課題

現状

関係団体や家庭、学校、地域との連携を強化し、青少年を取り巻く環境の健全化を推進し、子ども会活動の取組等を通じて、青少年の社会参加への意識啓発を行っています。また、子どもを犯罪被害から守るため「こども110番のいえ¹¹」の設置を促進しています。

学校週5日制に対応するため学校施設等を活用して、安全・安心な子どもたちの活動拠点を設け、さまざまな体験活動を実施しています。

取り組むべき課題

自ら課題を見つけ、学び、考えることのできる「主体的に生きる力としての人間力」を家庭、学校、地域社会のなかで培っていく必要があります。

そのために、有害自動販売機¹²の規制をはじめ、青少年を取り巻く環境の健全化と、学校施設等を活用した安全・安心な子どもたちの活動拠点を設けるなど、さまざまな体験活動の実施のために、全ての機関や団体の連携のもとに活動を推し進めることが必要です。

基本方向

社会環境の移り変わりが激しく、その変動に即座に対応することが困難な社会状況にあります。

そのようななか、周辺環境の監視や整備を地域社会単位で取り組みながら、大人が子どもたちに積極的にかかわり、同年齢だけでなく異年齢のなかで多様な活動を行う機会をつくる必要があります。

11 こども110番のいえ：子どもが不審者に声をかけられるなど身の危険を感じたとき等に、自分で駆け込んで助けを求められることができる緊急避難場所を提供し、犯罪に巻き込まれそうな子どもを保護するとともに、110番通報等をする仕組み。

12 有害自動販売機：夜間における酒類やタバコの販売など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある自動販売機。

施策体系

青少年健全育成

1 健全育成推進体制の充実

(1) 地域社会との連携強化

2 さまざまな活動・講座の実施

(1) 関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化
(2) 教育関連施設の活用

取組の内容

1. 健全育成推進体制の充実

(1) 地域社会との連携強化 **重点取組**

関係団体や家庭、学校、地域との連携強化による環境浄化活動の充実
大人による子どもの見守り活動の推進
警察との連携による「こども110番のいえ」の拡大
関係機関との連携による青少年や保護者の相談体制の充実

2. さまざまな活動・講座の実施

(1) 関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化

地域社会で安全・安心な子どもたちの活動拠点を設け、さまざまな体験活動を実施できるよう連携の強化
青少年の主張大会等を通じた青少年意識の把握
青少年リーダーの育成

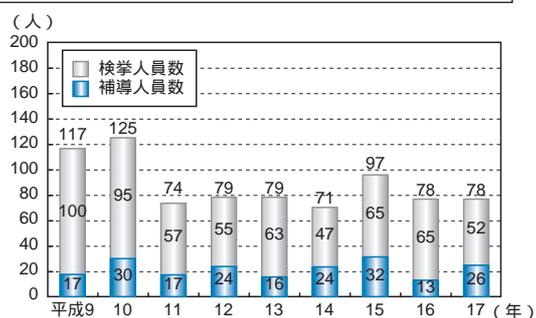
(2) 教育関連施設の活用

青少年講座の開設
野外活動、スポーツ等を通じた青少年の健全育成

市民・NPO・事業者に期待される取組

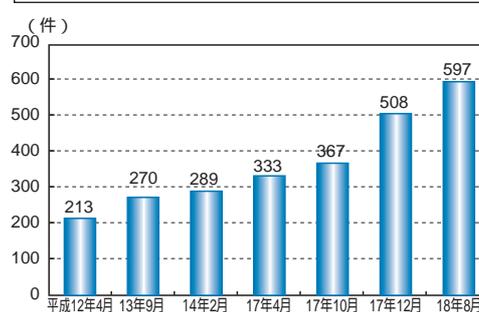
市民	地域で行う活動への参加
NPO	青少年の健全育成への参画
事業者	自動販売機設置環境など健全育成環境の検討 職場体験の機会の提供

少年の刑法犯罪検挙数の推移（八幡警察署）



(資料) 京都府警察本部

「こども110番のいえ」設置件数の推移



(資料) 八幡警察署生活安全課

第5節

生涯学習

しょうがいがくしゅう

重点取組

生涯学習にかかわる関係機関との連携

大学をはじめとする関係機関との連携を強化し、生涯学習推進体制の充実を図ります。

生涯学習ボランティアの充実

市民の学習活動を支援する生涯学習人材バンク登録者の拡大を進め、生涯学習環境の整備を図ります。

現状と課題

現状

高齢化の進展や定年による離職者の増加、また、人々の志向が仕事中心の生活から新しい生活スタイルへと変化しているなかで、学習への市民ニーズは多種多様になり、より専門的な学習環境の整備が必要となってきました。

そこで、市民の要望の的確な把握と学習への環境づくりに努めています。

また、市民生活に密着した情報や資料の提供を市内全域で展開するため、八幡・男山市民図書館の2館及び移動図書館運行のもと、自宅のパソコンや携帯電話のインターネット機能を活用し、いつでも蔵書検索と予約等ができることで施設機能を効率的に活かせる環境整備を実施しています。

取り組むべき課題

市民要望の的確な把握や効率的な学習機会の提供を行うため、従前の手法による講座等の開催だけでなく、市民である生涯学習ボランティアとともに学習環境の整備を促しながら、生涯学習人材バンク¹³等を活用し市民の自主的な活動を促す環境づくりを進める必要があります。

「八幡市子どもの読書活動推進計画¹⁴」や「文字・活字文化振興法¹⁵」に基づき、読書環境の整備と情報・資料提供能力の向上を図ることが必要です。

基本方向

高齢社会¹⁶への変遷に伴い、生活課題や市民の意識が急激に変化してきている現在、従前の講座開催の手法にとらわれず、より効率的・効果的な講座など学習機会をより多くの市民へ提供できる環境づくりをめざします。

13 生涯学習人材バンク：市民の文化活動や体育・スポーツ活動等を支援するため、専門的な知識・技能や経験をもっている人に、生涯学習指導者として地域のさまざまな生涯学習の場で市民等からの要請に応じて指導者として活動してもらう登録制度。

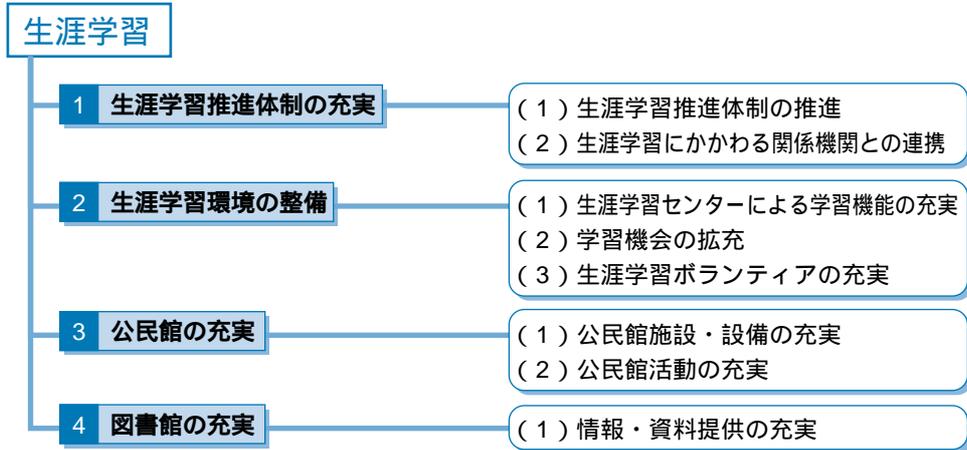
14 八幡市子どもの読書活動推進計画：図書館、学校、幼稚園、保育園など子どもにかかわる施設が、それぞれの業務のなかで展開してきた読書活動をさらに推進するために、統一的・総合的見地から定めた計画。2005（平成17）年3月策定。

15 文字・活字文化振興法：文字・活字文化の振興を図るため、国と地方公共団体の責務や施策を明らかにし、総合的に推進するために制定された法律。

16 高齢社会：高齢者（65歳以上）人口の比率が高い数値で安定した社会。国連の定義では、高齢人口比率が7%以上で高齢化しつつある社会を「高齢化社会」と呼ぶのに対し、14%以上の高い水準が持続している社会を「高齢社会」と呼ぶ。

京都府や近隣市町の図書館との協力体制を促進し、全域を一つの図書館とする発想のもとでの情報・資料提供サービスをめざします。

施策体系



取組の内容

1. 生涯学習推進体制の充実

- (1) 生涯学習推進体制の推進
 - 生涯学習センターを中心とした生涯学習の推進
- (2) 生涯学習にかかわる関係機関との連携 **重点取組**
 - 大学との連携強化
 - 学校など関係機関との連携強化
 - 京都生涯学習推進ネットワーク会議との連携強化

2. 生涯学習環境の整備

- (1) 生涯学習センターによる学習機能の充実
 - 関係機関との連携強化
- (2) 学習機会の拡充
 - 市民参加を中心に、社会生活に必要な現代的課題の充実
 - IT機器を活用した事業の拡大
- (3) 生涯学習ボランティアの充実 **重点取組**
 - 生涯学習人材バンク登録者の拡大

3. 公民館の充実

- (1) 公民館施設・設備の充実
 - だれもが利用できる施設づくりのための施設改修
 - 地域的な偏りに対処するためのIT機器の充実
- (2) 公民館活動の充実
 - 公民館を地域の拠点と位置づけ、地域の文化や活動等に応じた特色ある事業の展開
 - 子どもの居場所づくりとしての事業の充実
 - 生涯学習人材バンク等を利用し、公民館サークルによる自主的な講座運営の促進

4. 図書館の充実

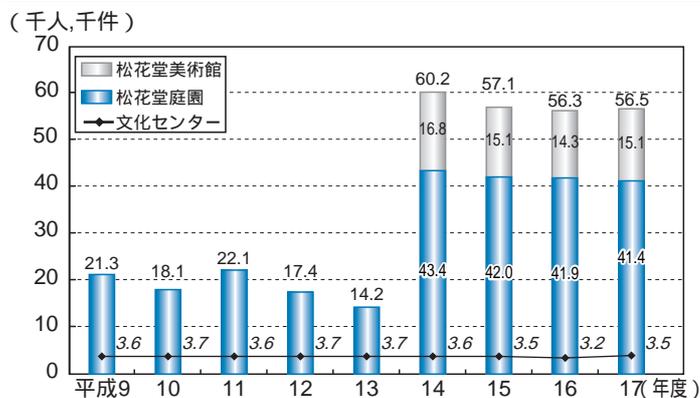
(1) 情報・資料提供の充実

- ウェブサービス¹⁷の整備
- デジタル情報・資料への対応
- 子どもの読書環境の整備
- 関係施設との連携と他市町図書館との協力体制の促進

市民・NPO・事業者に期待される取組

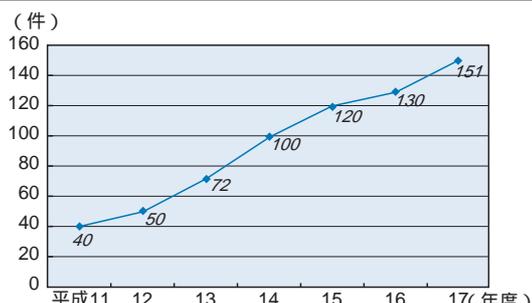
市民	事業への参加
	市民ニーズの把握への協力
	講座など事業の企画運営への参加
	ボランティアの育成への協力
	講師としての協力
NPO	講座など事業の企画運営への参加
	講師としての協力
事業者	講師としての協力

松花堂庭園等の利用者数・文化センターの利用件数の推移



(注1)松花堂美術館は平成14年4月に開館。
 (注2)四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料)やわた市民文化事業団

生涯学習人材バンク登録者数(件数)の推移



(注)件数は延べ件数のため、一人で複数登録している場合もある。
 (資料)生涯学習センター



男山市民図書館・生涯学習センター

17 ウェブサービス：インターネットを通じて他の図書館と連携し、ひとつのシステムとして機能させるサービス。

第6節

スポーツ

すぽーつ

重点取組

スポーツ参加機会の拡充

小学校区単位でのスポーツ振興組織の確立を図るとともに、だれもが気軽に参加できる自治会やコミュニティ単位での地域スポーツ活動を促進するため、引き続き学校体育施設の開放を行います。また、各種スポーツ教室や大会を通じて市民の生涯スポーツへの関心と競技力の向上を推進します。

現状と課題

現状

高齢化や週休2日制の定着により自由時間が確保されるようになり、スポーツ活動を楽しむ人口が増えています。

スポーツ参加機会の拡充を図るため、体育協会に委託して小学生を対象に陸上、サッカー、レスリング、バスケットボールの各スポーツ教室を実施し、多数が参加しています。

また、家族向けにスキー教室やふれあいウォーキングを実施し、定員を超える参加を得ています。

取り組むべき課題

子どもたちは、学校週5日制により自由時間が増加しているものの、体を動かす機会が減少し、体格の向上に相反して体力・運動能力の低下が指摘されています。体力は豊かな人間性を培い、自ら学び、考えるといった「主体的に生きる力としての人間力」を身につけるうえで、極めて重要な要素です。

また、大人のスポーツへの関心が低く各教室への参加が少ないのが現状です。

今後は、地域でのスポーツを通じて、世代間の交流をはじめ地域コミュニティの形成を図り、市民一人ひとりが自発的に生涯にわたってスポーツに親しむことができる事業の展開と環境の整備が必要です。

基本方向

スポーツは、心身の健全な発達を促し、豊かな人間性を培い、健康で明るく活力ある生活を営むうえでたいへん重要な役割を担っています。このため、スポーツ団体の育成等により、競技スポーツの振興を図るとともに、地域においてだれもが気軽にそれぞれの年齢や体力、目的に応じて親しむことができる生涯スポーツの振興を促進します。

また、多様なニーズに対応できるよう、指導者の養成やスポーツ施設の整備・拡充を進めます。

施策体系

スポーツ

1 スポーツ施設の充実

- (1) 八幡市民スポーツ公園の充実
- (2) 男山レクリエーションセンターの整備
- (3) 運動公園等の施設の充実

2 生涯スポーツ活動の推進

- (1) スポーツ参加機会の拡充
- (2) スポーツ団体の育成・強化と指導者の養成
- (3) スポーツ振興のための顕彰

取組の内容

1. スポーツ施設の充実

(1) 八幡市民スポーツ公園の充実

市民や競技者の交流の場、スポーツの拠点としての機能の充実
体育館施設の広域利用の促進

(2) 男山レクリエーションセンターの整備

市民がさまざまな分野で主体的に活動できるような施設の整備

(3) 運動公園等の施設の充実

運動公園、近隣公園の広場等のスポーツ機能の充実
洛南浄化センター¹⁸のスポーツ施設の活用促進

2. 生涯スポーツ活動の推進

(1) スポーツ参加機会の拡充 **重点取組**

小学校区単位でのスポーツ振興組織確立の促進
自治会やコミュニティ単位での子どもから高齢者や障がい者が参加できる
地域スポーツ活動の促進
各種スポーツ教室の充実
各種スポーツ大会の開催や誘致等を通じた、市民のスポーツへの関心の高揚及び競技力の向上
学校体育施設開放の促進

(2) スポーツ団体の育成・強化と指導者の養成

スポーツ少年団をはじめスポーツ振興の中心的な役割を担う関係団体の育成及び活動の促進
研修会開催等による指導者の養成と資質の向上

(3) スポーツ振興のための顕彰

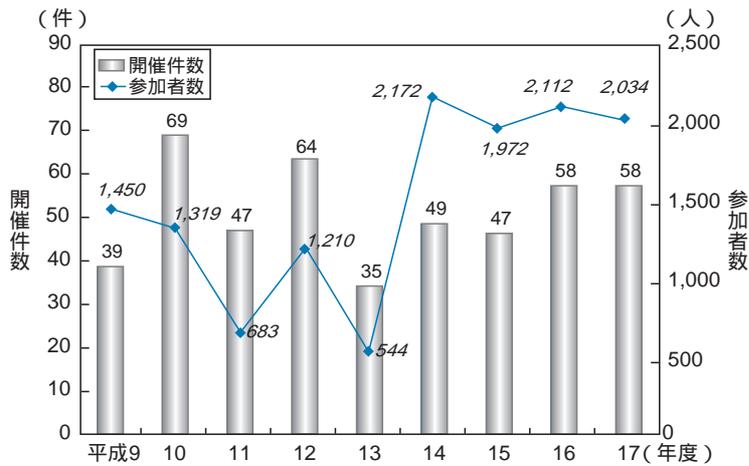
スポーツ振興に大きく貢献している人材や団体の顕彰

18 洛南浄化センター：八幡焼木1に所在し、木津川流域下水道計画処理区域の下水処理を行う施設。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	地域におけるスポーツ振興組織設立に向けた協力 積極的なスポーツ活動への参加 スポーツサークルづくりへの参加・協力
事業者	スポーツ大会等の開催への協力

各種スポーツ教室の実施状況の推移



(資料) 社会教育課



八幡市民マラソン大会(木津川流れ橋付近の堤防)



八幡市民スポーツ公園

第7節

文化芸術

ぶんかげいじゅつ

重点取組

市民主体の文化芸術活動

市民が主体となった文化芸術振興を促進し、文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

伝統文化の保存と継承の推進

地域固有の伝統文化を保存・記録し、継承・発展への支援を行います。また、地域で伝統文化を継承するために鑑賞、体験、発表できる環境づくりを推進します。

現状と課題

現状

本市には優れた歴史・文化資源が多く、伝統文化や行祭事も豊富にあります。2002（平成14）年に松花堂美術館の整備を行い、文化芸術に関するさまざまな情報発信を行っています。市民文化活動の中心である八幡市文化センターでは多様な文化芸術活動の展開を支援しています。

2005（平成17）年4月に施行された「八幡市文化芸術振興条例¹⁹」の基本理念を踏まえ、基本方針及び基本計画を策定し、文化芸術振興施策の実現に向け取組を進めています。

取り組むべき課題

「八幡市文化芸術振興条例」の基本理念を踏まえた文化芸術振興会議の運営のもとで、基本方針及び基本計画を策定し、これに基づいた実施計画において具体的な文化芸術振興施策の実現を図ることが必要です。

文化協会の組織強化と関連団体との相互交流の促進を図り、地域における市民の自主的な活動の支援を図ることも重要です。

また、ふるさと学習館の活用・利用を促進し、郷土意識及び文化財保護意識の高揚を図り、さらには埋蔵文化財出土遺物等の整理や保存・管理の充実、文化財・歴史講座や講演会の開催等によって、ふるさと学習館のレベルアップをめざす必要があります。

基本方向

市民が文化芸術活動を通じて、郷土や地域に愛着と誇りをもちながら、心豊かにやすらぎとうるおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、貴重な文化的遺産を保存し、豊富な歴史・伝統・文化資源を活かした文化芸術都市

19 八幡市文化芸術振興条例：本市における文化芸術の振興についての基本理念や市民及び市の責務、市の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めた条例。

をめざします。具体的には、市民が多様な文化芸術活動に親しみ、市民が心豊かに交流しあい、全体に文化芸術の雰囲気漂うようなまちづくりを進めます。

施策体系

文化芸術

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 文化芸術に対する意識高揚 | (1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動
(2) 市民主体の文化芸術活動 |
| 2 | 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用 | (1) 伝統文化の保存と継承の推進
(2) 文化財の保存と活用 |
| 3 | 芸術鑑賞など広く文化芸術に接する機会の拡充 | (1) 文化芸術の鑑賞機会の充実
(2) 文化施設等の運営 |
| 4 | 文化芸術を担う人材育成 | (1) 文化活動指導者の人材育成
(2) 文化芸術ボランティアの推進
(3) 文化振興のための顕彰 |
| 5 | 文化芸術に係る交流の促進 | (1) 文化団体をつなぐ交流基盤づくり
(2) 文化芸術による国際交流の推進 |
| 6 | 文化芸術に係る環境の整備及び充実 | (1) 公共施設等への文化性の導入
(2) 行政サービスにおける文化的視点の導入 |

取組の内容

1. 文化芸術に対する意識高揚

- (1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動
市民が気軽に文化に親しみ、楽しめる生活の普及推進
- (2) 市民主体の文化芸術活動 **重点取組**
市民主体の文化芸術振興の促進
市民意見の反映による意識の高揚

2. 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用

- (1) 伝統文化の保存と継承の推進 **重点取組**
地域固有の伝統文化の保存継承・記録と発展への支援
地域で伝統文化を継承するため、鑑賞、体験、発表できる環境づくりの推進
- (2) 文化財の保存と活用
建物や史跡等の貴重な文化財の保存の推進
史跡めぐりコースの整備・活用
地域や学校等における文化財保護の啓発
ふるさと学習館の利用の促進
新たな埋蔵文化財の展示・活用の推進

3. 芸術鑑賞など広く文化芸術に接する機会の拡充

(1) 文化芸術の鑑賞機会の充実

文化施設や社会教育施設等の活用の推進

(2) 文化施設等の運営

市民が文化活動を行い、つどい、語り合える場の整備

市民が利用しやすい施設のあり方の検討

文化施設の広域利用の促進

4. 文化芸術を担う人材育成

(1) 文化活動指導者の人材育成

子どもたちの指導をしていく人材の確保・育成

(2) 文化芸術ボランティアの推進

市内に存在する社寺等の説明ボランティアの育成

観光及び地域の文化の醸成

(3) 文化振興のための顕彰

市民文化に大きく貢献している人材や団体の顕彰

5. 文化芸術に係る交流の促進

(1) 文化団体をつなぐ交流基盤づくり

他の地域の文化団体との情報交換や交流の促進

(2) 文化芸術による国際交流の推進

世界平和の礎として多文化交流の促進

6. 文化芸術に係る環境の整備及び充実

(1) 公共施設等への文化性の導入

公共施設整備における地域性、伝統性、美観性など文化性の導入

周囲の自然環境や地域の歴史、伝統等との調和のとれたデザイン等への配慮

(2) 行政サービスにおける文化的視点の導入

市民に分かりやすい文章や言葉の使用

丁寧で親切な対応・説明に努めるなど、行政サービスに対する職員の意識

改革

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	文化活動の推進
	市民によるサークルづくり 地域の伝統文化の保護と後継者の育成
事業者	文化関係イベントへの協力

第3章

豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

施策体系

第1節 / 自然環境

- 1 自然環境との共生をめざした都市基盤の整備
- 2 省エネルギーの推進
- 3 自然環境の保全

第3節 / 循環型社会

- 1 ごみ減量化の推進
- 2 収集システムの確立
- 3 城南衛生管理組合の効率的運営の促進

第2節 / 生活環境

- 1 環境にやさしい市民、事業者の育成
- 2 公害防止活動の推進

第4節 / 景観

- 1 都市景観の向上
- 2 都市の快適性の確保と住環境の保全
- 3 自然景観・歴史的景観の保全

成果指標

指 標	現状値	目標値
調査地点における河川のBOD 環境基準達成率	100%	100%
市域における温室効果ガス排出量	284,922t-CO ₂ /年	200,296t-CO ₂ /年
不法投案件数	107件/年	50件/年
野外の不適正な燃焼行為件数	61件/年	20件/年
市民1人1日当たりのごみ排出量	616g	598g

BOD (生物化学的酸素要求量): 河川の汚染物質 (有機物) が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量を示す指標。値が大きくなるほど、河川の汚濁がひどくなっていることを示す。

第1節

自然環境

しぜんかんきょう

重点取組

「環境マネジメントシステム」の認証取得の支援

事業所における認証取得の支援とともに、研修会や認証取得事業所による交流会等を実施し、省エネルギーを推進します。

自然環境の保全

男山や寺社林など豊かな自然環境・緑地空間の保全とともに、ホテルが生息できるような自然環境の再生やビオトープの整備を図ります。

現状と課題

現状

科学技術の進歩により、私たちの生活は豊かで快適なものになっています。しかし、その一方で資源やエネルギーを浪費し、汚染物質や廃棄物を排出し続けてきました。その結果、温室効果ガス¹による地球温暖化²、森林の減少、砂漠化、オゾン層³の破壊や環境ホルモン⁴といった地球規模でのさまざまな環境問題を引き起こしています。

男山、木津川、田園地域等の豊かな自然環境に恵まれている本市でも、開発等に伴う緑地の減少や温室効果ガスの増加等が自然環境へ与える影響も懸念されますが、2001（平成13）年に策定した「八幡市環境基本計画⁵」に基づき「人と自然が共生する環境にやさしいまち」をめざしてさまざまな取組を進めてきており、環境団体による環境保全活動も活発になりつつあります。

取り組むべき課題

わが国においては、地球温暖化防止に向けてさまざまな取組が実施されていますが、2005（平成17）年度の温室効果ガス排出量は、1990（平成2）年と比較して8.1%（環境省速報値）増加し、京都議定書⁶におけるわが国の削減目標である6%の削減を達成するためにはさらなる取組が必要とされています。

- 1 温室効果ガス：大気中に排出されると温室効果によって地球温暖化をもたらすガス。二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など。
- 2 地球温暖化：16ページ参照。
- 3 オゾン層：地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを含む層で、生物に有害な紫外線の大部分はこの部分で吸収される。
- 4 環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）：身近にある人工的に作られた化学物質（農薬類、塗料、洗剤等に含まれる）のなかで、人体の内部に取り込まれ、内分泌物質（ホルモン）に似たような働きをし、生殖異常などさまざまな障がいを引き起こすもの。
- 5 八幡市環境基本計画：市民、事業者、行政がそれぞれの立場で地球環境への負荷を低減し、自然や生物と共生する「人にやさしい環境にやさしいまち」を築いていくため、本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な方針を示した計画。
- 6 京都議定書：1997（平成9）年12月、京都で開催された第3回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3地球温暖化防止京都会議）において採択された国際的な取決め。二酸化炭素など6種の温室効果ガスを対象とし、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの間に先進国全体で1990（平成2）年比5%以上（日本は6%以上）削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。

本市においては、「八幡市環境マネジメントシステム⁷」の運用を開始し、市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減を目標の一つに掲げ各種の取組を進めてきましたが、今後は市民、事業者、行政の一層の協働⁸による取組の強化を図る必要があります。また、動植物の生息環境を保全するとともに、市民の自然環境保全意識の高揚が大切です。

自然環境の保全とあわせて市民が快適な生活を送ることができるよう、まちの活性化に向けて開発を進めていく地域、自然環境を保全していく地域など、明確な土地利用の区分を行うことが重要です。

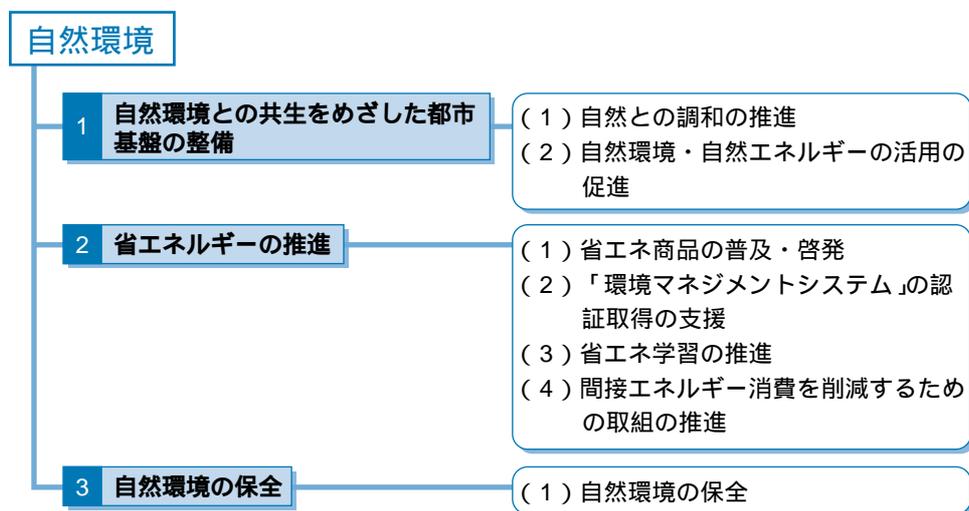
基本方向

自然環境の保全や省エネルギーなど、市民一人ひとりの、また、個々の事業所の環境配慮の取組が地球環境の保全につながっており、だれもがごく当たり前のこととしてそのような取組を実行することが環境への負荷を小さくします。

自然の有り難さ、自然の大切さを、今を生きる私たちの責任として、未来の子どもたちへ引き継ぐよう、自然環境の保全や環境配慮に対する市民の意識の高揚に努めるとともに、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進します。また、学校や市街地におけるピオトープ⁹の整備とそのネットワーク化により、動植物の生息環境の保全に努めます。

市民が快適な生活を送ることができるように、明確な土地利用の区分を行うとともに、自然環境との共生をめざした都市基盤の整備を進めます。

施策体系



7 八幡市環境マネジメントシステム：全国でもめずらしい市民参加型の環境に関する計画や目標を構築したシステムであり、継続的にシステムを改善していく仕組みとなっている。2003（平成15）年4月から運用開始。

8 協働：2ページ参照。

9 ピオトープ：ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。生物が共有できる生態系をもった場所。

取組の内容

1. 自然環境との共生をめざした都市基盤の整備

(1) 自然との調和の推進

自然と調和のとれた環境形成の推進

(2) 自然環境・自然エネルギー¹⁰の活用の促進

太陽光発電の推進

自然を取り入れた交流空間の整備と災害時の防災空間としての活用

農業用水としての活用など地下水の保全・活用

防火水槽用水としての活用など雨水の活用

2. 省エネルギーの推進

(1) 省エネ商品の普及・啓発

小売店への省エネラベル等の普及・啓発

(2) 「環境マネジメントシステム」の認証取得の支援 **重点取組**

事業所における認証取得の支援

研修会や認証取得事業所による交流会等の実施

(3) 省エネ学習の推進

環境団体や学校等と連携し、地球温暖化問題等の学習会の実施

(4) 間接エネルギー消費を削減するための取組の推進

省エネ建築物の推進

環境配慮型の交通体系の研究

地産地消¹¹の仕組みづくり

3. 自然環境の保全

(1) 自然環境の保全 **重点取組**

男山や寺社林など豊かな自然環境・緑地空間の保全

ホタルが生息できるような自然環境の再生

ピオトープの整備とピオトープ・ネットワークの形成

空地の適正な管理の促進

10 自然エネルギー：化石燃料や核熱（石炭、石油、原子力など）のように有限でかつ自然破壊や汚染の原因となるエネルギー以外のエネルギー。太陽熱、風力、水力、地熱など。

11 地産地消：16ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	自然の大切さを認識し、自然との調和を推進 省エネ住宅やリフォームの推進 動植物の生態系の保全
NPO	市民・事業者への啓発及び支援
事業者	環境配慮型の事業活動のための「環境マネジメントシステム」の認証取得・運用 省エネ・省資源化の推進 グリーン電力制度 ¹² への参加 省エネ効果を説明できる店員の育成



環境に配慮して市内公立保育園・幼稚園で実施されたゴーヤカーテン



男山と市街地（市庁舎屋上から）

12 グリーン電力制度：消費者、企業、電力会社等の自発的な取組により、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの発電コストを低減させて長期的な普及に寄与することをめざす制度。制度の趣旨に賛同する消費者や企業、そして電力会社が寄附を行い、集まった基金から自然エネルギー施設へ助成を行う。

第2節

生活環境

せいかつかんきょう

重点取組

環境教育や学習、環境保全活動の推進

幅広い年齢層の市民を対象とした、多様な環境教育や環境学習を実施するとともに、市民による環境保全活動への支援を行います。

美しいまちづくりの推進

「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を運用し、快適な生活環境を確保し、生活環境の美化を推進します。

現状と課題

現状

今日の環境問題は、資源やエネルギーの大量消費による環境負荷¹³の増大が原因となっています。大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済活動により、私たちの日常生活そのものが環境への負荷を増大させ、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模で環境を脅かし、自らの生活基盤を危うくしています。

本市においても開発等に伴う大気汚染や騒音など、自然環境のみならず市民の生活環境に与える影響が懸念されます。また、マナーの低下による生活環境の悪化を指摘する声も多くなってきています。

取り組むべき課題

生産や流通に携わる企業から市民一人ひとりに至るまで、環境問題やリサイクルの意識を高めて、ごみの減量化や再資源化を進め、省エネ及び省資源により環境負荷の低減を図ることにより循環型社会を実現し、健康で快適な生活環境を築いていくことが重要です。

私たち一人ひとりがライフスタイル¹⁴を見直し、環境を重視した取組を進め、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、「人にやさしい 環境にやさしいまち」の実現を図る取組を進めることが必要です。

基本方向

環境問題は、地球規模で考え、足元から行動しなければならないと言われています。市民、事業者、行政の全てが、家庭生活や事業活動のなかで当然のこととして環境に配慮した暮らし、環境に配慮した事業活動ができるよう環境教育を行うとともに、NPO¹⁵や事業者の活動を支援します。

また、大気や水の汚染、生活環境を損なう行為等の公害について、だれもが快適な生活が送れるよう、その防止に努めます。

13 環境負荷：22ページ参照。

14 ライフスタイル：36ページ参照。

15 NPO：2ページ参照。

施策体系

生活環境

1 環境にやさしい市民、事業者の育成

- (1) 環境教育や学習、環境保全活動の推進
- (2) 事業者の環境保全活動への支援
- (3) 環境関連団体との連携・支援
- (4) 環境保全に係る情報提供の推進
- (5) 美しいまちづくりの推進

2 公害防止活動の推進

- (1) 大気汚染の防止
- (2) 水質汚濁の防止
- (3) 騒音・振動の低減
- (4) 不法投棄の防止
- (5) 野外焼却行為の禁止
- (6) 低公害車の導入

取組の内容

1. 環境にやさしい市民、事業者の育成

(1) 環境教育や学習、環境保全活動の推進 **重点取組**

幼児から高齢者まで幅広い市民を対象とした、多様な環境教育や環境学習の実施

市民による環境保全活動への支援

(2) 事業者の環境保全活動への支援

環境に関する情報提供等による、事業者の自主的な活動の促進

(3) 環境関連団体との連携・支援

地域に根ざした環境団体の育成と活動支援

(4) 環境保全に係る情報提供の推進

広報紙やリーフレット、ホームページ等による市民への情報提供の推進

(5) 美しいまちづくりの推進 **重点取組**

空き缶・タバコ等のポイ捨てや犬の糞の放置等がない、「八幡市美しいまちづくりに関する条例¹⁶」の運用

動物の適正飼養や雑草の除去など生活環境美化の推進

2. 公害防止活動の推進

(1) 大気汚染の防止

大気質調査の定期的な実施

(2) 水質汚濁の防止

廃油等の流出に対する監視・指導の強化

16 八幡市美しいまちづくりに関する条例：安全で清潔な生活環境を守る基本的なルールとして、歩行喫煙の抑制、空き缶等のポイ捨てや犬の糞の放置禁止、ルールを守らない場合の罰則等を規定した条例。2006（平成18）年3月制定（同年10月施行）。

(3) 騒音・振動の低減

騒音・振動発生源の防止活動の促進・指導

(4) 不法投棄の防止

監視体制の強化

(5) 野外焼却行為の禁止

監視体制の強化

(6) 低公害車の導入

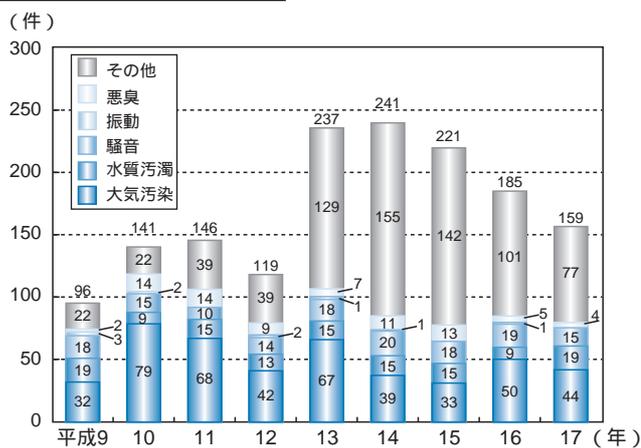
公用車や塵芥収集車の低公害車導入の推進

天然ガス車の導入の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	環境にやさしいエコ商品の使用 家庭生活における環境配慮 環境家計簿 ¹⁷ 導入による消費実態の把握
NPO	市民・事業者の取組への応援 環境配慮行動の促進、市民参加の呼びかけ
事業者	事業活動における公害防止の徹底 環境リスクに関する情報提供 不法投棄行為の禁止 野外での不適正な燃焼行為の禁止

公害苦情件数の推移



(注) その他は主に不法投棄等の苦情。
(資料) 環境保全課



収集車の「美しいまちづくりに関する条例」啓発看板

17 環境家計簿：家庭生活において環境に負荷を与える行動等を記録し、点数化する等の方法を用いて、家計簿による家計の収支計算のように記録するもの。

第3節

循環型社会

じゅんかんがたしゃかい

重点取組

発生抑制と再利用の推進

ごみの発生抑制と再利用を推進するため、地域懇談会等の開催や買物袋持参運動を促進するとともに事業系ごみの動向の把握と指導を行い、ごみの減量化を推進します。また、ごみの有料化についても検討を行います。

リサイクルの推進

資源物の回収を促進するとともに、環境学習の拠点となるリサイクルセンターの設置を進めます。

現状と課題

現状

環境の保全を図り、だれもが快適な生活を送るためには、製品等が廃棄物となることを抑制するとともに、循環資源¹⁸となった場合には適正に循環的な利用を図る必要があります。また、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分を行うことによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、すなわち循環型社会の構築が必要であり、2000（平成12）年に「循環型社会形成推進基本法¹⁹」が制定されました。

この時期、本市の人口は横ばい傾向にありましたが、ごみの排出量は増加傾向が続きました。こうしたことから、ごみと資源物との分別収集はもとより、古紙やダンボール等の資源物の回収活動を行った団体への助成や大型ごみの無料収集廃止、ごみ袋の透明化を実施し、ごみの量は減少を続けています。

取り組むべき課題

循環型社会を形成するには、「循環型社会形成推進基本法」の理念に基づき、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進が重要です。

このため、市民及び事業者のより一層の取組が必要であり、自治会をはじめとする各種団体や事業者との協働した啓発活動を推進していくことが必要です。

また、ごみの効率的な収集に向けたごみ集積場の定点化など、環境に配慮した収集システムの確立が不可欠となります。

基本方向

循環型社会の形成に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、ごみの減量化を図ります。

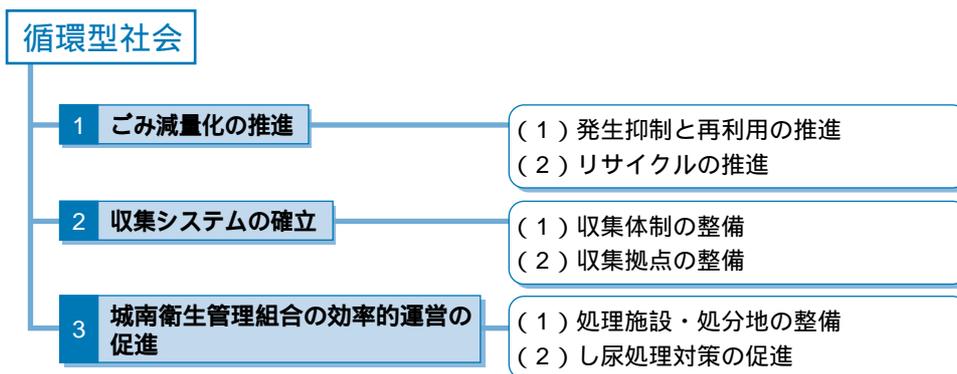
18 循環資源：事業者が発生させた廃棄物のうち、他の事業者が原材料等として利用できるもの、またはその可能性のあるもの。

19 循環型社会形成推進基本法：12ページ参照。

そのため、買物袋の持参など市民の取組を促進するとともに、産業廃棄物²⁰を含む事業系ごみの動向を把握し、不法投棄等が行われないよう指導に努めます。また、市民の環境学習等の拠点整備を進めます。

ごみの収集では、十分な市民合意のもと、市民サービスを低下させることなく環境に配慮した効率的な収集システムの確立をめざします。

施策体系



取組の内容

1. ごみ減量化の推進

(1) 発生抑制と再利用の推進 **重点取組**

- 地域懇談会や情報交換会の開催
- ごみの有料化の検討
- 買物袋持参運動の促進
- 産業廃棄物を含む事業系ごみの動向の把握と指導

(2) リサイクルの推進 **重点取組**

- 資源物回収の促進
- 3 R 推進の拠点となるリサイクルセンターの設置

2. 収集システムの確立

(1) 収集体制の整備

- 分別収集の推進
- 大型ごみの有料収集
- 廃食油の回収の推進
- 民間委託の推進

(2) 収集拠点の整備

- 定点収集の推進
- 資源物回収拠点の増設

20 産業廃棄物：主に工場など事業所が出す廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど6種と、同法施行令で規定された鉱さい、建設廃材、畜産農業に関わる動物の死体や糞尿など13種をさす。

3. 城南衛生管理組合²¹の効率的運営の促進

(1) 処理施設・処分地の整備

適切な維持管理の促進

(2) し尿処理対策の促進

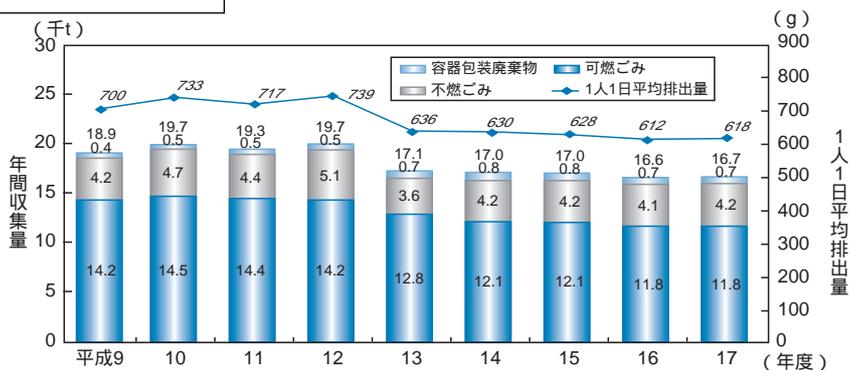
処理量の減少に対応した効率的な運営の促進

沢清掃工場の跡地利用の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

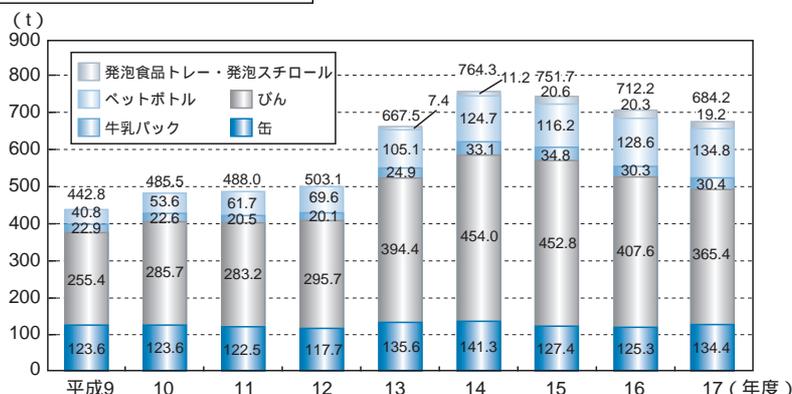
市民	ごみ減量化やリサイクルの推進への理解と協力 買物袋の持参 ごみの定点収集への理解と協力
NPO	3R活動の推進
事業者	事業系一般廃棄物の減量化への理解と協力 ごみの適正排出への理解と協力

ごみの処理の状況



(注1) 不燃ごみには、スプレー缶・土砂等が含まれる。
 (注2) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 環境事務所「一般廃棄物処理実績書」

リサイクル資源の回収状況



(注1) 缶はアルミ缶とスチール缶の計。
 (注2) 発泡食品トレー・発泡スチロールは平成13年4月開始。
 (注3) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 環境事務所



資源物回収拠点(志水公民館)

21 城南衛生管理組合：宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。

第4節

景観

けいかん

重点取組

親水事業の促進

木津川、宇治川、桂川等の水辺に恵まれた地形を活かした水辺景観の保全と親水空間づくりを推進します。

自然景観・歴史的景観の保全

本市のシンボルである男山の自然景観や東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的な景観の保全を図ります。

現状と課題

現状

これまでのまちづくりにおいては、ともすれば経済性や効率性、機能性が重視され、美しさへの配慮が不足していた面がありました。また、経済活動により身近な景観が阻害され変化しています。こうしたなか、2004（平成16）年の「景観法²²」の成立に示されるように、国民的な課題として景観に対する意識が高まっており、良好な景観を形成することは快適な生活環境の創造及び健全な地域経済や地域社会の形成につながります。

本市は、男山や三川合流部等に代表される緑や水といった豊かな自然に恵まれ、石清水八幡宮や松花堂庭園、流れ橋など多くの貴重な歴史・文化資源を有しています。近年、広域幹線道路の整備や土地区画整理事業²³による都市基盤整備等に伴い都市化が進展し、市域の様相は大きく変化してきています。

取り組むべき課題

市民一人ひとりが景観に対して関心をもち、自立的な取組が推進され、蓄積されるよう、また、意識の醸成とともに価値観の共有が図られるよう、京都府や近隣市町と連携した支援体制をつくる必要があります。

また、市民の快適な生活環境を確保するよう、良好な市街地景観を形成するとともに、自然を活かした事業の実施や環境配慮を行うことも重要です。

基本方向

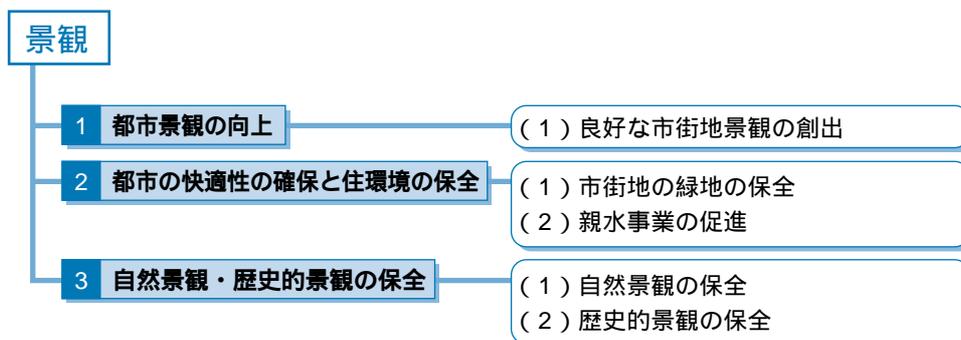
良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活や経済活動等との調和により形成されるもので、地域固有の特性と密接に関連するものです。また、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担っています。

22 景観法：わが国で初めての景観に関する総合的な法律。美しい景観の意義や保全の必要性を明確にし、景観の維持・創出のため、地方公共団体に一定の強制力をもたせていることが特徴。

23 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更等に関する事業。

こうしたことから、先人が築いてきた豊かな歴史・文化を大切に、自然と調和した安全で快適なまちづくりを進めるためにも、良好な景観の整備及び保全並びに創出を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 都市景観の向上

(1) 良好な市街地景観の創出

地区計画²⁴制度における市街地景観の規制・誘導
 建築協定²⁵による市民主体のまちなみ形成への支援
 京都府による景観計画との連携
 景観協定²⁶による市民主体の景観の形成への支援
 建築物等のデザイン誘導
 屋外広告への助言・指導
 電線の地中化の検討
 優れた景観の顕彰

2. 都市の快適性の確保と住環境の保全

(1) 市街地の緑地の保全

公共施設における緑地の確保
 市街地の緑地の保全・推進

(2) 親水事業の促進 **重点取組**

木津川、宇治川、桂川等の水辺に恵まれた地形を活かした水辺景観の保全
 と親水²⁷空間づくりの推進

24 地区計画：都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定める計画。

25 建築協定：一定区域において、土地所有者及び借地権利者等の全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定め、締結される協定。

26 景観協定：建築物や工作物等の規模、位置、色彩及び緑化等について、市民等が自ら締結する協定。

27 親水：28ページ参照。

3. 自然景観・歴史的景観の保全

(1) 自然景観の保全 **重点取組**

本市のシンボルである男山の自然景観の保全

(2) 歴史的景観の保全 **重点取組**

東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的景観の保全

市民・NPO・事業者に期待される取組

市 民	庭木の植樹・緑化
	水辺空間の保全
N P O	都市景観づくり学習会の開催・参加呼びかけ
事 業 者	事業所への植樹等による緑化の推進
	建物のデザインや色彩など都市景観への配慮



自然と調和した住宅地（欽明台地区）



東高野街道（八幡城内地区）

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち

施策体系

第1節 / 保健・医療

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健体制の充実
- 3 医療体制の充実
- 4 医療保険制度の健全運営

第4節 / 障がい者福祉

- 1 総合的な障がい者福祉の充実
- 2 障がい者施設の充実
- 3 社会参加の促進
- 4 在宅ケアの充実

第2節 / 地域福祉

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 地域福祉推進体制の充実

第5節 / 社会保障

- 1 国民年金制度の推進
- 2 低所得者福祉の充実と適正化
- 3 勤労者福祉の推進

第3節 / 高齢者福祉

- 1 多様な社会参加の促進
- 2 健康づくり・総合的な介護予防の推進
- 3 介護保険サービスの充実
- 4 連携と支えあいの仕組みづくり

成果指標

指 標	現状値	目標値
基本健康診査受診率	25.2%	30.0%
バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数	42件	62件
福祉ボランティア登録人数	572人	900人
介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合()	84.1%	76.8%
障がい者通所施設の通所受入人数	109人	152人

()後期高齢者の増加により介護・支援を受ける高齢者が増加するため数値は低下するが、できるかぎり介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合を高く維持することが目標。

第1節

保健・医療

ほけん・いりょう

重点取組

健康管理意識の啓発

健康づくりに関する学習機会の拡充や情報の提供を行うとともに、市民の健康管理意識の高揚を図ります。

食育の推進

「食」に対する意識の高揚を図るとともに、健全な食生活の実践に向けた学校や家庭、地域、関係機関の連携を強化します。

救急医療体制の充実

小児救急医療体制の充実や高度救急医療施設等との広域的な連携を図るとともに、休日応急診療所の効率的な運営を行います。

現状と課題

現状

少子高齢化など社会環境の変化や市民ニーズ¹が多様化するなか、市民の健康に対する関心が高まっています。本市では各種健康診査及び健康相談、健康教室等の保健事業を推進してきましたが、食生活や生活様式の変化に伴い、生活習慣病²やこれに起因して介護を要する人が増加傾向にあります。また医療面では、これまでから乳幼児医療制度の拡充に努めてきたところです。だれもが、住み慣れた地域で健康で生きがいのある市民生活が送れるように支援する施策づくりが必要です。

また、医療制度については、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていく改革が急がれています。その一環として、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度³が2008(平成20)年度に施行されることから、広域連合の設立をはじめ、さまざまな準備が進められています。国民健康保険については、本市では医療給付費が高くなっている反面、保険料収納率は低い状況にあります。

取り組むべき課題

市民の健康への関心が高まるなか、保健事業の新たな展開にあわせて、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組み、「自分の健康は自分で守る」という個人の健康意識の高揚に努めるとともに、社会全体で支援していく体制を整備する必要があります。また、救急医療をはじめ医療に対するニーズはますます増加しており、安定的かつ質の高い医療・救急体制をめざす必要があります。

1 ニーズ：8ページ参照。

2 生活習慣病：従来使われていた「成人病」のことで、発病が低年齢化し、また誘発原因として食生活や喫煙、飲酒等の生活習慣の影響が大きいことから「生活習慣病」と表現が改められた。

3 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者全員の加入が求められる公的医療保険制度。2008(平成20)年度から新設される。保険料は原則加入者全員から市町村が徴収し、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当。

国民健康保険の健全運営には、保険料収納率の向上に努めること、医療費の適正化に努めること、保健事業活動を促進することの3点が重要であることから、これらの取組を推進することが求められています。

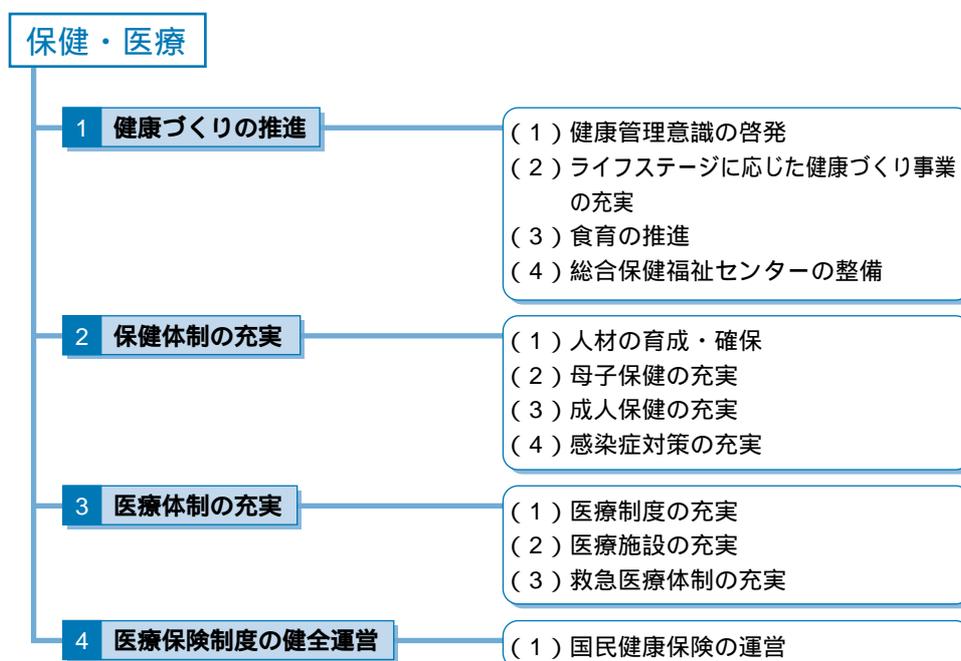
基本方向

高齢化の進行に伴う慢性疾患をはじめ、社会環境やライフスタイル⁴の変化による生活習慣病、ストレス等に起因する精神的疾患等の増加に伴い、市民の健康に対する関心が高まっています。生活習慣病の一次予防⁵を重視した取組や市民の主体的な健康づくりを支援する取組を推進するとともに、健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点を検討します。

さらに、「京都府保健医療計画⁶」における山城北医療圏の状況と目標を踏まえ、医療機関の機能分担と連携強化により、地域において適切かつ効率的に医療を受けられる体制づくりに努めます。特に、小児救急を含む救急医療体制については、医師会をはじめ、関係医療機関との連携のもと、少子高齢化や本市の特性に対応できるシステムの構築に努めます。

また、新たに発足する後期高齢者医療制度については、関係機関との連携を図りながら制度への適切な対応に努めます。国民健康保険については、保険料収納率の向上、医療費の適正化、保健事業活動の促進に努めます。

施策体系



4 ライフスタイル：36ページ参照。

5 一次予防：健康的な生活習慣によって病気の発生そのものを未然に防ぐこと。適正な食事を取り、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げる等して健康的な生活習慣づくりを行い、生活習慣病を予防すること等が一次予防となる。

6 京都府保健医療計画：京都府を6つの圏域に分け、圏域ごとに計画的に医療施設や医療活動の整備・誘導を図るために策定された京都府の計画。

取組の内容

1. 健康づくりの推進

(1) 健康管理意識の啓発 **重点取組**

健康づくりに関する学習機会の拡充や情報の提供
市民の健康管理意識の高揚

(2) ライフステージ⁷に応じた健康づくり事業の充実

食生活改善推進員⁸の育成と活動の促進
医師、保健師、栄養士等の連携による健康相談体制の充実
骨粗しょう症の健康診査や介護予防、生活習慣病予防、歯の健康等の健康づくり事業の充実

(3) 食育の推進 **重点取組**

「食」に対する意識の高揚
健全な食生活の実践に向けた学校や家庭、地域、関係機関の連携強化

(4) 総合保健福祉センターの整備

健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点の整備

2. 保健体制の充実

(1) 人材の育成・確保

各種保健事業の推進と指導体制の強化

(2) 母子保健の充実

乳幼児の健全な育成と母性の健康の保持・増進、父性を育てる指導
母子保健サービスの充実
喫煙防止など思春期の子どもの健康を守る思春期保健対策の充実

(3) 成人保健の充実

生活習慣病の予防
各種健康診査の受診率向上や健康教育・健康相談の充実
疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーションの強化

(4) 感染症対策の充実

関連機関と連携した予防知識の啓発・相談指導の充実と予防接種の実施
関係機関と連携のもと平常時からの感染症危機管理対策の推進

3. 医療体制の充実

(1) 医療制度の充実

乳幼児医療の充実
子育て医療の充実
老人医療の適正な運用
後期高齢者医療制度への適切な対応

7 ライフステージ：人の一生を段階ごとに区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。

8 食生活改善推進員：講習会や巡回活動、健康づくりに関する知識の普及など、健康づくりのための諸活動を行うボランティア。

(2) 医療施設の充実

身近な医療から高度な医療までの体系的な確立をめざした、関係機関の協力による医療施設の充実

男女別診療をはじめ性差を考慮した性差医療の推進

(3) 救急医療体制の充実 **重点取組**

小児救急医療体制の充実

高度救急医療施設等との広域的な連携

休日応急診療所の効率的な運営

献血に関する啓発及び献血運動の推進

4. 医療保険制度の健全運営

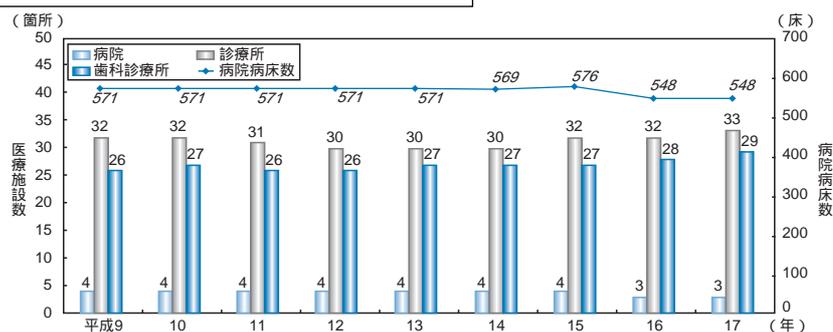
(1) 国民健康保険の運営

国民健康保険の健全運営

市民・NPO・事業者に期待される取組

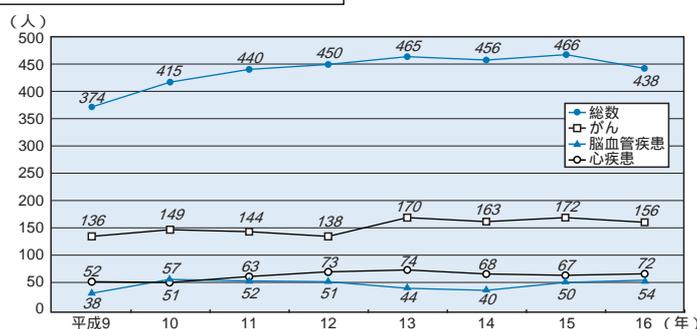
市民	健康管理意識の高揚と事業への参加 献血運動への積極的参加 医師との連携による健康管理
NPO	食育の推進等の事業との連携
事業者	健康づくりに関する情報の提供 健診等の質の向上、精度管理の強化

医療施設の状況（施設数、病床数等）



(注)各年10月1日現在。
(資料)健康推進課

主な死因別死者数の推移



(資料)京都府山城北保健所



健康診査事業「歯のひろば」

第2節

地域福祉

ちいきふくし

重点取組

施設・設備のバリアフリー化の推進

公共施設・設備のバリアフリー化を推進するとともに、民間への指導・要請を行います。

地域福祉計画の策定と推進

地域福祉計画の策定により福祉のまちづくりを推進するとともに、地域で支え合う地域福祉ネットワークの形成を図ります。

地域福祉体制の強化

小学校区単位の学区福祉委員会の活動支援と地域の実情に応じた福祉活動を促進します。また、民生児童委員の活動を促進します。

現状と課題

現状

少子高齢化や核家族化⁹が進行し、福祉ニーズはますます多様化しています。また、社会福祉制度の抜本的改革が進められるなか、保健・医療・福祉の総合的な取組や一般交通機関を利用できない高齢者等を対象とした福祉輸送サービスの制度化など他部門との連携が必要となっています。

だれもが主体的に自らの生き方を決定し、住み慣れた地域で明るく元気に暮らせるまちの実現のため、これまで、意識の啓発や施設・設備のバリアフリー化¹⁰、学区福祉委員会¹¹の設立、社会福祉協議会¹²活動やボランティア活動を支援してきましたが、今後とも市民との協働¹³により課題解決の仕組みづくりに向けた具体的な取組を進めていく必要があります。

取り組むべき課題

多様な福祉ニーズに応えるためには、市民との協働を基本に、自助¹⁴・共助¹⁵・公助¹⁶のバランスの取れた地域福祉活動の推進が必要です。

また、高齢化が急速に進展する現在、高齢者とともに全ての市民が快適に利用できるよう、新たに建造される施設・設備のみならず、既存の施設・設備についても利用状況を踏まえた計画的なバリアフリー化が必要です。

9 核家族（化）：16ページ参照。

10 バリアフリー（化）：16ページ参照。

11 学区福祉委員会：44ページ参照。

12 社会福祉協議会：地域社会において福祉関係者や住民が主体となって、地域の実情に応じて住民の福祉増進を図ることを目的とする社会福祉事業法に基づく社会福祉法人。会員制によって運営。

13 協働：2ページ参照。

14 自助：16ページ参照。

15 共助：16ページ参照。

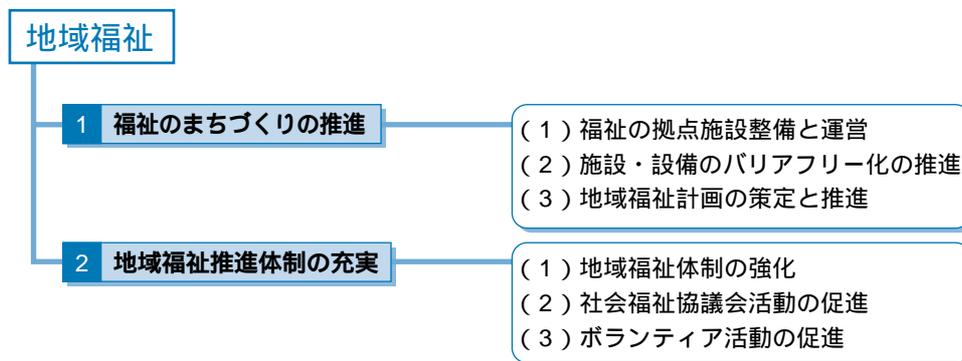
16 公助：16ページ参照。

基本方向

だれもが社会的に孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせ、自らの生き方を主体的に選ぶことができる地域づくりの実現のため、市民との協働を基本においた地域福祉計画を策定・推進し、施設・設備についてはさらなるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン¹⁷の採用を進めます。

また、社会福祉協議会の活動を支援し、学区福祉委員会の活動促進やボランティアの養成、活動拠点の整備など地域福祉体制の強化を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉の拠点施設整備と運営

地域福祉の拠点となる公共施設の整備と効率的な運営の推進

(2) 施設・設備のバリアフリー化の推進 **重点取組**

公共施設・設備のバリアフリー化の推進と民間への指導・要請

(3) 地域福祉計画の策定と推進 **重点取組**

健康でいきいきと、助け合いの心あふれる福祉のまちづくりの推進
地域で支え合う地域福祉ネットワークの形成

2. 地域福祉推進体制の充実

(1) 地域福祉体制の強化 **重点取組**

小学校区単位の学区福祉委員会の活動支援と地域の実情に応じた福祉活動の促進

民生児童委員の活動の促進

(2) 社会福祉協議会活動の促進

社会福祉協議会の組織強化の促進

ボランティアセンター¹⁸の運営や給食サービス、訪問サービス、一人暮らし老人の会等の活動支援

17 ユニバーサルデザイン：36ページ参照。

18 ボランティアセンター：ボランティアの活動拠点。ボランティアに関する情報の受発信や活動の事務局的な機能をもつ。

(3) ボランティア活動の促進

- 有償の福祉輸送サービスの適切な実施の検討・促進
- ボランティアの養成と団体の育成
- 既存施設の有効利用による活動拠点の確保

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	ボランティア活動への参加 学区福祉委員会活動の推進 地域福祉計画への参画
NPO	地域福祉事業への参画 福祉輸送サービスへの参画
事業者	バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進



八幡市老人クラブ連合会による
善意の募金「愛の貯金箱」の開封



福祉バザーの風景（八幡市福祉商工会館）

第3節

高齢者福祉

こうれいしゃふくし

重点取組

社会参加の促進

コミュニティを基盤とした社会参加と交流や老人クラブ活動を促進するとともに、高齢者と子どもたちとの交流を推進します。

介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進

介護サービスの利用者及び介護者への支援や地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、介護サービス評価事業の導入を促進します。

地域ケア体制の充実

住み慣れた地域で生活できるように、保健・医療・介護サービスの総合的な提供体制を整備するとともに、参加と協働による地域福祉ネットワーク活動を促進します。

現状と課題

現状

全国的に少子高齢化がますます進行しているなかで、本市においても、高齢化率¹⁹が17%を超え、高齢者のみの世帯も増加しています。高齢者人口に占める介護保険の要介護等認定者の割合（認定率）も約16%となっています。

こうしたなか、本市では介護保険制度を維持可能な仕組みとするとともに、明るく活力ある超高齢社会²⁰の実現をめざして、「八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画²¹」に基づき施策を展開しています。介護保険利用料補助制度を中心に低所得者の負担軽減を図るとともに、「シルバーライフラインシステム²²」の整備や軽度生活援助など高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりの取組を進めています。また、認知症²³高齢者を支援するため、地域包括支援センター²⁴において権利擁護に係る相談や成年後見制度²⁵に係る情報提供等を行っています。

19 高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合。

20 超高齢社会：高齢者（65歳以上）の人口の比率が21%以上の非常に高い水準で持続している社会。

21 八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を基本理念に、介護予防事業や一人暮らしの高齢者等に対する生活支援事業等の保健福祉施策、地域住民やボランティア等による地域福祉活動の推進等を図ることを目標とする計画。2000（平成12）年3月策定。2006（平成18）年3月に基本理念を継続しながら計画を見直し。

22 シルバーライフラインシステム：70歳以上の一人暮らしの高齢者や65歳以上の発作性疾患がある一人暮らし高齢者等世帯に対して、緊急時の対応や日常生活相談をするための緊急通報装置を貸与する事業。

23 認知症：慢性あるいは進行性の脳の疾患によって生じ、記憶、思考、見当識、概念、理解、計算、学習、言語、判断など多数の高次脳機能の障がいからなる症候群。

24 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、総合的に支援する身近な機関。介護予防マネジメント、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの4つの機能をもつ。

25 成年後見制度：認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力が不十分な成人の財産管理や契約等について、選任された成年後見人等が代理して行う制度。補助・保佐・後見の3種類があり、本人の残存能力と自己決定を尊重する。

取り組むべき課題

現在、全国や京都府と比較して高齢化率が低い本市でも、これから急速に高齢化が進むものと見込まれます。

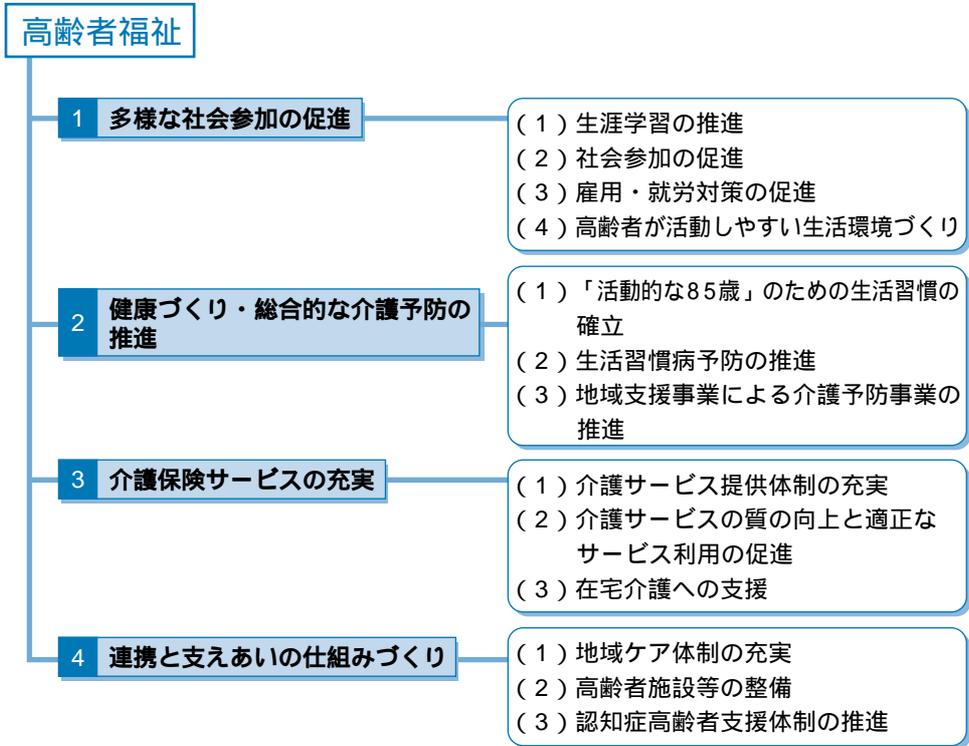
こうしたことから、地域全体で高齢者を支える仕組みを整備することが重要です。また、介護が必要とならないよう健康づくりや総合的な介護予防を推進するとともに、介護が必要になった高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの充実を図る必要があります。さらに、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、多様な社会参加を促進することが求められています。

基本方向

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護予防事業や一人暮らしの高齢者に対する生活支援等の保健福祉施策を推進し、生きがいづくりや社会参加が行える環境整備を進めていきます。また、地域住民、ボランティア等の福祉活動の充実・推進により地域で高齢者を支えていく仕組みをつくります。

介護が必要になった高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの提供体制を充実するとともに、サービスの質の向上と適正な利用を促進します。

施策体系



取組の内容

1. 多様な社会参加の促進

(1) 生涯学習の推進

多様な学習機会の充実

(2) 社会参加の促進 **重点取組**

個人、家庭、地域社会などコミュニティを基盤とした社会参加と交流の促進

老人クラブ活動の促進

高齢者と子どもたちとの交流の推進

(3) 雇用・就労対策の促進

シルバー人材センター²⁶の充実

(4) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる高齢社会²⁷対応のまちづくりの推進

市民との協働による安全な生活環境づくりの推進

2. 健康づくり・総合的な介護予防の推進

(1) 「活動的な85歳²⁸」のための生活習慣の確立

運動機能や日常生活機能向上の取組の推進

リハビリテーション機能を備えた施設整備の検討

(2) 生活習慣病予防の推進

健康診査等の生活習慣病予防事業の実施などライフステージに応じた保健事業の推進

(3) 地域支援事業²⁹による介護予防事業の推進

特定高齢者³⁰対象の介護予防事業の推進

一般高齢者対象の介護予防事業の推進

3. 介護保険サービスの充実

(1) 介護サービス提供体制の充実

新しいサービス提供基盤の整備

介護保険給付費の適正化

介護サービス事業者への指導

(2) 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進 **重点取組**

利用者及び介護者への支援の充実

地域包括支援センターにおける相談体制の充実

サービス評価事業の導入の促進

26 シルバー人材センター：市内に居住する60歳以上の人で、定年退職後等もその能力を活かし、生きがいの充実や社会参加を望む人に対して仕事を提供する機関。

27 高齢社会：69ページ参照。

28 活動的な85歳：厚生労働省の検討会である「老人保健事業の見直しに関する検討会」が打ち出した概念で、高齢者の自立支援という観点から、社会参加を含めて生活機能が自立し、生きがいにあふれた「活動的な85歳」を増やしていくことを、今後迎える超高齢社会における新たな目標として設定。

29 地域支援事業：高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、地域での生活を継続することを支援するために行うさまざまな事業。

30 特定高齢者：高齢者のうち生活機能の低下により要支援・要介護状態になるおそれのある者。

(3) 在宅介護への支援

身体的・精神的負担の軽減など在宅での介護の支援

4. 連携と支えあいの仕組みづくり

(1) 地域ケア体制³¹の充実 **重点取組**

保健・医療・介護サービスの総合的な提供体制の整備
 参加と協働による地域福祉ネットワーク活動の促進
 地域包括支援センターを核とした相談体制と情報提供の充実

(2) 高齢者施設等の整備

高齢者福祉サービスの拠点整備
 高齢者福祉施設の整備促進

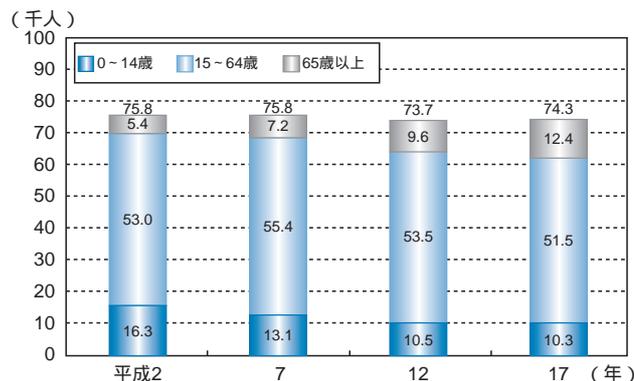
(3) 認知症高齢者支援体制の推進

知識の普及・啓発の充実
 介護相談窓口の充実
 地域包括支援センターを中心とした介護家族、地域の関係者等のネットワークによる支援・連携の仕組みの構築

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	地域福祉活動への参加
NPO	地域福祉活動への参加
事業者	地域福祉活動への参加 適正な介護サービスの提供

年齢3区分別人口の推移



(注) 四捨五入等の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 総務省「国勢調査報告」

31 地域ケア体制：高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。

第4節

障がい者福祉

しょうがいしゃふくし

重点取組

在宅福祉サービスの充実

社会復帰・地域生活支援事業の拡充や障がい者ケアマネジメント体制の整備を推進します。また、ピアカウンセリングを充実するとともに、権利擁護事業及び成年後見制度の利用や障がい者福祉サービス評価事業の導入を促進します。

現状と課題

現状

ノーマライゼーション³²の理念を実現するために、障がいのある人もない人も地域で当たり前の生活を送ることができることをめざして、1998（平成10）年3月に「八幡市障害者計画 やさしさ、わかちあい、たすけあい - 21世紀やわたプラン -³³」を策定して障がい者施策の方向性を示し、施策を推進してきました。そして、2003（平成15）年には、支援費制度³⁴のもと、障がいのある人の「自立・自己決定の保障」、「生活の質の向上」、「機会の均等化」という基本理念をさらに具体化するため、生活を全体的にとらえるべくこの計画の中間見直しを行いました。

21世紀の社会にふさわしい自立と共生の社会づくりに向け、国では2004（平成16）年に「今後の障害者保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」を公表し、2006（平成18）年4月に「障害者自立支援法³⁵」が施行されました。

取り組むべき課題

障がい者施策が「支援費制度」や「障害者自立支援法」に基づき、保護・措置的なものから自己決定・自立支援を推進するものへと大きく変化するなかで高齢化が進み、それとあわせて障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向があり、障がい者施策のニーズも多様化してきています。

身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人も共通のサービスを地域において継続的に利用できるような抜本的な改革を行い、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むよう必要な障がい福祉サービスに係る給付、その他支援の仕組みを定める必要があります。

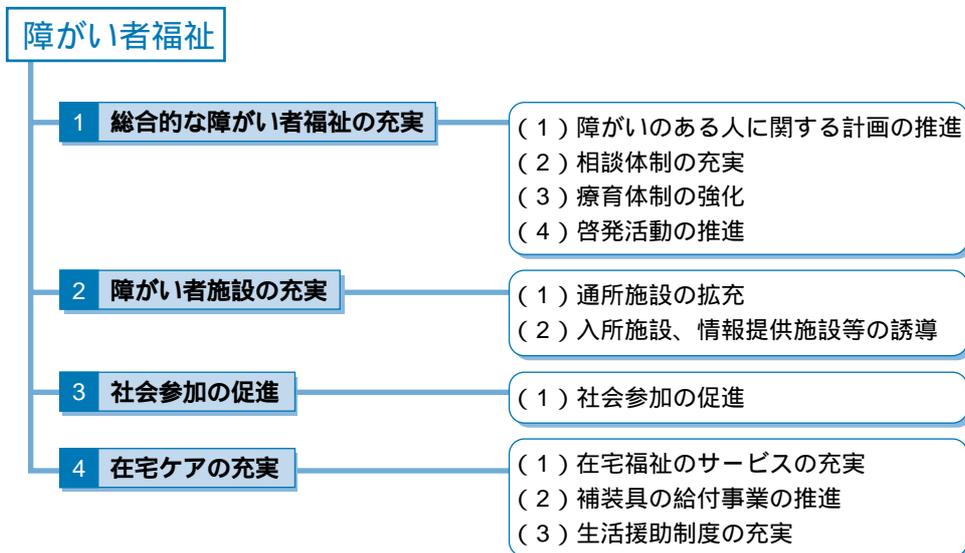
- 32 ノーマライゼーション：障がい者や高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。さらには、障がい者や高齢者にかかわらずあらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会を築くことをめざす考え方。
- 33 八幡市障害者計画 やさしさ、わかちあい、たすけあい - 21世紀やわたプラン -：自立・自己決定の保障、生活の質（Quality Of Life）の向上、機会の均等化を基本理念として、市が行う障がい者施策の方向を示す計画。
- 34 支援費制度：障がい者自らが事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立ち、サービスを選択し、利用することを定めた制度。
- 35 障害者自立支援法：障がい者とその能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになるのに必要な支援を行うことを目的とした法律。この法律により、障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療等が共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが創設された。

基本方向

市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。

特に、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等の推進にあたっては、福祉分野のみならず雇用、教育、保健、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、関連する諸機関の参加を求め、数値目標の共有化及び地域ネットワークの推進を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 総合的な障がい者福祉の充実

(1) 障がいのある人に関する計画の推進

福祉、保健、医療、教育、就労など障がい者施策全般の見直しとその推進

(2) 相談体制の充実

ハローワーク、障害者生活支援センター、社会福祉協議会など関係機関との連携強化による相談体制の充実

(3) 療育体制の強化

京都府こども発達支援センター等の関係機関との連携

早期の適切な治療、指導訓練による児童デイサービス³⁶事業体制の充実

36 児童デイサービス：児童を対象に、日常生活の動作指導や集団生活への適応訓練等を行う。

(4) 啓発活動の推進

障がい福祉に関する学習機会の拡充
コミュニケーション支援事業に係る学習会・講座の開催

2. 障がい者施設の充実**(1) 通所施設の拡充**

公共施設の有効活用
通所施設の活動支援

(2) 入所施設、情報提供施設等の誘導

京都府南部地域への施設の設置誘導
障がいのある人の地域生活を支援するグループホーム³⁷等の開設誘導

3. 社会参加の促進**(1) 社会参加の促進**

点字・声の広報など社会参加促進事業の拡充
社会参加に向けた創造活動への支援
文化・スポーツ活動への支援
障がいのある人の就業機会の拡充・支援

4. 在宅ケアの充実**(1) 在宅福祉サービスの充実 **重点取組****

社会復帰・地域生活支援事業の拡充
障がい者ケアマネジメント体制の整備の推進
ピアカウンセリング³⁸の充実
権利擁護事業、成年後見制度の利用促進
サービス評価事業の導入の促進

(2) 補装具の給付事業の推進

補装具購入・修理に係る支援

(3) 生活援助制度の充実

障がいのある人とその家族の生活安定化に向け、国に対する制度充実の促進

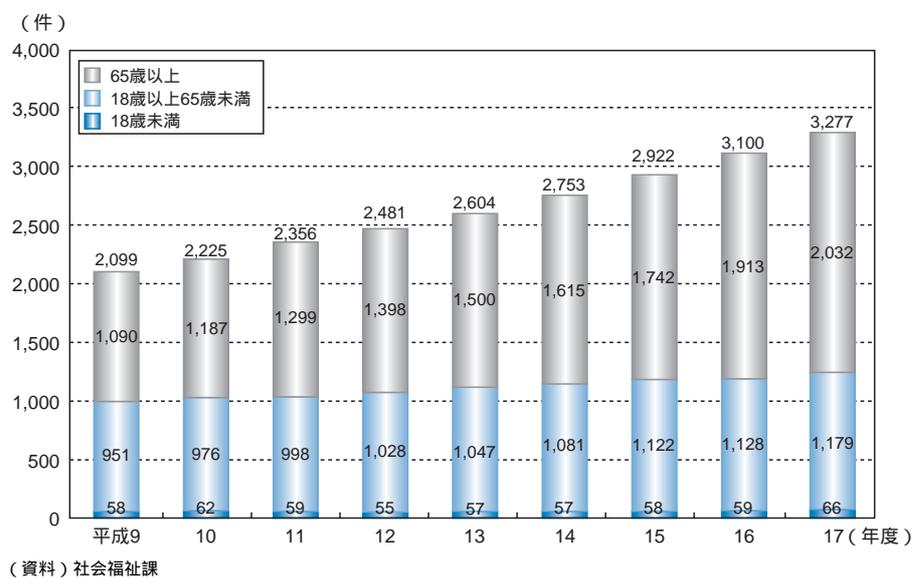
37 グループホーム：知的障がいや精神障がいのある人々が、地域で自立した生活を送ることができるよう福祉サービスを受けながら共同で生活する住宅。

38 ピアカウンセリング：何らかの共通点（同じような環境や悩み）をもつ（あるいは経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市 民	ボランティア活動の推進 地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進
N P O	障がい者施策への参画
事 業 者	バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進 福祉的就労の場の確保・充実 障がいの特性に応じた雇用・就労機会の拡充

身体障害者手帳の交付状況



障がい者スポーツ大会(八幡市民体育館)

第5節

社会保障

しゃかいほしょう

重点取組

国民年金制度への加入の促進・年金受給権の確保

国民年金制度加入の啓発を進めるとともに、年金未加入者をなくすため加入の促進を図ります。

相談体制の充実

社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による低所得者に対する相談体制の充実を図るとともに、ハローワーク等との連携を強め、就労による自立支援に向けた相談機能の強化を図ります。

現状と課題

現状

市民が、安心して将来の生活を送るために所得保障の柱となる国民年金の果たす役割は重要です。そこで、無年金者をなくすために、広報活動を積極的に行うとともに、制度の充実を図るため関係機関への要望に努めています。また、現行制度では年金を受給できない人の救済のため、在日外国人に特別給付金の制度を設けています。

社会経済状況は、経済的格差の拡大を示しており、一時的・緊急的に生活資金等が必要な場合の貸付制度等を実施していますが、それでは対処できない真に生活に困窮している世帯に対しては、最後のセーフティネット³⁹である生活保護制度で援護を実施しています。近年の状況は、低所得者の増加や単身の高齢者世帯の増加等により、保護受給世帯数は年々増加傾向にあり、1998（平成10）年度末の保護率は人口1,000人あたり8.15人であったものが、2005（平成17）年度末では16.12人となっており、その扶助費の額は2倍以上となっています。

取り組むべき課題

国民年金制度の安定的運営には、給付と負担の適正化が重要であり、加入に向けた積極的な啓発活動により年金未加入者をなくすとともに、安心した将来生活が送れるように制度の充実を関係機関に働きかける必要があります。

低所得者に対しては、相談体制・機能を充実させ、個々の自立にとって最適な援護制度を運用する必要があります。特に生活保護制度は、全ての市民が公正公平に困窮の程度に応じて必要な保護が受けられる制度であることから適正な運用が必要です。

基本方向

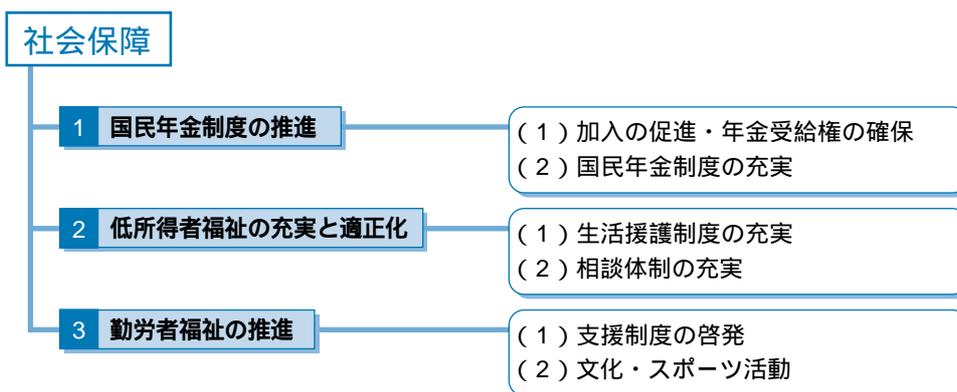
少子高齢化が進むなかで、将来の生活の基礎となる国民年金は、一人ひとりが支えあうことが不可欠です。支える側も、支えられる側も豊かな生活を送れるように制度の啓

39 セーフティネット：もともとはサーカスで用いられた安全網のこと。近年は生活を送るうえでのさまざまな社会的・経済的リスク（危険）から、個人を救済するためのシステムという意味で用いられる。

発を行うとともに、制度の充実を関係機関に要望します。

低所得者が安心して生活できるよう、相談体制・機能の充実を図り、生活実態を的確に把握し、経済的自立に結びつくように援護制度の運用に努めます。特に、生活保護制度においては、就労等が可能な場合にはその能力の活用など、自立に向けた就労支援等を通じて制度の適正な運用に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 国民年金制度の推進

(1) 加入の促進・年金受給権の確保 **重点取組**

20歳以上の全ての市民が加入するよう国民年金制度の啓発
年金未加入者をなくすための加入の促進

(2) 国民年金制度の充実

国民年金制度の充実に向けた制度の改善等を関係機関に要望

2. 低所得者福祉の充実と適正化

(1) 生活援護制度の充実

一時的な生活困窮世帯等への自立に向けた貸付等の援護制度の実施
生活保護制度の適正な運用

(2) 相談体制の充実 **重点取組**

社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による相談体制の充実
ハローワーク等との連携を強化し、就労による自立支援に向けた相談機能の強化

3. 勤労者福祉の推進

(1) 支援制度の啓発

京都府等の関係機関の各種支援制度等の周知

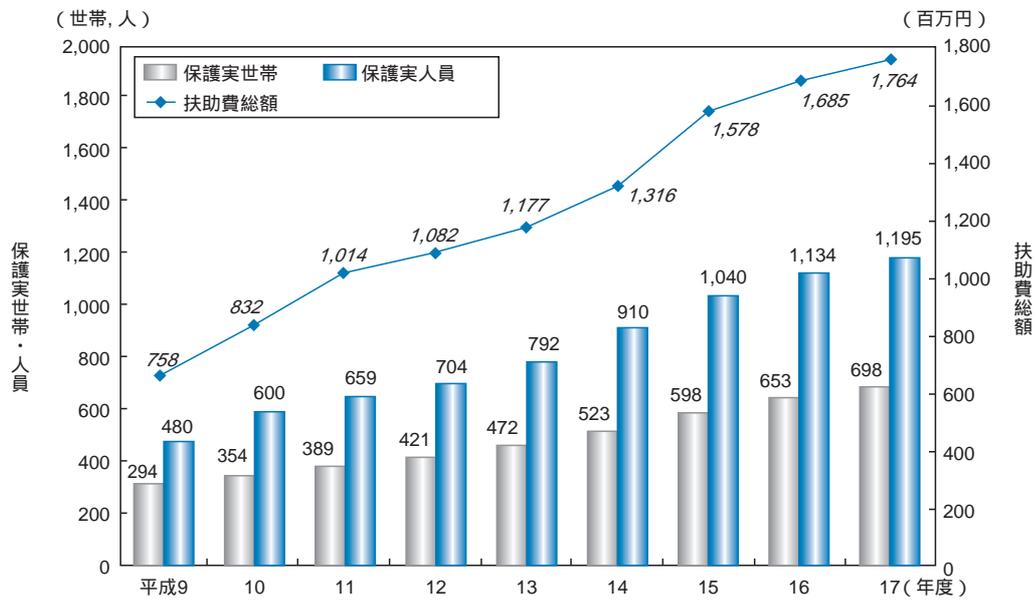
(2) 文化・スポーツ活動

文化・スポーツ活動の情報提供の推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

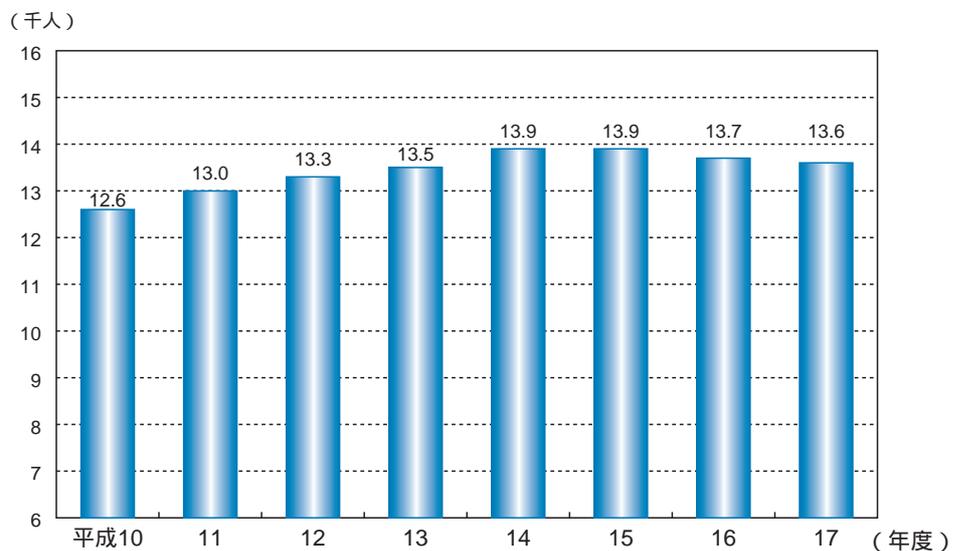
市民	国民年金制度への理解と加入
事業者	年金制度の理解と適正加入 雇用者の福利厚生の充実

生活保護世帯数等の推移



(資料) 保護課

国民年金加入者数の推移



(注) 平成13年度までは第3号被保険者を含む。
(資料) 社会保険事務所(国保年金課)

第5章

人がつどい、活力あふれるまち

施策体系

第1節 / 市街地

- 1 八幡市駅周辺の整備
- 2 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備
- 3 橋本駅周辺の整備
- 4 適正な土地利用の推進

第2節 / 道路

- 1 広域幹線道路の整備
- 2 市内幹線道路の整備
- 3 生活道路の整備
- 4 道路環境の整備

第3節 / 公共交通

- 1 鉄道の充実
- 2 バス交通の充実

第4節 / 情報通信

- 1 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上
- 2 効率的で安全・安心な電子自治体の実現
- 3 迅速・的確な行政事務の推進

第5節 / 農業

- 1 多様な担い手の育成・強化
- 2 生産基盤の強化
- 3 地産地消の推進と地域ブランドの確立
- 4 資源の循環利用の推進
- 5 都市住民との交流の推進

第6節 / 工業

- 1 工業基盤の整備
- 2 企業誘致の推進
- 3 企業間・地域との連携
- 4 企業の高度化・近代化の促進

第7節 / 商業

- 1 商業拠点の活性化の推進
- 2 商業環境の充実
- 3 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

第8節 / 観光

- 1 自然環境を活かした観光の振興
- 2 歴史文化を活かした観光の推進
- 3 地域産業を活かした観光の推進
- 4 祭りや行事等を活かした観光の推進
- 5 情報提供とネットワーク化の推進
- 6 受け入れ環境の整備

成果指標

指 標	現状値	目標値
コミュニティバス1便当たりの利用者数	9.2人	10.2人
ホームページアクセス件数	414,558件/年	457,000件/年
エコファーマー認定農家数	21人	40人
従業者1人当たりの製造品出荷額	30,360千円/年	31,900千円/年
人口当たりの商品販売額	1,832千円/年	2,700千円/年
観光入込客数	2,014千人/年	2,215千人/年
観光消費額	475,997千円/年	523,000千円/年

第1節

市街地

しがいち

重点取組

八幡市駅周辺への広域交流機能の誘導及び環境整備

北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせた駅北地区の整備を推進するとともに、駅南北自由通路と一体となった駅舎のバリアフリー化を促進します。また、民間によるオープンスペースを備えた建築物への建て替えの促進誘導、狭小道路の解消など、周辺環境の整備を図ります。

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への広域交流機能の誘導と環境整備

南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の導入を促進するとともに、住みやすく魅力ある住宅地の創出、質の高い都市環境や景観の実現により、周辺環境の整備を図ります。

橋本駅周辺への広域交流機能の誘導及び環境整備

西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の整備による交通結節機能強化や商業の誘導を図ります。また、一体的な基盤整備や空閑地の適切な活用により、周辺環境の整備を図ります。

工業系市街地の形成

市域東部における新たな産業拠点づくりなど、企業ニーズに対応した新たな工業系市街地の形成を図ります。

現状と課題

現状

市街地の土地利用は、多くの良好な住宅地が供給される一方、住居系の未利用地が残るといった傾向が顕著となっています。また、広域幹線道路網の整備や計画に伴い、工業系や沿道系の土地利用の需要が高まっています。

八幡市駅周辺や橋本駅周辺の整備についても、御幸橋の架替え等の関連事業の進展により、その必要性が高まっています。さらに、第二名神高速道路と第二京阪道路が結節する(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺は、道路整備が進むなかで、南部広域交流エリアとして、都市活力の向上につながる整備が求められています。

このような社会経済の変化に伴う動向を見据えながら未利用地等の有効活用を図るため、周辺地域と調和のとれた秩序ある土地利用について検討を行っています。

取り組むべき課題

高齢化の一層の進展、地球環境問題や景観問題への関心の高まり、厳しい財政状況など、社会経済環境が大きく変化しており、都市計画においてもこうした時代の変化を常に見極め、的確な対応を行うことが求められています。なかでも人口の年齢構成に関する変化は、まちづくり¹のさまざまな面に大きな影響を及ぼす可能性があります。

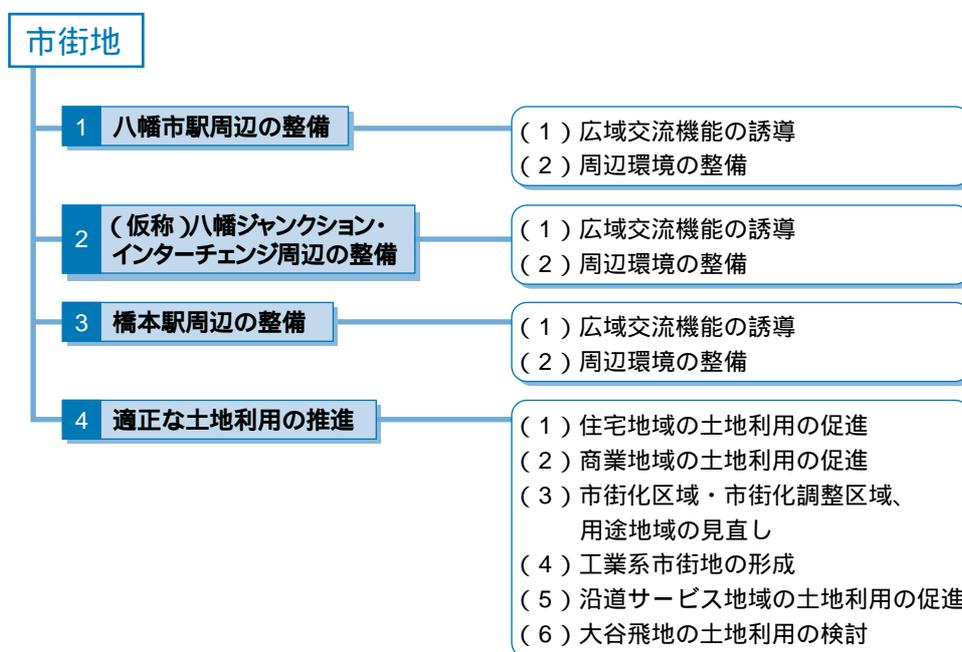
こうした状況を踏まえつつ、八幡市駅・橋本駅周辺や（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の動き、工業用地の需要動向等を見据えて、本市の地域特性を活かしたまちづくりをめざす必要があります。

基本方向

良好な市街地を形成していくためには、利便性や快適性、安全性の向上を基本に、用途地域²に応じた土地利用を進めていくことが重要です。また、都市としての求心力を高めていくためには、まちの骨格形成の基礎となる都市拠点の形成が必要です。このため、秩序ある土地利用を基本に都市機能の適正な配置や地域特性に留意した良好な市街地の形成を計画的に進めます。

また、八幡市駅周辺と（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺を広域交流エリアと位置づけ、商業の誘導やターミナル機能の強化を図るとともに、橋本駅周辺を市域西部の生活交流拠点として整備を進めます。

施策体系



1 まちづくり：2ページ参照。

2 用途地域：都市の計画的な土地利用を実現するため、住居系（7区分）・商業系（2区分）・工業系（3区分）の用途別に定めた地域の総称。都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う。

取組の内容

1. 八幡市駅周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導 **重点取組**

本市北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせれた駅北地区の整備の推進

駅南北自由通路と一体となった駅舎のバリアフリー化³の促進

(2) 周辺環境の整備 **重点取組**

民間によるオープンスペースを備えた建築物への建て替えの促進誘導

狭小道路の解消

自転車等放置禁止区域における対策の強化

2. (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導 **重点取組**

本市南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の導入

(2) 周辺環境の整備 **重点取組**

インフラ⁴や利便施設が整備された、住みやすく魅力ある住宅地の創出
質の高い都市環境、景観の実現

3. 橋本駅周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導 **重点取組**

本市西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の整備による交通結節機能の強化

商業の誘導

(2) 周辺環境の整備 **重点取組**

一体的な基盤整備

空閑地の適切な活用の促進

4. 適正な土地利用の推進

(1) 住宅地域の土地利用の促進

低層住宅地における良好な住環境の保全

中高層住宅地における生活利便性の確保

その他住宅地における業務と住環境との併存の推進

低・中層住宅地の形成の推進（八幡・下奈良地区、八幡市駅から橋本駅にかけての鉄道沿線）

低層住宅地の形成の推進（橋本・西山・川口地区）

低層住宅地を基本に、一部中高層住宅地の形成の推進（男山・美濃山地区）

3 バリアフリー（化）：16ページ参照。

4 インフラ：インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活を維持し、発展させるための基盤構造。

(2) 商業地域の土地利用の促進

駅周辺における需要に対応した商業地の形成と商業施設の立地の促進
 既成市街地や進行市街地の生活圏における商業地の形成と商業施設の立地の促進
 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺における広域幹線道路の整備を活かした商業地の形成

(3) 市街化区域⁵・市街化調整区域⁶、用途地域の見直し

将来的な土地利用動向の把握
 農業との調整を進め、市街化区域と市街化調整区域の見直し
 生産緑地⁷の保全
 用途地域の見直し

(4) 工業系市街地の形成 **重点取組**

企業ニーズに対応した新たな工業系市街地の形成
 市域東部における新たな産業拠点の形成に向けた基盤整備の促進

(5) 沿道サービス地域の土地利用の促進

広域幹線道路沿道における土地利用の促進
 区域区分⁸の変更の検討

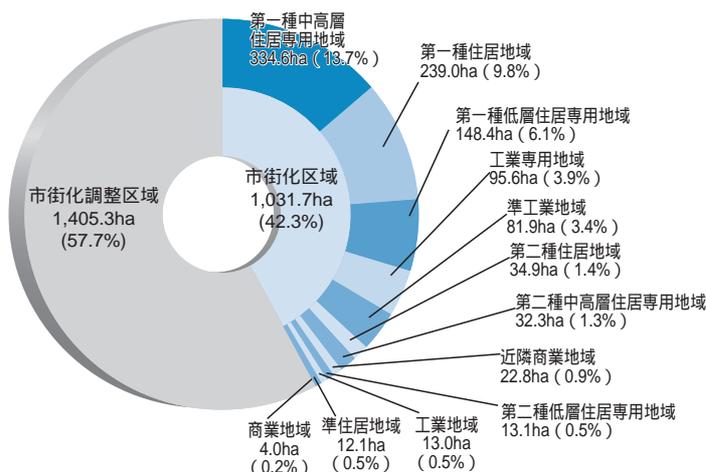
(6) 大谷飛地の土地利用の検討

既存の土地利用の動向を踏まえた適性の検討
 民間活力を活かした新たな土地利用の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

事業者 駅舎のバリアフリー化

用途地域の指定状況



(注1) 平成18年4月1日現在。
 (注2) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 計画・公園課

5 市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
 6 市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
 7 生産緑地：良好な都市環境の形成に役立てるため市が定めた市街化区域内の農地。
 8 区域区分：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度で、1968（昭和43）年の都市計画法改正により導入。「線引き」とも呼ばれる。

第2節

道路

どうろ

重点取組

広域幹線道路の整備

第二名神高速道路、第二京阪道路の整備など広域幹線道路網の整備や（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジの整備を促進します。また、国道1号の自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備を促進します。

市内幹線道路の整備

（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸、男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備を図ります。また、市内の幹線道路についても計画に基づいた新設・改良を行います。

道路美化の推進

景観や環境に配慮した快適性のある道路環境整備や道路清掃・美化を推進します。また、里親制度（アダプト制度）の導入も視野に入れ、市民の自主的な道路美化活動を促進します。

現状と課題

現状

市民生活の向上や産業経済活動の活性化、郊外域の発展に伴い、道路は都市基盤の一つとして重要な役割を担っています。移動に伴う利便性はもちろん、安全性や快適性を具備した日常生活道路や経済活動に伴う広域的な道路の整備が望まれています。

市域とその周辺では、近年、広域幹線道路及び幹線道路網の整備が進み、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系の土地利用が拡大し、京都府南部における流通拠点となりつつあります。また、大型店舗の進出も進んできており、周辺環境が著しく変化してきたことから、機能的な道路交通体系を構築することが必要となっています。

また、高齢化の進展等に伴い、市道のバリアフリー化を順次進めているところですが、引き続きだれもが安全で安心できる道路の整備が求められています。

取り組むべき課題

広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路及び生活道路についても、渋滞のない快適な移動の確保をめざして、計画的なまちづくりとあわせた道路網の見直しと整備が必要です。

整備にあたってはバリアフリー化や緑化など、安全確保や景観等にも配慮した道路整備を推進することが重要です。

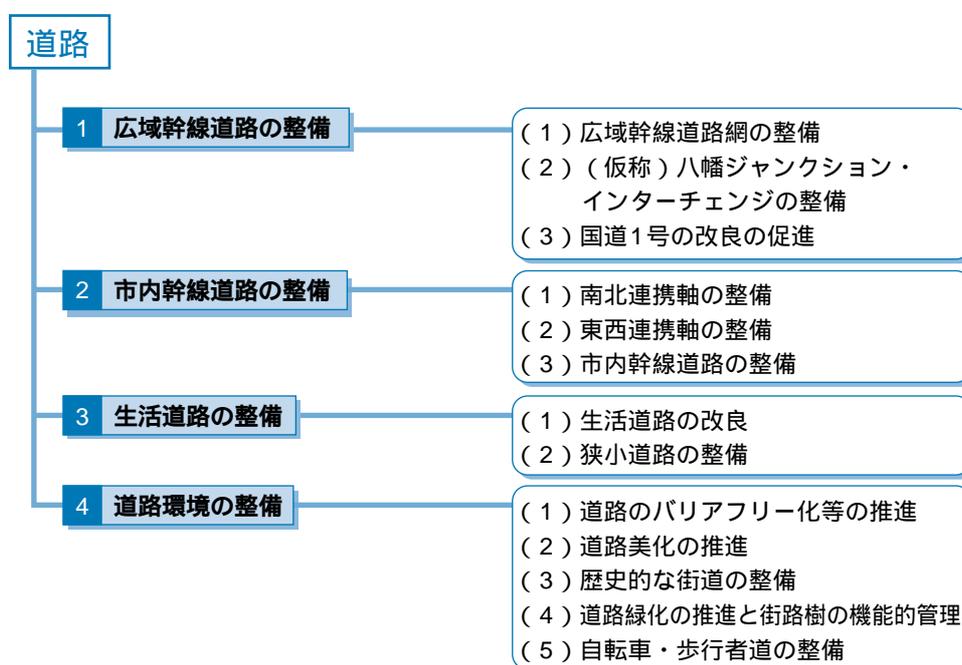
基本方向

複数の広域幹線道路をはじめ、近隣都市との連携を形成する幹線道路の整備を図るとともに、バリアフリー化、歴史的な街道の整備など、景観や環境に配慮した道路整備を推進します。

生活道路についても、改良や狭小道路の整備を行い、利用者の安全性と快適性を高めるように努めます。

また、歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進するとともに、快適性の高い道路環境の整備を促進します。

施策体系



取組の内容

1. 広域幹線道路の整備

(1) 広域幹線道路網の整備 **重点取組**

第二名神高速道路、第二京阪道路の整備を促進し、京都第二外環状道路とあわせた広域幹線道路網の整備の促進

(2) (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジの整備 **重点取組**

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジの整備の促進

(3) 国道1号の改良の促進 **重点取組**

自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備の促進

2. 市内幹線道路の整備

(1) 南北連携軸の整備 **重点取組**

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸の整備

(2) 東西連携軸の整備 **重点取組**

男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備

(3) 市内幹線道路の整備 **重点取組**

都市計画道路⁹八幡田辺線・内里高野道線・橋本南山線・西山下奈良線や長部代砂畠線等の新設

長尾八幡線・富野荘八幡線・八幡木津線等の改良

3. 生活道路の整備

(1) 生活道路の改良

既存の生活道路の拡幅整備・維持管理の推進

(2) 狭小道路の整備

日常の利便性の向上、緊急車両の通行、避難経路の確保を図るための狭小道路の整備

4. 道路環境の整備

(1) 道路のバリアフリー化等の推進

歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化等の推進
環境に配慮した再生舗装材、透水性の舗装材の使用等による安心して通行できる道路整備の推進

(2) 道路美化の推進 **重点取組**

道路・歩道の修景化、ポケットパーク¹⁰の設置など快適性のある道路環境の整備の推進

道路の清掃・美化の推進

まちかど清掃運動など市民の自主的な道路美化活動の促進

里親制度(アダプト制度¹¹)の導入

(3) 歴史的な街道の整備

「歴史街道計画¹²」と連携し、歴史景観を活かした個性ある道路整備の推進

9 都市計画道路：健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

10 ポケットパーク：「ベストポケットパーク」の略で、ポケットほどの公園という意味。わずかな土地であっても有効に活用して都市環境を改善しようとするもの。

11 アダプト制度：一定区間の道路や公園等の公共スペースを住民からなるボランティア団体の養子(Adopt)に見立て、ボランティア団体が公共スペースの清掃等をするというもの。行政は、活動に必要な清掃用具の貸し出し等の支援を行う。

12 歴史街道計画：伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに日本を代表する歴史文化を活用し「日本文化の発信基地づくり」「新しい余暇ゾーンづくり」「歴史文化を活かした地域づくり」をめざす計画。

(4) 道路緑化の推進と街路樹の機能的管理

歩道への街路樹の植栽やフラワーポットの設置など道路の緑化の推進
 信号の視認性や歩行者の安全確保の立場から支障となっている街路樹等
 の適正な管理

(5) 自転車・歩行者道の整備

河川・緑地空間を活かし、周遊できるような自転車・歩行者道の整備

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	道路美化・緑化活動の取組への参加 道路・歩道の異常箇所の発見・連絡 里親制度（アダプト制度）への参加
NPO	道路美化・緑化活動の取組の推進
事業者	道路美化・緑化活動の取組への参加



男山竹園の交差点



第二京阪道路（欽明台地区から）

第3節

公共交通

こうきょうこうつう

重点取組

八幡市駅のターミナル化

駅舎のバリアフリー化、駅南北が一体化となる駅自由通路や駅北口広場の整備を促進します。

橋本駅のターミナル化

生活と密着した利便性を備えた行政、商業、業務、サービス施設等を配置した駅前整備を推進します。

バス交通の利便性の向上

住宅地と市内主要施設をネットワーク化するバス路線の運行やダイヤの充実を要請するとともに、狭小道路と公共施設を結ぶコミュニティバスの運行を行います。また、JR松井山手駅～八幡市駅～乙訓方面を結ぶ広域的なバス路線についても検討を行います。

現状と課題

現状

少子高齢化が進行し、公共交通は市民だれもが利用できる身近な交通手段としてますます重要となっています。

鉄道については、周辺整備を含めた八幡市駅や橋本駅のターミナル機能の強化に向けた調整を図っています。

バスについては、低床バスの導入を促進し、その台数が増加してきていますが、八幡市駅・JR松井山手駅と樟葉駅を結ぶ路線が中心となっており、この結果、市域の東西と南北を結ぶ直通バスが無いに等しい状況となっています。こうしたことから、2005（平成17）年2月から主に東西軸を結び、橋本地区等のバスが通っていない地域をカバーするコミュニティバス¹³の実証運行を開始しています。

取り組むべき課題

鉄道関係については、駅周辺地域において基盤整備等の動きがあることから、これらと連動した八幡市駅及び橋本駅のターミナル機能の強化が必要です。

バス交通については、「コミュニティバスやわた」の運行により東西軸にバス直通便がないことに対応しているものの、南北軸への対応や、国道478号の開通に伴う乙訓方面との交流の促進を検討する必要があります。

13 コミュニティバス：採算等の問題から、バス事業者による運行が難しい地域において、高齢者や障がい者の公共施設や病院へのアクセス向上を図るなど地域住民の利便性の向上を目的として、自治体の関与により運行している乗合バス。

基本方向

公共交通の充実、市民生活の利便性の向上と環境にやさしいまちづくりに欠かせない要素です。特に、高齢社会¹⁴を迎え、駅のバリアフリー化の促進と市内のバス交通の利便性を高めることが求められています。

交通結節点である鉄道駅については、駅舎のバリアフリー化、駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の強化を図ります。

また、バス交通については、鉄道駅をはじめ市内主要施設のネットワーク化を推進するため市内バス路線の充実を図るとともに、国道478号の開通に伴う乙訓方面との連携を図るための新規路線の開設に努める必要があります。

施策体系

公共交通

1 鉄道の充実

- (1) 八幡市駅のターミナル化
- (2) 橋本駅のターミナル化
- (3) 新交通体系の研究
- (4) 駅周辺施設の整備

2 バス交通の充実

- (1) バス交通の利便性の向上
- (2) バス車両のバリアフリー化の促進

取組の内容

1. 鉄道の充実

(1) 八幡市駅のターミナル化 **重点取組**

- 駅舎のバリアフリー化の促進
- 駅南北が一体化となる駅自由通路の整備の促進
- 駅北口広場の整備の促進

(2) 橋本駅のターミナル化 **重点取組**

- 生活と密着した利便性を備えた行政、商業、業務、サービス施設等を配置した駅前整備の推進

(3) 新交通体系の研究

- 近隣市町と連携した新たな交通手段導入の研究

(4) 駅周辺施設の整備

- 市営駐車場・駐輪場の適切な整備・運営
- 大型バス等の駐車場の確保

2. バス交通の充実

(1) バス交通の利便性の向上 **重点取組**

- 住宅地、駅、公共施設をネットワーク化するバス路線の運行とダイヤ充実の要請
- 市内南北方向を結ぶバス路線の運行
- 狭小道路と公共施設を結ぶコミュニティバスの運行
- JR松井山手駅～八幡市駅～乙訓方面を結ぶ広域的なバス路線の検討

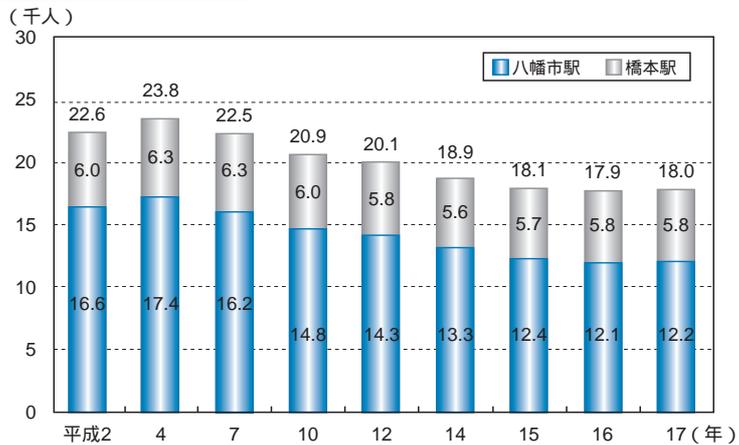
(2) バス車両のバリアフリー化の促進

低床バスの全路線への導入を関係機関に要請
 低床バスの乗降に対応した道路の改良

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	バスの積極的な活用
事業者	駅舎のバリアフリー化 バス路線の充実

鉄道駅の1日の乗降客数の推移



(注1) 各年調査は11月実施。(平成14年は12月、平成15年は10月実施)
 (注2) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 京阪電気鉄道(株)



京阪八幡市駅



京阪橋本駅

第4節

情報通信

じょうほうつうしん

重点取組

市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上

携帯電話への情報提供など情報提供環境の充実やインターネットを活用した各種申請手続き等の利便性の向上を図ります。また、市民のIT技能の向上を図ることにより、多様な市民参加を推進します。

個人情報保護等の安全対策

情報漏えいを防ぐため、システムを適切に運用するとともに、機器廃棄時の個人情報保護等の安全対策を図り、安全・安心な電子自治体の実現をめざします。

現状と課題

現状

日本経済の再生と国民生活の向上を図るため、2001（平成13）年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）¹⁵」が施行され、本市でも「八幡市IT推進基本計画及び行動計画¹⁶」を策定し、ITによる市民活動の活性化、質の高い行政サービスの提供、さらには行政の効率化・透明化を推進しています。

これまで、市内公共施設を高速LAN¹⁷で接続する地域イントラネット¹⁸の構築や住民基本台帳ネットワーク¹⁹への接続をはじめとする行政情報化の基盤整備、基幹業務システムの再構築を行い、八幡市議会本会議放映システムや施設予約システム等による市民への情報提供、コンピュータ教室や校内LANの整備等によるIT教育等の取組を進めてきました。

あわせて、「八幡市個人情報保護条例」の改正、資格権限の強化、パソコン等の適正な廃棄、ファイルサーバーシステム²⁰の整備等に取り組むとともに、セキュリティポリシー²¹とネットワーク運用ルールを制定し、個人情報をはじめとする情報漏えい防止対策を進めています。

- 15 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた法律で、具体的には高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部や国、地方公共団体の負うべき責務、今後の進め方等を定めている。
- 16 八幡市IT推進基本計画及び行動計画：ITの恩恵を全ての市民が享受できるようにIT施策を市役所全庁的に推進するため2001（平成13）年3月に策定。2006（平成18）年7月、さらなる推進や行政コストの削減を図るため八幡市第2次IT推進基本計画及び行動計画を策定。
- 17 LAN：Local Area Networkの略で、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタ等をケーブルで接続し、データをやり取りするネットワーク。
- 18 イン트라ネット：インターネットの技術を利用して構築される組織内情報通信網。
- 19 住民基本台帳ネットワーク：各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム。
- 20 ファイルサーバーシステム：自身の管理している記憶装置をネットワーク上の他のコンピュータと共有し、外部から利用できるようにするシステム。これによりコンピュータ間でのファイル移動の煩雑さが解消される。
- 21 セキュリティポリシー：情報漏えい等に対する安全対策に関する基本方針。

取り組むべき課題

これまでの取組によりネットワーク環境やパソコン環境は大きく向上しましたが、住民基本台帳カード²²や公的個人認証サービス²³の利用が伸びず、ホームページや携帯電話への情報提供についても改善を図る必要があります。

市民ニーズに対応し、最小のコストで最大の効果を生み出す高品質な行政の実現を図るため、京都府や他市町村とのシステムの共同開発・運用についても検討を進めていく必要があります。

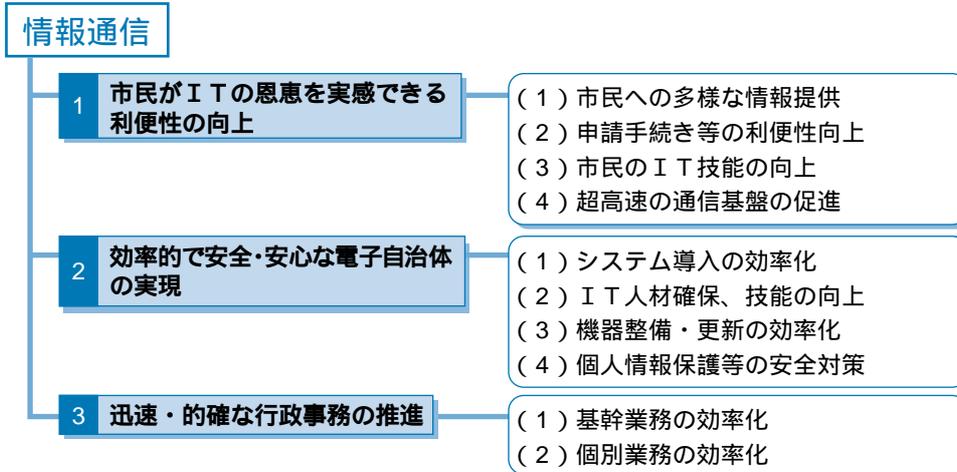
また、個人情報の保護を図り、システムの安定運用を高めるため、システム障害防止、サイバーテロ²⁴対策など、日々新たな技術対応が必要となっています。

基本方向

一定の市民サービスを維持するためには、ITによる行政コストの削減と市民サービスの向上を図ることが求められています。ITの活用による事務事業の効率化、複数自治体によるシステムの共同化等により、行政コストの削減に取り組みます。

また、ITの活用による市民への多様な情報提供と、利便性が実感できる環境を整えるとともに、システムの安定運用や個人情報の保護等に適切に対応します。

施策体系



取組の内容

1. 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上

(1) 市民への多様な情報提供 **重点取組**

最新の行政情報がいつでもどこでも見つけられる情報提供環境の充実
 携帯電話への多様な情報の提供
 京都府図書館総合目録ネットワークと本市の図書館システムの接続による図書機能の向上

22 住民基本台帳カード：市区町村が管理する住民基本台帳に基づくICカードであり、交付を受ければインターネットを通じたさまざまな行政手続きができ、身分証明書としても使用できる。

23 公的個人認証サービス：インターネットを利用した申請等で、他人へのなりすましや通信途中での改ざん等を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する。

24 サイバーテロ：情報ネットワークや情報システムを利用して、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性がある重要社会生活基盤（情報通信、金融、航空、鉄道、電力等）を攻撃する行為。

(2) 申請手続き等の利便性向上 **重点取組**

様式ダウンロード、施設案内、予約窓口サイトの導入による利便性の向上
インターネットによる申請・届出、入札、施設予約の導入による利便性の向上

(3) 市民のIT技能の向上 **重点取組**

市民のIT技能の向上を図ることによる多様な市民参加の推進

(4) 超高速の通信基盤の促進

インターネットで提供される映像配信サービスが利用できる超高速通信基盤の整備の促進

2. 効率的で安全・安心な電子自治体の実現**(1) システム導入の効率化**

効率的なシステム導入ルールの方策

(2) IT人材確保、技能の向上

IT活用による業務の効率化

IT専門職員の技能の向上による経費の削減、システムの安定化、効率化の推進

eラーニング²⁵の活用による研修等の事務の効率化

(3) 機器整備・更新の効率化

地域イントラネット事業機器の効率的な更新

施設に必要な機器の導入による事務の効率化

(4) 個人情報保護等の安全対策 **重点取組**

パソコン等からの情報漏えい対策のための適切な運用の推進

機器等の廃棄時の適正な情報漏えい対策による個人情報の保護

3. 迅速・的確な行政事務の推進**(1) 基幹業務の効率化**

本市独自システムからパッケージシステム²⁶の導入による運用コストの削減

地理情報の共用化やデータ連携による事務の効率化の推進

福祉システムの統合による事務の効率化の推進

京都府や他市町村間との情報共有による事務の効率化の推進

(2) 個別業務の効率化

基幹システムとの連携システムの導入による運用コストの削減

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	IT技能の向上
事業者	超高速通信基盤整備の促進

25 eラーニング：パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して教育を行うこと。教室での学習に比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点等が特徴。

26 パッケージシステム：特定の顧客のためだけにつくられたシステムではなく、一般化された機能で構成されたシステム。

第5節

農業

のうぎょう

重点取組

担い手の育成・強化

認定農業者をはじめ、女性や高齢者など多様な担い手の育成・強化を図るとともに、特産物の産地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」を促進します。また、農作業受託組織や農業法人・集落型農業法人の育成等を図ります。あわせて担い手への農地集積や遊休農地の解消に努めます。

地産地消の推進と地域ブランドの確立

地場産農産物の量販店等への販売や学校等における利用を促進します。また、地場産野菜の利用や特産品の開発を通じて地場産農産物の加工を促進します。

環境にやさしい農業の推進

エコファーマーの認定を促進するとともに、環境にやさしい農法を推進します。

交流の推進

体験・交流型農業の振興を図るとともに、朝市や農作物オーナー制度などによる都市住民との交流を促進します。また、都市住民による農業ボランティアの拡充を図ります。このような取組を通じて、食の安全・安心への関心を高め、食育を推進します。

現状と課題

現状

農業は、都市近郊・消費地という立地条件を活かした農業経営が展開されており、野菜、米、花き、茶等の集約作物の生産、ハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われています。また、農業従事者の高齢化と後継者不足が進むなか、中核的担い手の育成、高品質で安全・安心な農作物の生産等の取組が続けられています。

そのなかで、多様化する消費者ニーズへの対応として、都市近郊農業の有利性を活かし、ふれあい農業の振興、生産者と消費者との交流を図る農産物の朝市や直売所等の開設も行われるとともに、都市住民がボランティアとして農作業の支援や各種収穫体験等の交流型農業を行うシステムを構築しています。

取り組むべき課題

農業生産基盤の整備や地域農業の振興に向けた優良農地の確保、農業経営の効率化・安定化を図るとともに、多様な担い手の育成、消費者から一層信頼が得られる安全・安心な農産物づくり及び流通・販売体制の確立、農業が本来有する自然環境の保全機能等の維持・増進を図る必要があります。

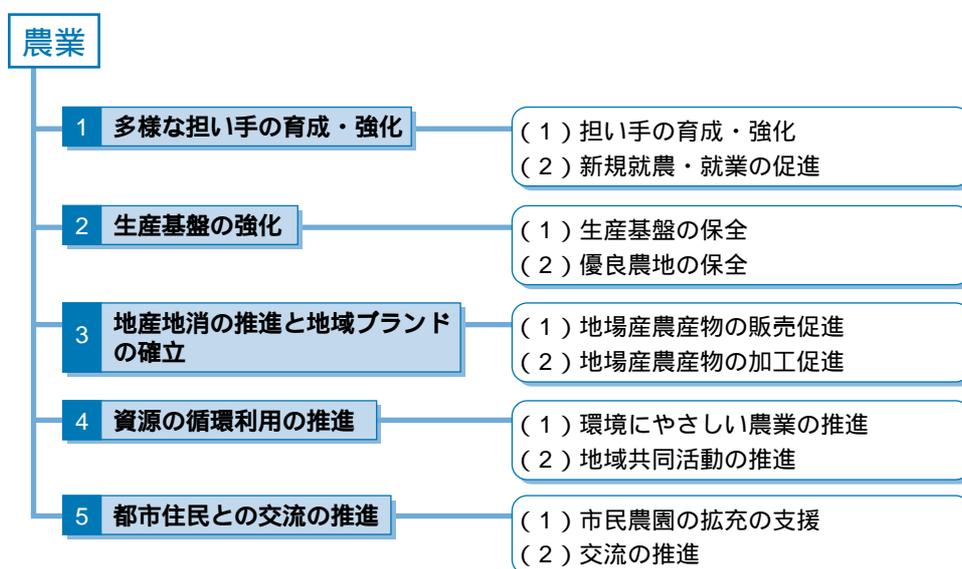
また、市民農園や農産物の朝市・直売所等の充実など、都市住民との交流を一層促進するとともに、農業ボランティアや定年退職者による農業支援等の仕組みづくりを検討する必要があります。

基本方向

農業は、日常生活に不可欠な食料等を生産・供給する機能のほかに、多面的機能（水資源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、やすらぎと空間の創出、文化の伝承など）を有しており、これらの良好な発揮を通じて豊かな市民生活を実現する重要な役割も担っています。

こうしたことから、農業の持続的な発展を図るために、女性や高齢者の能力の発揮を含めた多様な担い手の育成・強化、効率的かつ安定的な生産基盤の強化、安全・安心な農産物の生産拡大等をめざすとともに、生産者と消費者との「顔が見える」交流の場づくりと地産地消²⁷の取組を積極的に推進します。

施策体系



取組の内容

1. 多様な担い手の育成・強化

(1) 担い手の育成・強化 **重点取組**

認定農業者²⁸の育成・強化

女性や高齢者など多様な担い手の育成・強化

特産物の産地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」の促進

農作業受託組織の育成・強化

農業法人・集落型農業法人²⁹の育成

担い手への農地集積

遊休農地の解消

27 地産地消：16ページ参照。

28 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で市町村が認めた者。

29 集落型農業法人：地縁集団を単位として、農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織を法人化したもの。

(2) 新規就農・就業の促進

定年退職者等の新規就農・就業による生きがいつくりの醸成
 地域の活性化をリードする人材の育成
 農業者・農業団体、消費者等との連携によるネットワークづくりの推進

2. 生産基盤の強化**(1) 生産基盤の保全**

農地の生産機能の維持管理
 農業振興地域の保全

(2) 優良農地の保全

農地の利用集積の促進
 耕作放棄地の発生防止・解消
 集落型農業法人の設立

3. 地産地消の推進と地域ブランド³⁰の確立**(1) 地場産農産物の販売促進** **重点取組**

量販店等への販売促進
 学校、福祉施設等における利用促進
 京都こだわり栽培の推進

(2) 地場産農産物の加工促進 **重点取組**

地場産野菜の利用促進
 特産品開発の促進

4. 資源の循環利用の推進**(1) 環境にやさしい農業の推進** **重点取組**

エコファーマー³¹の認定の促進
 環境にやさしい農法の推進

(2) 地域共同活動の推進

資源の適切な保安全管理
 環境資源の保全向上

30 地域ブランド：地域資源（自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業など）の地域団体商標。「付加価値」を高め、他の地域と差別化を図ることを目的としている。

31 エコファーマー：「土づくり」「減化学肥料」「減化学農薬」の3つの技術等に一体的かつ計画的に取り組んでいる農業者。

5. 都市住民との交流の推進

(1) 市民農園の拡充の支援

市民ニーズに対応した市民農園の拡充の支援

(2) 交流の推進 **重点取組**

体験・交流型農業の振興

朝市や農作物オーナー制度³²など都市住民との交流の促進

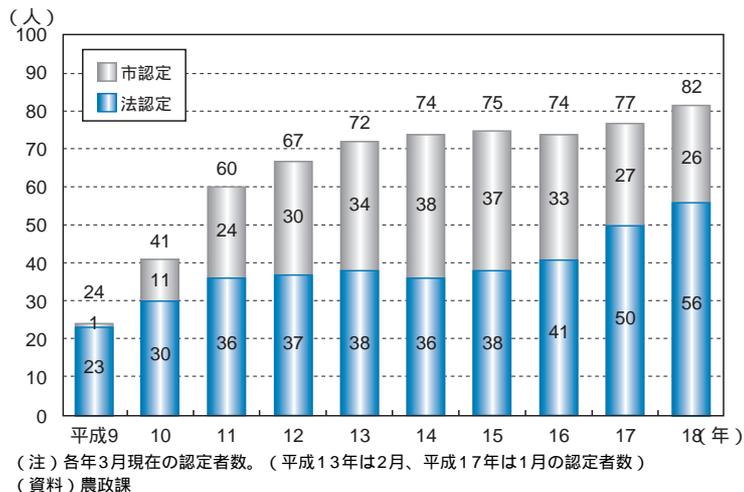
食の安全・安心と食育の推進

農業ボランティア登録の拡充

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	食育に対する理解と事業への参加 無農薬・減農薬野菜の購入促進
NPO	地場産農産物を活用した加工品の生産拡大
事業者	地産地消の取組の強化

認定農業者数の推移



農作物オーナー制度でのそばの収穫



八幡市農業青年クラブによる野菜の品評会

32 農作物オーナー制度：都市住民が農家とオーナー契約を結び、農作物が実ると自ら収穫をし、もち帰ることができる制度。収穫までの管理は農家が行う。

第6節

工業

こうぎょう

重点取組

工業基盤の整備

区画整理事業により工業団地の創出を図るとともに、緑化やオープンスペースの確保、都市景観の向上に配慮した工業基盤の整備を行います。

優良企業の誘致

経済的波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致を推進します。また、税制面での措置の充実や工業用地に関する情報発信等を図ります。

地域社会との共生

立地企業と地域社会とが共生できる組織づくりを促進します。

現状と課題

現状

広域幹線道路網整備や計画に伴い、利便性・経済性の利点から工業系や沿道系の土地利用の需要が高まっています。特に、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系土地利用が拡大してきており、京都府南部における流通拠点の様相を呈してきています。このため、将来的な土地需要に対応すべく、地域特性を活かした魅力ある工業系用地の確保が必要となっています。

市の地場産業である自動車処理事業に関しては、2005（平成17）年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）³³」が施行されました。事業地の整備、公害問題への取組を進めるとともに、使用済自動車の適正処理を実施しています。

取り組むべき課題

企業進出にあたっては、物流における利便性・優位性等を加味して資本投下し、その投資効果を十分に得ることができるとかが重要となります。本市は広域幹線道路が整備されており、今後も企業進出のニーズは高いものと推測されることから、地域特性を活かした工業系の用地確保が必要です。

あわせて、市域への経済的波及効果が高く雇用吸収力がある優良企業の誘致を積極的に推進することが必要であり、税制面での優遇措置の充実や工業用地に関する情報の発信が必要です。

33 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）：自動車メーカーや輸入業者に廃車の回収・再利用、解体処理後の破砕くずの資源化、エアコン等のフロン回収、エアバッグの引取りと処分等を義務づけた法律。

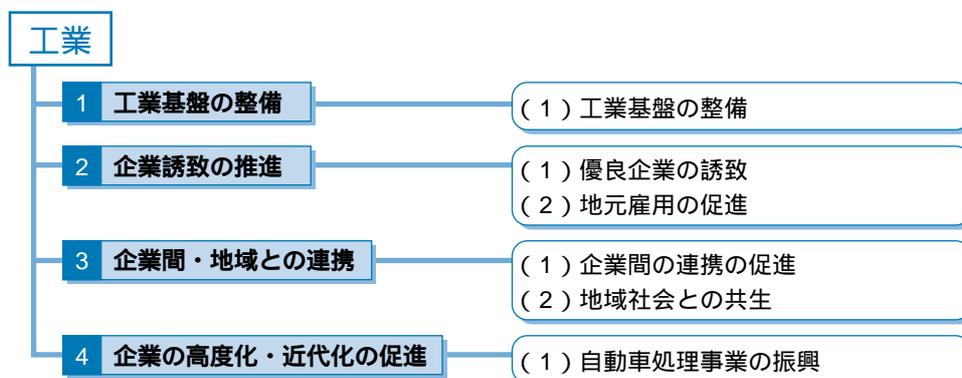
基本方向

良好な工業地を形成していくためには、公害のない都市型工業地の推進が重要です。このため、広域幹線道路網整備や計画に伴うポテンシャルの高まりを活かした工業基盤の整備を行い、優良企業や関西文化学術研究都市³⁴と連携した先端技術を有する企業等の誘致に努めます。

また、立地企業と既存事業所との連携を推進し、企業が地域社会と共生していけるよう組織化を図ります。あわせて、起業意欲をもつ人々の発掘やその取組への支援を行います。

市の地場産業である自動車処理事業がリサイクル産業としてふさわしい事業になるよう振興します。

施策体系



取組の内容

1. 工業基盤の整備

(1) 工業基盤の整備 **重点取組**

区画整理事業による工業団地の創出
緑化やオープンスペースの確保
都市景観の向上

2. 企業誘致の推進

(1) 優良企業の誘致 **重点取組**

経済的波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業の誘致
関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致
立地企業への税制面での優遇措置の充実
立地企業等による起業支援体制の充実
工業用地に関する情報の発信

(2) 地元雇用の促進

市民の雇用機会の拡大

34 関西文化学術研究都市：京都、大阪、奈良にまたがる京阪奈丘陵に位置している。産学公が連携し、文化・学術・研究開発の新しい拠点を形成することにより、魅力ある居住環境、都市環境の創造をめざしている。

3. 企業間・地域との連携

(1) 企業間の連携の促進

立地企業の組織化
 経済的波及効果を高め、経営基盤の強化を図るための情報の共有化
 既存事業所、関係団体との交流の促進

(2) 地域社会との共生 **重点取組**

地域社会と共生ができる組織づくりの促進

4. 企業の高度化・近代化の促進

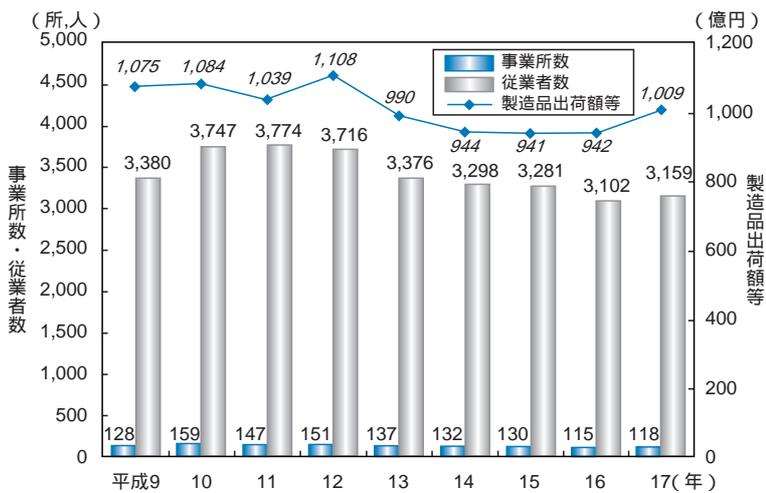
(1) 自動車処理事業の振興

協業化により生産性の向上と経営の近代化を図り、リサイクル産業にふさわしい自動車処理事業の振興

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	企業、事業所等との連携
事業者	企業における経済基盤の強化・活性化
	市域への経済的効果の波及促進
	地元雇用の促進
	地域活動やイベントへの参加・参画
	新事業創出のための起業支援
	公害の防止

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等



(注1) 各年12月31日現在、従業者4人以上の事業所。
 (注2) 公表数値は、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
 (資料) 総務情報課



上津屋工業団地

第7節

商業

しょうぎょう

重点取組

商業拠点の活性化の推進

八幡市駅周辺の商業の活性化と魅力づくりを促進し、橋本駅周辺への商業の誘導を図ります。既存商業地については、地域生活拠点の既存商店の魅力化や地域住民と共生できる商店の育成を図るとともに、秩序あるまちづくりとの整合性や周辺地域への生活環境の保持に配慮した事業を推進します。

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

広域幹線道路の整備計画にあわせ、広域的集客が図れる娯楽性や快適性を満たす商業機能等の誘導を図ります。

現状と課題

現状

商業の振興は、快適で便利な市民生活に不可欠な要素であるとともに、まち全体ににぎわいや活性化をもたらすなど、まちづくりを進めていくうえで重要な役割を担っています。

本市においては、既成市街地の小売店が減少傾向にあり、高齢化の進行や周辺の基盤整備等に対応し、地域に密着した既存小売店等の魅力づくりが重要な課題となっています。

一方で、大型商業施設の進出や広域幹線道路が整備され、南部広域交流エリアを中心に商業拠点の形成が進んできています。

取り組むべき課題

市民の生活拠点として八幡市駅周辺の歴史・文化・自然の特性を活かした商業の活性化と魅力づくりをめざし、市の玄関口にふさわしいにぎわいと風格ある都市空間の維持・充実を図ることが必要です。また、住宅地である橋本駅周辺においては、市民の日常生活を支える商業の誘導が求められています。

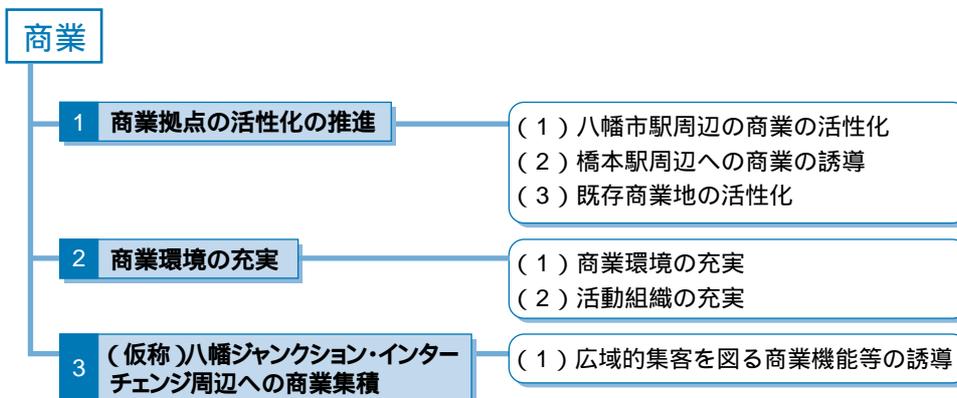
既存商業地においては、高齢社会に向け必要な商業環境の充実を図り、地域社会と共生できる商店をめざす必要があります。

基本方向

商業の振興においては、商業集積地の魅力化が重要です。消費者ニーズにあわせ利便性を高めた商業環境づくりや個店の魅力化を促進します。

駅周辺、大規模団地、広域幹線道路周辺など、多様な地域特性を活かし、良好な景観の形成を図りながら、商業の活性化と魅力づくりを促進します。

施策体系



取組の内容

1. 商業拠点の活性化の推進

(1) 八幡市駅周辺の商業の活性化 **重点取組**

駅周辺の整備計画にあわせた商業の活性化と魅力づくりの促進

(2) 橋本駅周辺への商業の誘導 **重点取組**

駅周辺整備にあわせた商業の誘導

(3) 既存商業地の活性化 **重点取組**

地域生活拠点（男山の各地区センター周辺・美濃山近隣周辺）の既存商店の魅力化

地域住民と共生できる商店の育成

大規模小売店への対応

景観法³⁵の基本理念にのった魅力ある商店街の形成

秩序あるまちづくりとの整合性や周辺地域の生活環境の保持に配慮した事業の推進

2. 商業環境の充実

(1) 商業環境の充実

既存商業地における個性ある魅力づくりの促進

商業環境の改善促進

商店と連携した地域通貨³⁶導入の検討

(2) 活動組織の充実

商業団体の活動支援・組織強化の支援

中心市街地活性化の推進

3. (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

(1) 広域的集客を図る商業機能等の誘導 **重点取組**

広域幹線道路の整備計画にあわせた、広域的集客が図れる娯楽性や快適性を満たす商業機能等の誘導

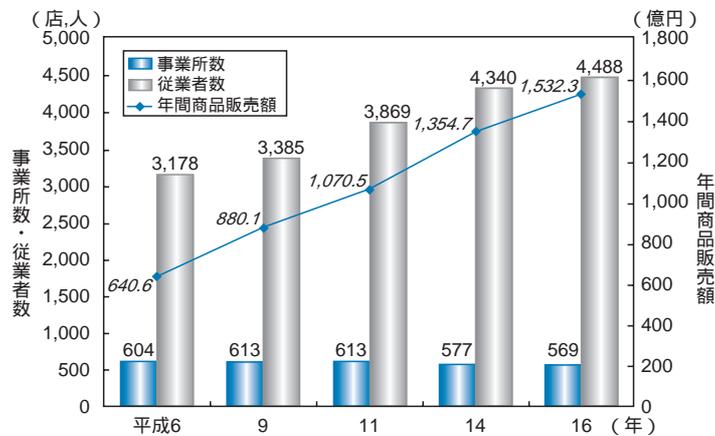
35 景観法：89ページ参照。

36 地域通貨：38ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	地元商業施設の利用
NPO	地域通貨導入の仕組みづくり
事業者	事業者による魅力ある環境づくり 事業者や商業団体による共同事業等への取組 地域通貨導入への協力

小売・卸売業事業所数、従業者数、年間商品販売額



(注)平成9年・14年・16年は6月1日現在、平成6年・11年は7月1日現在。
(資料)総務情報課「商業統計調査」



八幡源氏垣外・三本橋周辺の商業地



欽明台地区の商業地

第8節

観光

かんこう

重点取組

大谷川（放生川）防賀川の再生と散策ルートの整備

水量の確保と水質の改善による再生を図るとともに、河川を利用し、市の観光拠点を結ぶ回廊の整備を行います。

歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興

東高野街道の整備を進め、「まちなか観光」の振興を図るとともに、東部の田園地帯においてハイキングや散策等が楽しめる環境の整備を行います。

物語を使ったロマンづくり

松花堂昭乗や女郎花等の物語を活用し、ロマンづくりや来訪者と地域の交流への活用を行います。

情報提供とネットワーク化の推進

市内の多彩な観光資源を結ぶネットワークの形成や移動手段の充実を図るとともに、周辺市町や広域圏における連携強化と広域イベント等の開催を行います。インターネットやマスメディアを利用した情報の発信とともに、観光客のニーズなど情報の把握に努めます。また、地域資源を活かし、映画やテレビのロケの誘致を図ります。

現状と課題

現状

木津川、宇治川、桂川の三川合流部、男山等の自然環境、石清水八幡宮、松花堂庭園、流れ橋等の歴史文化資源など、本市は豊富な観光資源に恵まれています。背割堤には桜の開花時期になると約10万人が訪れ、石清水八幡宮への来訪者は年間約140万人に及びます。また、「徒然草」に登場する高良神社、筒井順慶が日和見をしたと伝えられる洞ヶ峠、男山にはエジソンが八幡の竹を使って白熱電球の実用化に成功した偉業を伝える記念碑があります。さらに、太鼓まつり、ずいきみこし等の伝統的な祭りや桜まつり、松花堂庭園でのつばき展にも多くの観光客が訪れています。

市では、これらの観光資源を松花堂美術館ややわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」を核にして情報発信に努めています。また、観光ボランティアガイドが八幡市の魅力の発信に取り組んでいます。

取り組むべき課題

水辺や緑を活用した散策路整備、東高野街道の整備、埋もれた昔話など歴史的な資源の掘り起こしと観光資源としての活用、松花堂美術館や四季彩館等の交流拠点での取組の充実、祭りやイベント等による新しいにぎわいの創出など、自然環境や歴史文化資源、

地域文化等を活用した観光振興が求められています。また、宿泊施設の課題や、来訪者を受け入れる体制の整備を進めるための人材育成が必要となっています。

また、2003（平成15）年には、「八幡市観光基本計画³⁷」を策定し、計画的な施策展開を図っていますが、基盤整備の面での取組を進めていく必要があります。

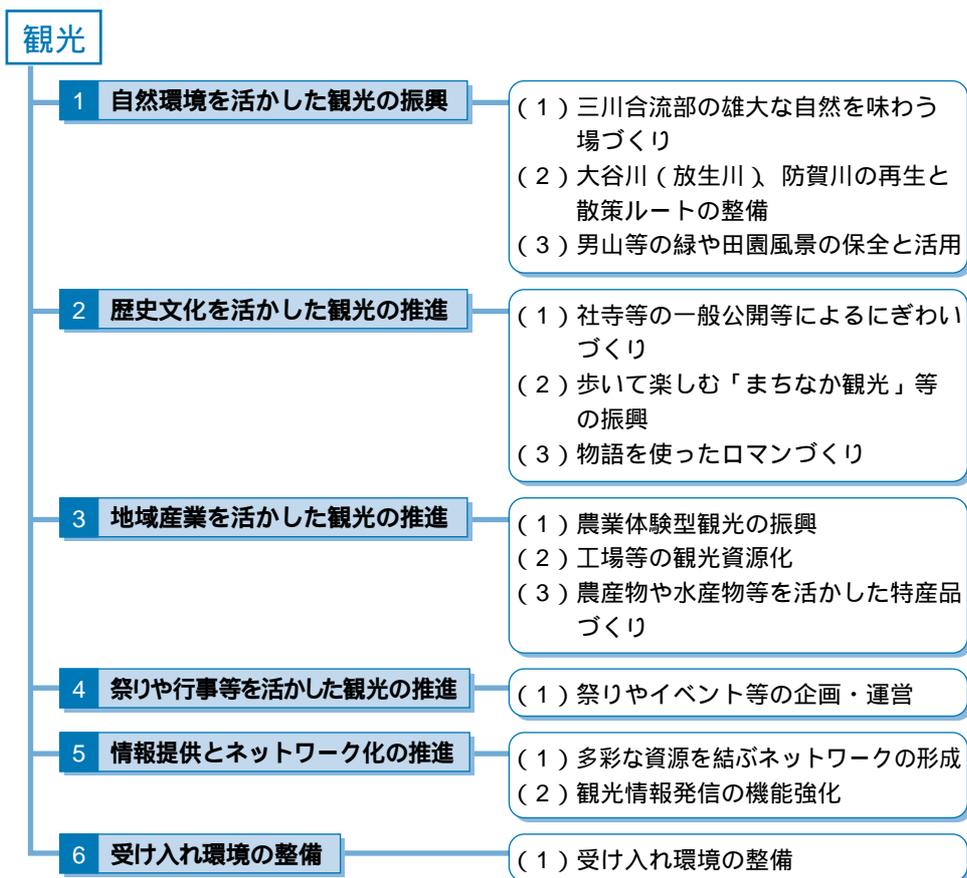
基本方向

観光の振興は、交流人口³⁸を増やし、まちを活性化させるとともに、市民が自分たちのまちのすばらしさを再認識するきっかけを与え、まちへの愛着や誇りを増大させます。

豊かな自然と歴史文化を活かした魅力ある交流拠点整備を進めるとともに、観光を通じて市民の生活や商業など産業の活性化を図り、活力ある地域づくりを図ります。

また、市民一人ひとりが来訪者をもてなす主役となるよう、人材の育成と連携の強化を進めます。

施策体系



37 八幡市観光基本計画：「ほのぼの わくわく やすらぎのまち やわた」を基本理念に、市民や地域を主役として、木津川、宇治川、桂川の三川が合流する雄大な自然、東高野街道や石清水八幡宮等の豊かな歴史・文化、広々とした田園風景を活かした、市民と来訪者がともに楽しめる心豊かな観光のまちづくりを進めるための計画。

38 交流人口：2ページ参照。

取組の内容

1. 自然環境を活かした観光の振興

(1) 三川合流部の雄大な自然を味わう場づくり

自然環境を活かしたりフレッシュ空間、歓水³⁹空間としての整備

観光船としての舟運の復活

広域連携による地域イメージの確立

集客力の高い広域交流拠点となる「川の駅⁴⁰」整備の促進

沿川住民の協働⁴¹・参画による自然環境を保全したシンボル地域としての整備の促進

(2) 大谷川(放生川)、防賀川の再生と散策ルートの整備 **重点取組**

水量の確保と水質の改善

河川を利用した市の観光拠点を結ぶ回廊の整備

(3) 男山等の緑や田園風景の保全と活用

郷土のシンボルとなっている男山や緑豊かな田園地帯の保全と活用

2. 歴史文化を活かした観光の推進

(1) 社寺等の一般公開等によるにぎわいづくり

一般公開されていない社寺等の公開の促進

多彩な歴史、文化の情報発信

歴史文化を活かした観光ルートの開発

(2) 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興 **重点取組**

集客交流軸である東高野街道の整備と「まちなか観光」の振興

東部の田園地帯においてハイキングや散策等が楽しめる環境の整備

(3) 物語を使ったロマンづくり **重点取組**

松花堂昭乗や女郎花等の物語の活用

物語をロマンづくりや来訪者と地域の交流に活用

3. 地域産業を活かした観光の推進

(1) 農業体験型観光の振興

農業体験型観光の推進

(2) 工場等の観光資源化

特色ある工場の観光資源としての活用

(3) 農産物や水産物等を活かした特産品づくり

地元の農産物等を活かした八幡らしい特産品づくりの推進

39 歓水：「水とともにたわむれ、自然を味わいよるこぶ」という考え方。

40 川の駅：舟運、サイクリング、ウォーキング等のネットワークの結節点に整備する、利用者のための情報発信・交流のできる施設。

41 協働：2ページ参照。

4. 祭りや行事等を活かした観光の推進

(1) 祭りやイベント等の企画・運営

市民や事業者との協働による伝統ある祭りや催事、新たな祭りやイベントの実施

5. 情報提供とネットワーク化の推進

(1) 多彩な資源を結ぶネットワークの形成 **重点取組**

市内に点在する観光資源を有機的に結びつけるネットワークの形成
バスやレンタルサイクル等の移動手段の充実
周辺市町や広域圏における連携強化と広域イベント等の開催

(2) 観光情報発信の機能強化 **重点取組**

インターネット等を利用した観光施設の紹介や行事、イベント、交通情報等の情報発信の促進
テレビや新聞、雑誌、ガイドブック等のマスメディアの活用
観光客の多様なニーズや変化に対応するための情報の把握と集約
映画やテレビ等のロケの誘致

6. 受け入れ環境の整備

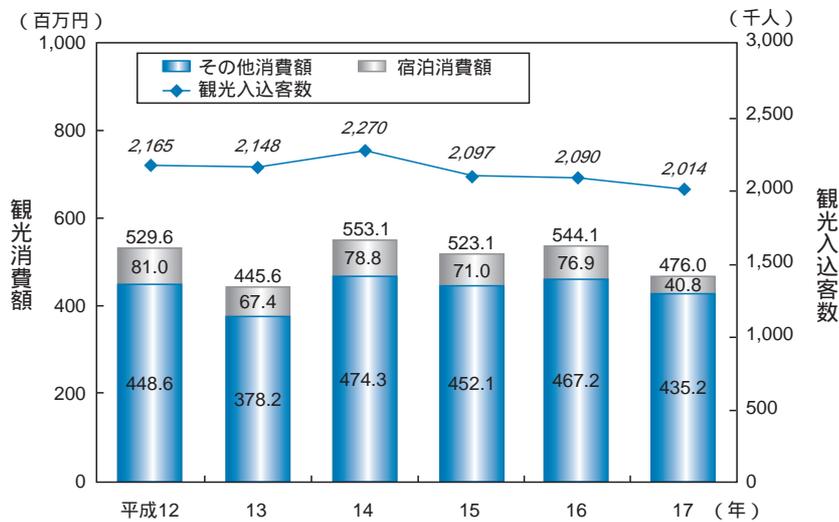
(1) 受け入れ環境の整備

ボランティアガイドなど、もてなしの主役となる人材の育成と連携の強化
もてなしの意識の啓発
イメージカラーやサイン等の統一
来訪者が安全で快適に過ごせる環境の整備
宿泊施設の整備
観光バス駐車場の整備

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	来訪者との交流 まちのPRの語り手や担い手としての協力
NPO	来訪者との交流の促進 祭りやイベントへの協力
事業者	見学者の受け入れと対応 祭りやイベントへの支援 宿泊施設の建設

観光入込客数・観光消費額の推移



(注) 流れ橋、淀川河川公園背割堤地区、石清水八幡宮、松花堂庭園・美術館、こども動物園、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」、男山レクリエーションセンター、八幡市民スポーツ公園、やわた太鼓まつり及び八幡市文化センターでの入込客数による。

(資料) 商工観光課



背割堤での八幡桜まつり



ずいきみこし



太鼓まつり

第6章

安心して暮らせる安全で快適なまち

施策体系

第1節 / 住宅・住環境

- 1 総合的な住宅対策の推進
- 2 良好な住宅の供給促進
- 3 住環境整備の推進
- 4 公衆浴場
- 5 墓地・斎場

第2節 / 上下水道

- 1 水の安定供給
- 2 下水道の整備推進
- 3 経営の安定化
- 4 水に対する意識啓発

第3節 / 公園・緑地・河川

- 1 総合的緑地対策の推進
- 2 緑地の保全
- 3 公園の整備
- 4 河川の整備
- 5 水と緑のネットワークづくり

第4節 / 防災

- 1 防災基盤の整備
- 2 防災体制の強化
- 3 市民防災組織の拡充
- 4 国民保護計画

第5節 / 防犯・交通安全

- 1 防犯体制の強化
- 2 防犯知識の普及・啓発
- 3 交通安全の推進

第6節 / 消防・救急

- 1 予防体制の充実
- 2 消防体制の充実
- 3 救急・救助体制の充実
- 4 消防広域化の推進

第7節 / 消費生活

- 1 消費者活動の促進
- 2 消費者保護対策の推進

成果指標

指 標	現状値	目標値
水洗化率	96.6%	100%
下水道人口普及率	99.4%	100%
地元団体への公園管理委託率	80.3%	92.5%
自主防災組織設立地域数	39隊(会)	46隊(会)
刑法犯認知件数	1,889件/年	減少傾向を目標とする
高齢者の交通事故発生比率	0.64%	0.53%

第1節

住宅・住環境

じゅうたく・じゅうかんきょう

重点取組

公的住宅の整備

公営住宅の適正な配置・管理運営の推進やライフスタイルに応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善の促進、集合住宅の再整備に向けた体制づくりの支援など、公的住宅の整備を図ります。

市民との協働による住環境整備

地区計画制度の活用により良好なまちなみの形成を図るとともに、緑化・建築協定の締結、美化・緑化運動、花いっぱい運動の展開など、市民との協働による住環境づくりを促進します。

現状と課題

現状

本市では、「八幡市住宅マスタープラン¹」を策定し、総合的な住宅対策を進めるとともに、「八幡市市営住宅ストック総合活用計画²」を策定して市営住宅の改善に努めています。

そのようななか、町から市へと人口急増をもたらした男山地域の集合住宅の第1期入居から30年以上が経過し、少子高齢化など地域を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、老朽化に加え、時代のニーズ³にあわなくなった間取りや施設、バリアフリー化⁴への対応など開発当初には予想していなかった状況が生じており、2005（平成17）年には地域住民の意見を取り入れた「男山地域活性化基本構想⁵」が策定されています。

また、住環境においては、緑化・建築協定⁶の締結や美化・緑化運動を進め、良好な住環境づくりに努めています。地区計画⁷制度や建築協定を採用した区域においては、安全でゆとりある、個性をもったまちなみが形成されています。

取り組むべき課題

本市における民間の住宅開発意欲は、経済の情勢を踏まえ高くはなっていますが、既存の環境との調和を図れるよう誘導していくことが必要です。

一方、大きな課題として、男山地域の集合住宅の再整備や公営住宅の今後の整備方針

1 八幡市住宅マスタープラン：住宅対策の基本方向及び地域特性に応じた具体的施策の展開方針を示す、市の住宅・住環境施策全般における計画。

2 八幡市市営住宅ストック総合活用計画：市営住宅の建替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもとに、市営住宅ストック活用の総合的な計画を策定し、効率のかつ的確な市営住宅の整備・供給を図るための計画。2003（平成15）年3月策定。

3 ニーズ：8ページ参照。

4 バリアフリー（化）：16ページ参照。

5 男山地域活性化基本構想：第4次八幡市総合計画の策定にあたって、男山地域が有する機能と市民生活の現状を踏まえつつ、男山地域の活性化をめざして、望ましい将来像をとりまとめた構想。男山地域活性化基本構想策定委員会が市に提言。

6 建築協定：90ページ参照。

7 地区計画：90ページ参照。

等が挙げられます。

これらを踏まえ、新たな「八幡市住宅マスタープラン」の作成や「八幡市市営住宅ストック総合活用計画」の見直しなど、総合的かつ計画的な住宅施策の推進が必要です。

また、引き続き緑化・建築協定の締結など、良好な住環境づくりを進める必要があります。

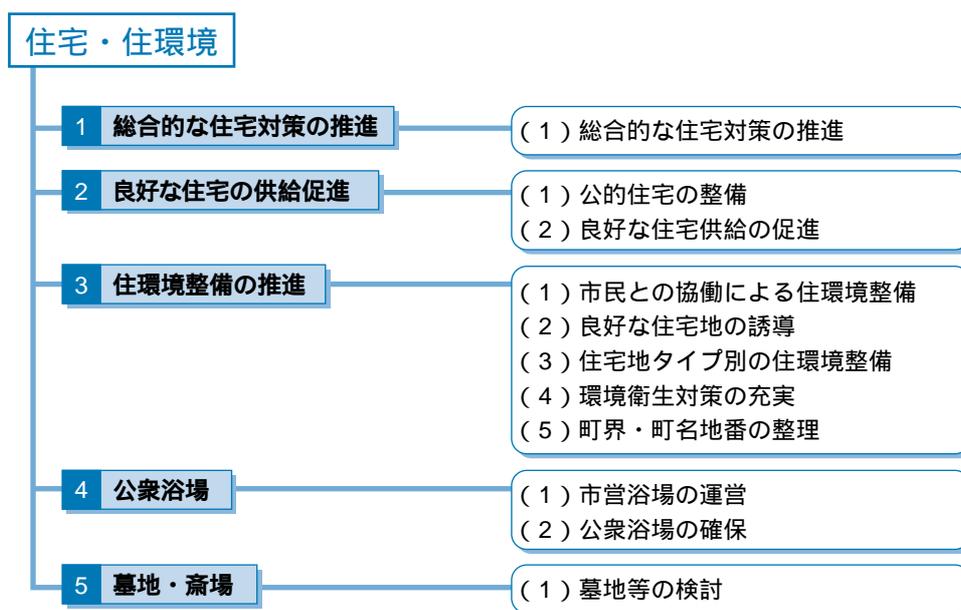
基本方向

市民の住宅・住環境ニーズは、少子高齢化の進展、環境問題や安全性・快適性の追求等に伴って高度化及び多様化しています。

このため、公的住宅の整備や良好な民間住宅の誘導など、住宅の質的な向上を促進する必要があります。また、民間の宅地開発や住宅建築において、周辺地域の住環境との調和や良好な住環境の創出を誘導します。

また、緑化・建築協定の締結や美化・緑化運動の展開など、良好な住環境づくりを市民との協働⁸で促進し、快適性の高い住宅・住環境の創出を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 総合的な住宅対策の推進

(1) 総合的な住宅対策の推進

「八幡市住宅マスタープラン」等の計画に基づいた総合的な住宅対策の推進

8 協働：2ページ参照。

2. 良好な住宅の供給促進

(1) 公的住宅の整備 **重点取組**

公営住宅の適正な配置及び管理運営の推進
バリアフリー化や通信回線の整備など、ライフスタイル⁹に応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善の促進
集合住宅の再整備に向けた体制づくりへの支援
男山地域の集合住宅の再整備や住環境の改善を関係機関に要請

(2) 良好な住宅供給の促進

地区計画の導入や開発指導要綱の運用等による良好な民間住宅の誘導
住宅の耐震性や防火性の強化の促進
住戸周りや内部のバリアフリー化など住宅の質的な改善の促進
優良建築物等整備事業¹⁰など関連諸制度の情報提供

3. 住環境整備の推進

(1) 市民との協働による住環境整備 **重点取組**

地区計画制度による良好なまちなみの形成
緑化・建築協定の締結や美化・緑化運動、花いっぱい運動の展開など、市民との協働による住環境づくりの促進

(2) 良好な住宅地の誘導

地区計画制度の活用

(3) 住宅地タイプ別の住環境整備

公園、道路等の整備や消防施設、共同ごみ置場の設置など住宅地タイプ別の住環境整備

(4) 環境衛生対策の充実

市民、事業者に対する啓発や監視体制の強化による不法投棄の防止
空き地除草への取組を促進するとともに、野犬や害虫への適切な対応

(5) 町界・町名地番の整理

区画の実態を踏まえた町界・町名地番の整理

4. 公衆浴場

(1) 市営浴場の運営

市営浴場の適切な管理・運営の推進

(2) 公衆浴場の確保

公衆衛生に寄与する公衆浴場の確保

9 ライフスタイル：36ページ参照。

10 優良建築物等整備事業：良好な市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進するため、国が一定の要件を満たす優良な建築物等の整備を行う民間事業者等に対し、地方公共団体を通じて調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等の一部を補助する事業。

5. 墓地・斎場

(1) 墓地等の検討

- 広域的な対応も考慮した墓地の検討
- 広域的な施設としての斎場の利用確保の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	市の住宅・住環境事業への理解と協力 美化・緑化運動、花いっぱい運動など美しいまちづくり運動への参加
NPO	まちづくり ¹¹ の中核である住宅・住環境事業への提言と実行
事業者	住宅・住環境事業への理解と協力 美化・緑化運動、花いっぱい運動など美しいまちづくり運動への参加 男山地域の集合住宅の建替えを含む再整備



男山団地（男山竹園地区）



男山団地（男山団地高層から）

11 まちづくり：2ページ参照。

第2節

上下水道

じょうげすいどう

重点取組

施設・設備の整備

上水道施設・設備の老朽化への対応や耐震性の強化を継続して行います。また、公共下水道の整備を推進するとともに、関係機関と連携し流域下水道の整備を促進します。

現状と課題

現状

本市の上水道は、家事用栓が98%を占め、給水人口が横ばいであるにもかかわらず、核家族化¹²等の影響により給水契約件数は増加傾向にあります。しかし、経営環境については、厳しい状況が続いており、効率的な企業運営に努めるとともに、可能な範囲で業務の民間委託を進め、経営基盤の確立と経費の削減を図っています。一方、事業を計画的に進めることにより、安全な水を安定的に供給することに努めています。

下水道は、人口普及率が99.4%となり、主だった集落を形成している地域の整備は完了していますが、引き続き全市域への普及をめざしています。しかし、下水道が整備済みの地域でも未水洗の家屋があり、水洗化率は96.6%となっています。このほか、木津川流域下水道や淀川左岸流域下水道の処理場での高度処理の促進など環境負荷¹³の軽減が求められています。また、一部の下水道管渠の経過年数は35年を超え老朽化が進行しています。

取り組むべき課題

水道事業の経営は、社会的な人口構成の変化等により、水需要の増加が大きく期待できない状況となっています。このため、地方分権と規制緩和にあわせて、経営基盤の確立とより効率的な事業運営が求められており、民間委託を進めながら民間的経営手法を取り入れ、多様化する需要者のニーズ、社会情勢の変化や諸課題に対応する柔軟な組織を整え、経営の効率化と健全経営をめざし一層努力を積み重ねる必要があります。

下水道については、未整備地域が点在し費用対効果の面からは厳しい状況にあります。一方、効率的な事業執行に努めつつ全市域への普及に向けた整備推進が必要です。一方で管渠の計画的な改築・補修が求められています。

基本方向

上水道については、市民生活や都市活動を支える基盤施設として重要な役割を担っています。水需要に適切に対応した供給施設の整備や水源水質の監視に努めるとともに、耐震性の強化や緊急時における供給手段の確保などライフライン¹⁴としての機能を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。水道事業の経営については、水道諸業務の事

12 核家族(化)：16ページ参照。

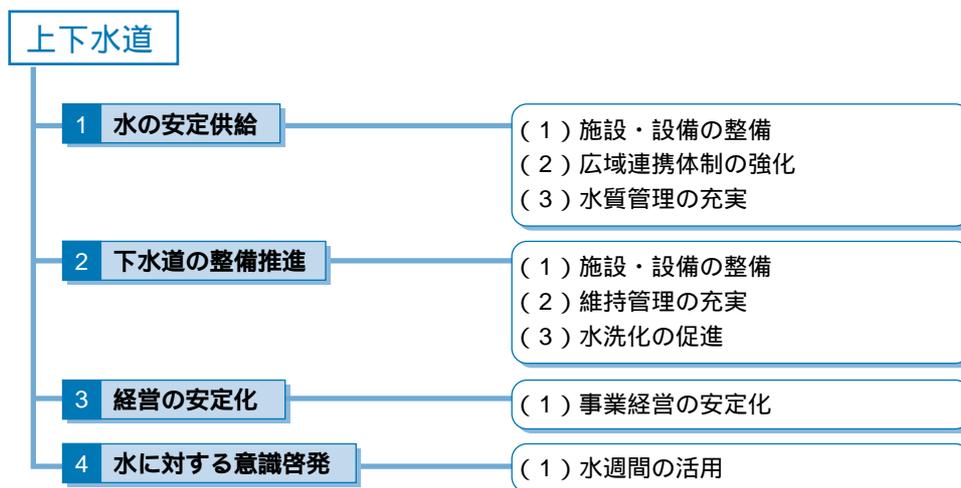
13 環境負荷：22ページ参照。

14 ライフライン：電気、水道、ガス、通信等の都市基盤機能で、都市生活を営むうえで不可欠な生命線。

務効率化及び民間委託の推進等により経営の安定化を図ります。

下水道については、快適な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進し、適切で効果的な維持管理を行います。

施策体系



取組の内容

1. 水の安定供給

(1) 施設・設備の整備 **重点取組**

第5次拡張事業の変更事業を進め、老朽化の更新や耐震性の強化

(2) 広域連携体制の強化

配水管等の相互連結など緊急時の広域的な相互応援体制の強化

(3) 水質管理の充実

広域的な水質管理センターの利用による水質検査の充実

自己水源である地下水の水質監視の充実

京都府と連携した府営水道水の水質監視の強化

2. 下水道の整備推進

(1) 施設・設備の整備 **重点取組**

公共下水道の整備推進

流域下水道（浄化センター）の整備促進

(2) 維持管理の充実

男山・西山地区の下水道管（汚水・雨水）の調査・修繕・改築

家庭や事業所からの流入水の水質について監視・指導の充実

不明水対策の推進

下水道施設管理システムの導入

(3) 水洗化の促進

水洗化の促進

3. 経営の安定化

(1) 事業経営の安定化

- 経理・料金システムの再構築
- 営業事務の外部委託の推進
- 漏水調査の実施や老朽管の更新による有収率¹⁵の向上

4. 水に対する意識啓発

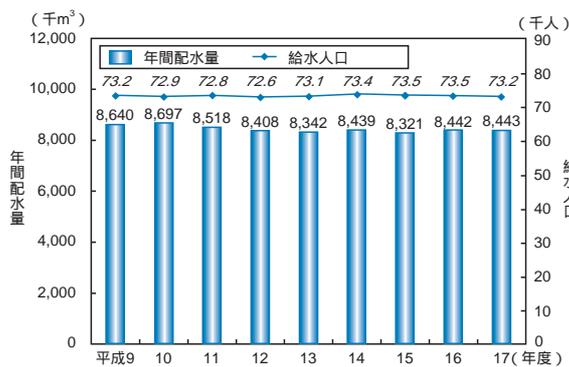
(1) 水週間の活用

- 市民向けの啓発事業の実施

市民・NPO・事業者に期待される取組

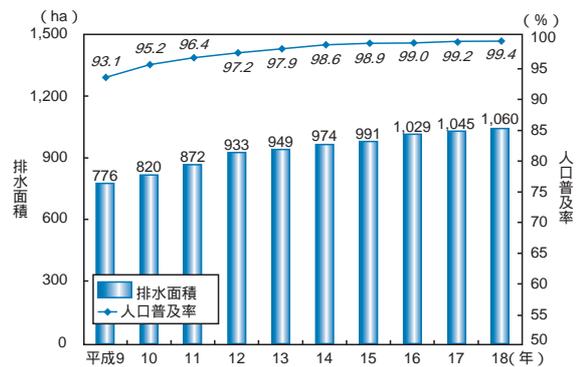
市民	公共下水道事業への理解と協力 適切な下水道の使用 水洗化の早期実施 適切な使用料の負担 水の大切さの認識
事業者	公共下水道事業への理解と協力 放流水質の適切な管理 水洗化の早期実施 適切な使用料の負担 水の再生利用

上水道の給水状況



(資料)水道総務課

下水道の整備状況



(注)各年4月1日現在。
(資料)下水道課

15 有収率：水道料金徴収の対象となった水量（有収水量）を、浄水場から配水された水量（配水量）で割った値（％表示）。

第3節

公園・緑地・河川

こうえん・りょくち・かせん

重点取組

公園の整備

バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進や防災拠点としての機能強化を図るなど、公園機能を充実します。あわせて公園里親制度の普及に努めます。また、男山レクリエーションセンターについて、市民ニーズに対応した公園機能の整備を図ります。

河川の整備

ごみの不法投棄防止等の河川美化や中小河川における水質の浄化など、河川の適正な維持管理を推進します。あわせて河川里親制度の普及に努めます。また、堤防強化、河道整備、内水排除機能の強化、中小河川のしゅんせつ・改良など、総合的な治水対策を推進します。

やすらぎと潤いの回廊づくり

徒歩や自転車で周遊できる回廊を整備するとともに、市のシンボルゾーンである放生川の水量確保や親水化を促進します。

現状と課題

現状

公園や緑地、河川空間は、都市に憩いをもたらすとともに、市民や来訪者の交流の場として、また、身近なレクリエーションの場として重要な役割を担っています。

本市においては、市民体育館を中心に順次整備を進めていた市民スポーツ公園が、大型遊具を設置したちびっこ広場や高齢者の健康増進とふれあい交流の場としてのシルバー広場等を加え2003（平成15）年末に完成しました。

また、散策路を整備した男山をはじめとする緑地空間の保全、木津川や流れ橋、松花堂周辺の整備等を行い、来訪者や市民の憩いの場となっています。

一方、大谷川（放生川）や防賀川の親水¹⁶化に取り組むとともに、治水対策を進めています。

取り組むべき課題

公園については、本来の公園機能とともに、防災の拠点としての機能強化を推進する必要があります。河川敷を利用した公園については、スポーツに親しむ市民等の利用が定着しており、自然環境との調和を図りながら整備を進めていく必要があります。

緑地については、本市のシンボルである男山等の緑地の保全を推進していく必要があります。一方、緑の保護・育成等の目的で「みどりの約束¹⁷」制度のもとに奨励金を交

16 親水：28ページ参照。

17 みどりの約束：自然環境の保護・育成と生活環境の向上を目的とした「八幡市みどりの条例」に基づき、市長と土地所有者または樹木所有者が緑の保全について締結する協定。

付していますが、引き続き土地所有者との連携が重要です。

河川については、治水対策とともに、特に大谷川（放生川）においては市民グループによる清掃活動が実施されるなど、憩いの場としての要望も多く、水量や水質の確保の取組が求められています。

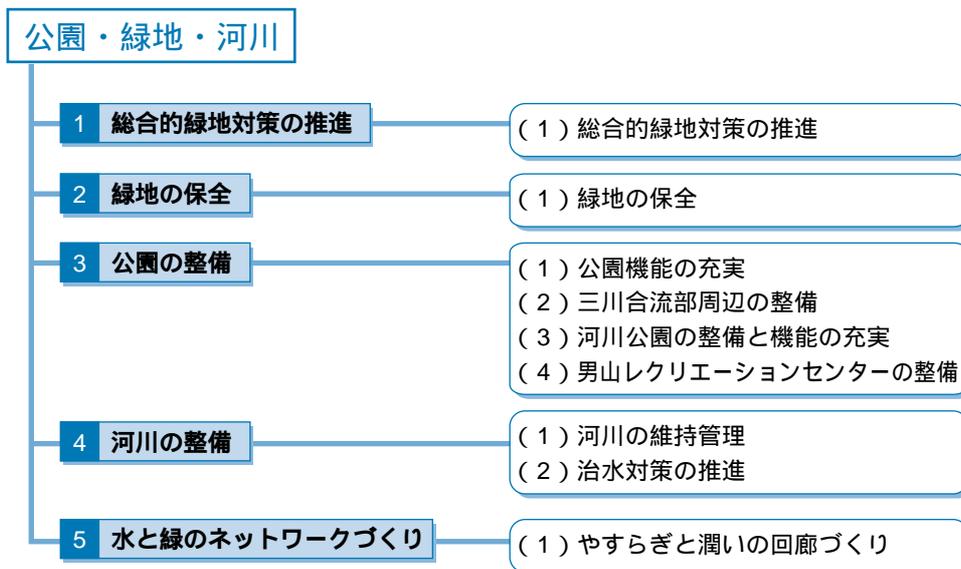
基本方向

公園については、自然、歴史、文化等の特性を活かしながら、広域的にも集客力のある公園機能の強化に努めるとともに、公園のもつ多面性を踏まえ、防災機能の強化やバリアフリー化に努めます。

男山をはじめとする緑地空間については、その保全を図るとともに、男山レクリエーションセンターの整備等と連携し、レクリエーションの場として活用を推進します。

河川については、防賀川の改修や排水ポンプ場の設置の促進等により、内水排除機能の強化が必要です。また、通水断面不足部分の改修やしゅんせつ¹⁸など、市内中小河川の改良を進めます。河川がもつ多面的な機能を活かし、三川合流部、大谷川（放生川）、木津川等の親水化や水と緑のネットワークの形成に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 総合的緑地対策の推進

(1) 総合的緑地対策の推進

緑地の適正な配置や規模、機能のあり方等を示す「八幡市みどりの基本計画¹⁹」に基づく、総合的な緑地対策の推進

18 しゅんせつ：河川・港湾等の水底の土砂をさらうこと。

19 八幡市みどりの基本計画：快適で安全な生活環境の形成と環境にやさしいまちをめざすために、市域のみどり全般について、将来都市像や目標と施策を掲げた計画。1999（平成11）年3月策定。

2. 緑地の保全

(1) 緑地の保全

「みどりの約束」の締結など、土地所有者との連携による緑地の保全の推進
 寺社林など、まとまった緑地空間の保全の推進
 緑地整備におけるワークショップ²⁰手法の導入

3. 公園の整備

(1) 公園機能の充実 **重点取組**

段差の解消などバリアフリー化、ユニバーサルデザイン²¹の推進
 防災の拠点としての機能強化の推進
 公園里親制度（アダプト制度²²）の普及

(2) 三川合流部周辺の整備

集客力の高い広域的な公園の整備
 船着場の整備と舟運の復活
 河川敷を利用した散策ルートの検討

(3) 河川公園の整備と機能の充実

市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進

(4) 男山レクリエーションセンターの整備 **重点取組**

市民ニーズに対応した公園機能の整備

4. 河川の整備

(1) 河川の維持管理 **重点取組**

河川への汚水の流入抑制やごみの不法投棄防止など河川美化の推進
 中小河川における水質の浄化
 河川里親制度（アダプト制度）の普及

(2) 治水対策の推進 **重点取組**

木津川堤防の強化の促進
 樹木等の除去など河道整備の促進
 防賀川の改修及び排水ポンプの設置による内水排除機能の強化
 中小河川のしゅんせつ・改良

5. 水と緑のネットワークづくり

(1) やすらぎと潤いの回廊づくり **重点取組**

徒歩や自転車で周遊できる回廊の整備
 放生川の水量確保と親水化の促進

20 ワークショップ：参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。また、参加者が自主的活動方式で行う講習会。

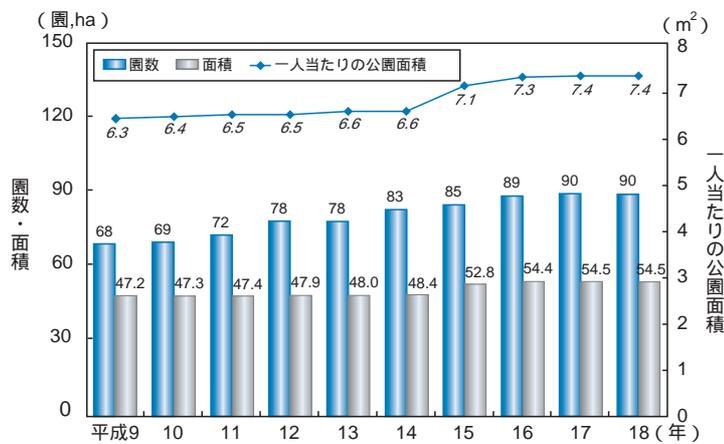
21 ユニバーサルデザイン：36ページ参照。

22 アダプト制度：119ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	公園・緑地・河川の美化 男山や緑地空間の保全への協力 「八幡市美しいまちづくりに関する条例 ²³ 」の遵守 里親制度（アダプト制度）への参加
NPO	公園・緑地・河川の美化と市民への啓発
事業者	「八幡市美しいまちづくりに関する条例」の遵守

都市公園の整備状況



(注1)各年4月1日現在。
(注2)淀川河川公園背割堤地区(111,000m²)を含む。
(資料)計画・公園課



スツールの上部を外せば炊き出しのかまどに(左)、災害時にベンチの上部を動かせば大八車に(右)、それぞれ変わり活用できるようになっています。(志水防災広場)



男山レクリエーションセンターでの竹炭づくり体験学習

23 八幡市美しいまちづくりに関する条例：84ページ参照。

第4節

防災

ぼうさい

重点取組

災害に強いまちづくり

上下水道等のライフラインの強化、施設の耐震性・耐火性の強化、避難地の確保、公園の防災機能の強化など、災害に強いまちづくりに努めます。

広域連携体制の強化

災害発生に備えて、広域的な相互応援体制を強化するとともに、事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡充を図ります。

自主防災組織の育成

人材育成や防災資器材支援の計画的な実施により、全地域での自主防災組織の育成を図り、地域が一体となって災害弱者を守るための体制づくりを進めます。

現状と課題

現状

阪神・淡路大震災を契機に1998（平成10）年7月に八幡市自主防災推進連絡協議会が設立され、現在39の自主防災組織²⁴があり、防災資器材の支援を計画的に行うとともに、防災訓練の実施など活動の強化を図ってきました。

また、災害に備え地域防災無線を整備するとともに、「八幡市地域防災計画²⁵」において水害時等の避難地の検討を行っています。あわせて、災害発生時に対処するため近隣市町と相互応援協定、民間企業等と物資の供給に関する協定を締結しています。

さらに、安全・安心のまちづくりの拠点となる市役所庁舎の改修に取り組んでいます。耐震補強や経年劣化による諸設備の改修が急がれます。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）²⁶」等の成立に伴い、市町村においては、その一環となる条例を制定し、住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施しなければなりません。

24 自主防災組織：44ページ参照。

25 八幡市地域防災計画：災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱等を定めて、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする計画。2002（平成14）年2月策定。

26 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）：武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定された法律。2004（平成16）年6月成立。

取り組むべき課題

近年、災害が大規模化する傾向にあり、ひとたびこのような災害が発生すれば公的機関だけでは対応できません。自主防災組織は、災害発生時の初期消火や被災者の救出・救護、避難誘導など、地域における災害に対応できる一番身近な存在として非常に重要な役割をもっており、その拡充と強化が求められています。また、防災を推進するためには、日頃から市民と行政が情報交換を行い、ともに対策を考えていく必要があります。また、関係機関との連携や高齢社会²⁷への対応など実態に即した訓練が求められています。

国民保護については、「八幡市国民保護計画」の内容等について市民に的確に情報提供する必要があります。

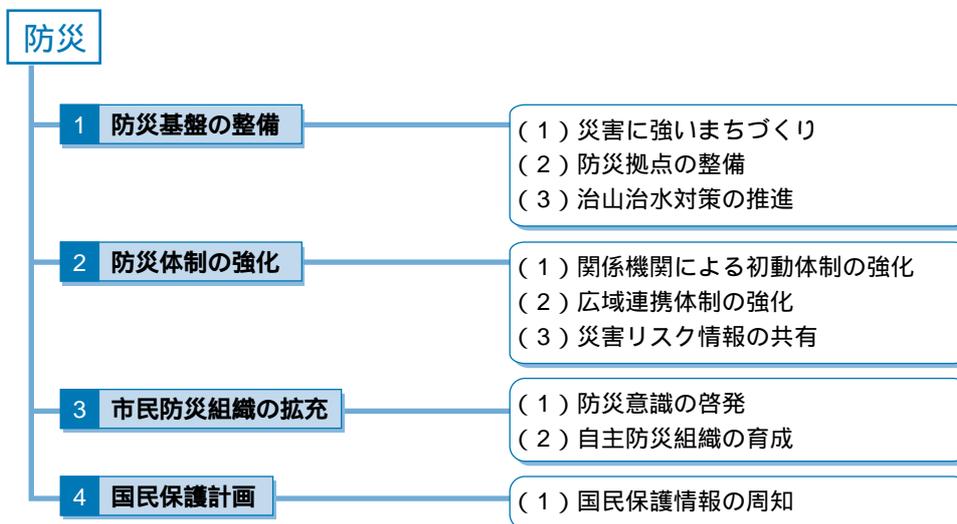
基本方向

防災の一層の推進を図るため、自主防災組織がない自治会等に設立に向けた要請を行うとともに、資質を高めるための初期消火や救助訓練、救命講習等を開催します。また、計画的に防災資器材の整備・充実を進めます。

市民の安全・安心に向け、広域的な相互応援協定や事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡大を図ります。

また、国民保護対策については、人為的な災害への対策と捉えて、自然災害への対策と同様の観点に立ち、市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

施策体系



27 高齢社会：69 ページ参照。

取組の内容

1. 防災基盤の整備

(1) 災害に強いまちづくり **重点取組**

- 上下水道、電気、ガス、通信などライフラインの強化
- 施設の耐震性・耐火性の強化
- 災害状況に応じた避難地の確保
- 公園の防災機能の強化
- 狭小道路の改善

(2) 防災拠点の整備

- 防災設備の強化
- 避難地となる小中学校等の耐震化の推進
- 三川合流部など水運を活用した防災拠点の整備

(3) 治山治水対策の推進

- 危険箇所の監視、パトロールの強化
- 緊急時の指導・勧告の迅速化

2. 防災体制の強化

(1) 関係機関による初動体制の強化

- 災害時における情報収集・発信体制の強化
- 関係機関との連携体制の強化

(2) 広域連携体制の強化 **重点取組**

- 広域的な相互応援体制の強化
- 事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡充

(3) 災害リスク情報の共有

- ハザードマップ²⁸の活用

3. 市民防災組織の拡充

(1) 防災意識の啓発

- 学習機会や情報の提供による防災意識の高揚
- 高齢社会への対応など時代の変化に即応した防災訓練の実施
- 防災ボランティアの養成

(2) 自主防災組織の育成 **重点取組**

- 災害弱者を守るための地域が一体となった体制づくりの推進
- 自主防災組織の育成と全地域での設立
- 人材育成の取組の強化
- 防災資器材支援の計画的な実施

28 ハザードマップ：地域や都市の状況にあわせ、危険情報を公開・掲載する取組が自治体で進んでおり、火山噴火、土砂災害や浸水の危険区域、あるいは地震時の避難地、避難路等を示した被害予測図。

4. 国民保護計画

(1) 国民保護情報の周知

市民への国民保護情報の提供

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	防災学習会や防災訓練への参加 自主防災組織の運営への積極的な参画 防災ボランティアへの参加
NPO	防災ボランティア活動への支援・協力
事業者	建物の耐震性・耐火性の強化 緑地帯の設置 物資の供給など災害時の援助

自主防災組織設立地域数の推移

(年度)	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
自主防災組織設立地域数	27	29	32	34	35	35	37	37	39

(資料)消防本部「消防年報」



水防訓練



自主防災組織による市民防災訓練
(西山地区)

第5節

防犯・交通安全

ぼうはん・こうつうあんぜん

重点取組

自主防犯活動の促進

市民による防犯活動の促進や「こども110番のいえ」の拡充など、自主防犯活動の促進を図ります。

防犯知識の普及・啓発

市民への防犯知識の普及・啓発を図ります。

交通安全啓発の強化

交通ルールや交通マナーの啓発を強化するとともに、高齢者の交通安全対策を充実するなど、交通安全を啓発する取組を推進します。

現状と課題

現状

急速な都市化の進展に伴い発生要因が増加している犯罪は、近年、その性向が変容してきています。特に子どもたちが犯罪の被害者となる痛ましい事件が後を絶たない状況にあり、各方面から子どもたちの安全確保が強く求められています。また、街頭犯罪による体感治安²⁹の悪化が懸念されています。このため、本市では学校安全ボランティアによる防犯パトロールや立ち番、防犯ボランティアなど、地域や学校等を含めた防犯活動を行っています。

また、自動車交通量の増大に伴い交通事故が増加しているなか、歩行者・自転車利用者の事故発生率の高い男山団地周辺では京都府と連携し、「あんしん歩行エリア」として整備を行っています。あわせて、関係機関等と連携のもと、年間を通じて安全啓発活動を行っています。

取り組むべき課題

犯罪を防止し、交通の安全を確保するためには、行政とともに地域や家庭が大きな役割を果たすことから、地域や家庭との連携を図り、防犯・交通安全を推進します。

防犯については、市民への防犯知識の普及・啓発を行うとともに、公共施設等への防犯用品の配置・整備を促進する必要があります。

交通安全では、高齢化が進行していくなかで、交通安全の確保に向けて交通ルールの遵守、交通マナーの向上等を図る必要があります。

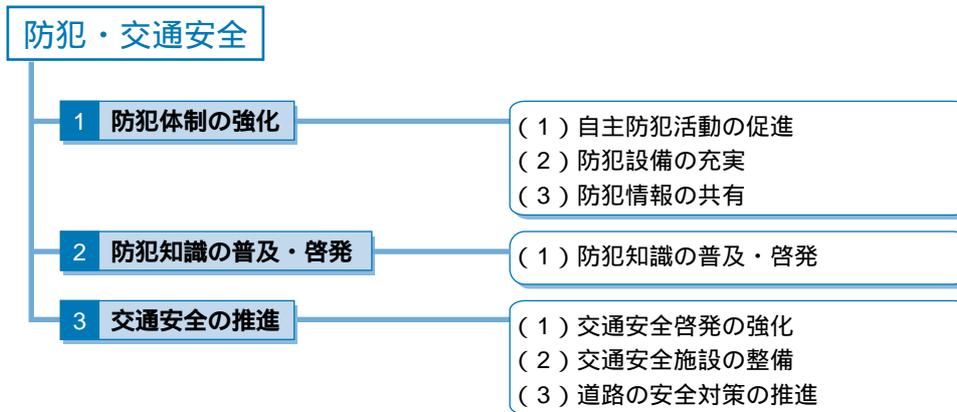
29 体感治安：実際の犯罪率や犯罪発生率といった客観的なデータによって示される治安ではなく、ニュースや近所の人の話を含めた総合的な情報によって、住民が肌で感じる治安。

基本方向

警察と連携して市民参加の「こども110番のいえ³⁰」増設や公用車に「防犯パトロール中」のステッカーの掲示、防犯情報の共有化など市民や事業者、地域コミュニティとの連携を強化し、自主防犯活動を強め市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

また、交通安全施設の整備、放置車両対策の充実を図るとともに、高齢社会へ向けて交通ルールの遵守徹底を啓発するなど、交通安全対策を強化します。

施策体系



取組の内容

1. 防犯体制の強化

(1) 自主防犯活動の促進 **重点取組**

防犯パトロールなど市民による防犯活動の促進
「こども110番のいえ」の拡充

(2) 防犯設備の充実

防犯上危険な箇所に街路灯の設置を進めるなど防犯設備の充実
交番の設置とパトロール強化の要請

(3) 防犯情報の共有

市民との協働による危険箇所マップの作成と有効活用

2. 防犯知識の普及・啓発

(1) 防犯知識の普及・啓発 **重点取組**

市民への防犯知識の普及・啓発

3. 交通安全の推進

(1) 交通安全啓発の強化 **重点取組**

交通ルール及び交通マナーの啓発の強化
高齢者の交通安全対策の充実

30 こども110番のいえ：67ページ参照。

(2) 交通安全施設の整備

カーブミラー、点字ブロック等の整備
 信号機等の整備の要請

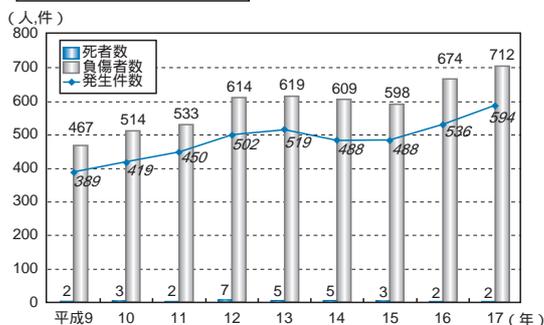
(3) 道路の安全対策の推進

放置車両、違法・迷惑駐車対策の強化
 違法工作物など安全を阻害する事象に対する指導の強化
 安心できる歩行空間の確保

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	自主防犯活動への参加 交通ルール及び交通マナーの遵守 地域コミュニティにおける防犯対策の実施
NPO	自主防犯活動への協力
事業者	従業員への安全運転教育 荷物の積み降ろし等の際における安全確保 防犯施設への協力

交通事故の推移



(注)各年末現在。
 (資料)管理・交通課「交通統計」

刑法犯罪発生件数・検挙件数



(注)業務上過失を除き、発生地主義に基づく数値。
 (資料)八幡警察署



あんしん歩行エリア (男山竹園地区)



学校安全ボランティア (南山小学校区)

第6節

消防・救急

しょうぼう・きゅうきゅう

重点取組

消防広域化活動の推進

複雑・多様化、大規模化する災害・事故に的確に対応し、消防体制の充実・強化を図る観点から、消防の広域化について調査・研究を進めます。

現状と課題

現状

本市では、これまで消防庁舎の新築移転や消防緊急通信指令システムの整備、消防資機材の充実・整備、高規格救急車³¹の導入、救急救命士³²の養成、消防団や女性防火推進隊³³、自主防災組織等の積極的な活動の推進など、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、消防・救急業務の充実・強化を図ってきました。

このようななかで、近年、災害や事故など消防を取り巻く状況は、複雑・多様化、大規模化する傾向にあります。また、ひとたび災害が起きると、災害は一つの市町村だけでなく広範にわたることが多くなっています。また、救急出動件数は増加の一途をたどり、救急体制のあり方が問題になっています。

取り組むべき課題

災害や事故等に迅速かつ的確に対応するため、消防資機材や救急資機材を充実・整備するとともに、消防隊員の教育訓練、救急救命士の養成に取り組み、さらには消防団や女性防火推進隊、自主防災組織等の活性化を図る必要があります。

また近年、複雑・多様化、大規模化する災害・事故に的確に対応し、市民の生命・身体及び財産を守る責務を全うするため、消防体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。消防の広域化も今後の大きな課題です。

基本方向

市民や事業所、消防関係者の防火意識の高揚を図るとともに、消防団や女性防火推進隊、自主防災組織等の人材の確保と育成に努め、地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

災害や事故等は、複雑・多様化、大規模化する傾向にあり、これらに迅速かつ的確に対応するため、消防団を含む消防車両や消防資機材等を整備するなど、消防体制の充実・強化を図ります。

急増する救急・救助需要に迅速かつ的確に対応するため、また、救命率の向上を図る

31 高規格救急車：防振ベッド架台や救命処置に必要な各種の高度処置救急資機材を装備し、医療機関に到着するまでの間に十分な処置ができるとともに、患者の状態を的確に医師に伝送することができる高性能の救急車。

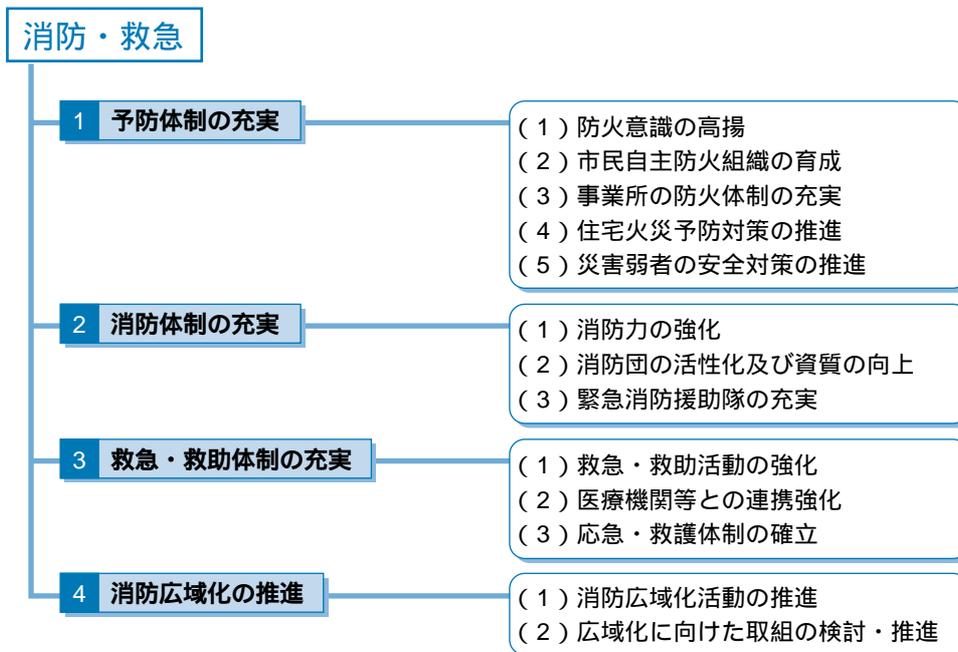
32 救急救命士：救急車が現場から医療機関に到着するまで、医師の指示のもとに心肺停止状態になったばかりの患者の救命にあたる救急隊員。

33 女性防火推進隊：防火思想の普及と火災予防措置の徹底を図るため、女性により構成された組織。

ため、救急車両や救急資機材等の充実・強化を図ります。

消防を取り巻く環境は日々変化しており、それに的確に対応するため、消防の広域化を推進します。

施策体系



取組の内容

1. 予防体制の充実

(1) 防火意識の高揚

火災予防運動等の各種行事や地域・学校等における防火訓練など市民の防火意識の高揚

事業所における定期的な消防訓練など事業所の防火意識の高揚

(2) 市民自主防火組織の育成

地域ぐるみの自主防火活動の推進

女性防火推進隊や防火推進連絡会、自主防災組織の育成・強化

(3) 事業所の防火体制の充実

事業所の防火安全対策を推進するため防火査察と違反是正の強化

火気管理の徹底や消防用設備等の設置・維持管理指導の強化

自衛消防隊の組織の確立など事業所の防火管理体制の充実・強化

(4) 住宅火災予防対策の推進

初期消火体制の確立など住宅火災予防対策の啓発活動の推進

消火器や住宅用火災警報器の普及・啓発の促進

(5) 災害弱者の安全対策の推進

高齢者や障がい者等を災害から守るため、防火啓発の訪問指導及び電気・ガス器具の点検や安全に関する訪問指導の実施

2. 消防体制の充実

(1) 消防力の強化

消防職員の知識・技術向上の推進
消防車両・資機材の整備・充実
消火栓、防火水槽の適切な配置の推進

(2) 消防団の活性化及び資質の向上

分団の消防装備の充実・強化
団員の確保と団活動の活性化
団員の能力の開発と資質の向上の推進

(3) 緊急消防援助隊³⁴の充実

緊急消防援助隊の出動体制の確立と隊員の育成
関係車両の整備及び資機材の充実・強化

3. 救急・救助体制の充実

(1) 救急・救助活動の強化

救急・救助隊員の知識・技術の向上
研修・教育訓練の充実・強化
救急・救助資機材等の整備

(2) 医療機関等との連携強化

救命率向上のためのメディカルコントロール体制³⁵の充実
京都救命指示センター³⁶との連携強化

(3) 応急・救護体制の確立

市民に対する普通救命講習会の開催など、応急救護の知識や技術の普及
市内の主な施設にAED（自動体外式除細動器）³⁷設置の推進

4. 消防広域化の推進

(1) 消防広域化活動の推進 **重点取組**

消防広域化の調査・研究

(2) 広域化に向けた取組の検討・推進

資機材と連携体制の充実
通信指令業務の一元化
消防・救急無線デジタル化の推進

34 緊急消防援助隊：阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために創設。

35 メディカルコントロール体制：救急現場から医療機関までの間において、救急救命士が医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示または指導・助言及び検証してそれらの医療行為の質を保証すること。

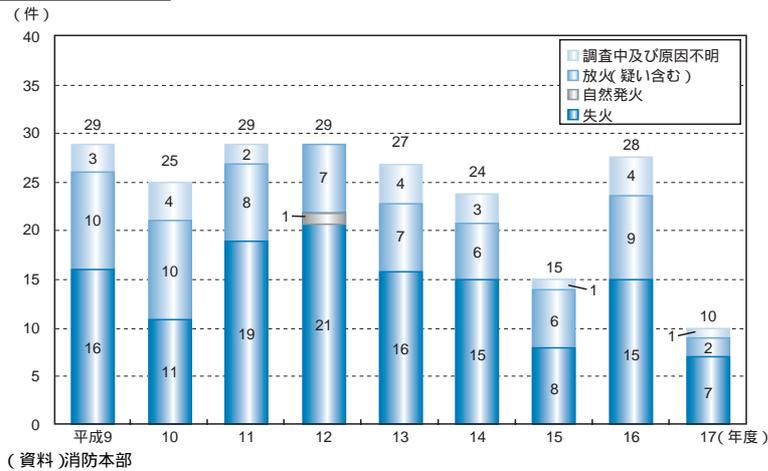
36 京都救命指示センター：救急救命士が、患者の搬送中に行う心拍の回復等の処置にあたって、医師の具体的な指示を得るため府内消防本部合同で設置したセンター。

37 AED（自動体外式除細動器）：心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなり突然死につながる不整脈の時に、心臓に電気ショックを与えることにより正常な状態に戻す器械。

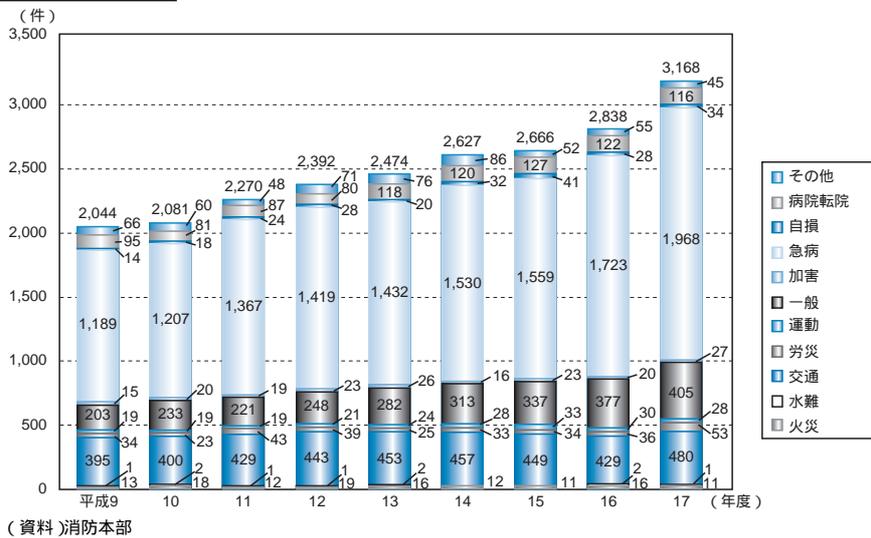
市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	火災予防に関する講習会や訓練への参加 消防団、女性防火推進隊、自主防災組織、防火推進連絡会等の団体活動への参加 普通救命講習会（AED講習会）への参加
事業者	事業所による自衛消防隊の組織化と機能の充実 事業所における防火訓練の開催

原因別火災発生件数



原因別救急出動件数



A E D (自動体外式除細動器) 講習会



京田辺市との消防合同訓練

第7節

消費生活

しょうひせいかつ

重点取組

情報収集・提供の充実

消費者トラブルに的確に対応するため、関係機関との連携強化や情報交換、広報紙等の活用やセミナーの開催による情報提供の充実、啓発活動の強化を図るなど、消費者保護対策を推進します。

現状と課題

現状

インターネットの普及、高齢化の進行をはじめとする社会経済環境を背景として詐欺事件が多発するなど、消費生活にかかわる問題が複雑・多様化してきています。

こうしたことから、消費生活相談事業が市民に定着し、相談件数を見ると1995（平成7）年度550件が2004（平成16）年度1,432件、2005（平成17）年度922件となっています。

また、各種関係機関との連携強化に努め、啓発の強化、早期の情報提供により消費生活問題の未然防止に努めるとともに、一般相談も含め弁護士による相談事業も実施しています。

取り組むべき課題

相談内容が複雑・多様化していることから、各種関係機関との連携を強化し、情報収集に努める必要があります。

また、広報紙、ホームページ等による啓発の強化や早期の情報提供に努めていく必要があります。

基本方向

IT化の進展、規制緩和の促進や国際化など社会経済情勢の急速な変化に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、消費者意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による情報収集・提供の充実、相談窓口としての機能の強化を図り、消費者行政の推進に努めます。

施策体系

消費生活

1 消費者活動の促進

(1) 消費者活動の促進

2 消費者保護対策の推進

(1) 相談窓口機能の充実
(2) 情報収集・提供の充実

取組の内容

1. 消費者活動の促進

(1) 消費者活動の促進

- 消費生活にかかわる学習機会の拡充等による消費者意識の高揚
- 関係団体の自主的な活動の促進
- 消費者団体の育成

2. 消費者保護対策の推進

(1) 相談窓口機能の充実

- 生活情報センター³⁸の相談窓口機能の充実
- 消費者保護の拡充

(2) 情報収集・提供の充実 **重点取組**

- 関係機関との連携強化及び情報交換の推進
- 広報紙及びホームページ等の活用やセミナーの開催による情報提供の充実
- かしこい消費者に向けた啓発の強化

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	消費者意識の高揚
NPO	消費者保護活動の実践
事業者	適正な事業活動 情報提供等による連携強化

消費生活相談件数（内容別）の推移



(年度)		平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
受付件数		608	717	664	774	803	941	1,265	1,432	922
受付件数上位3品目	1位	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス
	2位	教養娯楽品	住居品	教養娯楽品	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	商品一般
	3位	住居品	教養娯楽品	住居品	教養娯楽品	土地・建物・設備	教養娯楽品	商品一般	商品一般	金融・保険サービス

(資料)生活情報センター

38 生活情報センター：消費生活センター。消費者相談への対応や消費者への情報提供を行う都道府県及び市町村の地方行政機関。1993（平成5）年に男山中央センターに開設。

第7章

計画の実現に向けた取組や体制の強化

施策体系

第1節 / 行政経営

- 1 計画的な行政経営の推進
- 2 効率的な行政経営の推進
- 3 職員の資質向上

第3節 / 広域行政

- 1 広域行政の推進
- 2 広域連携の推進
- 3 住民相互交流の推進

第2節 / 財政運営

- 1 健全な財政運営の推進
- 2 効率的な財政運営の推進

成果指標

指 標	現状値	目標値
経常収支比率	100.6%	95%以下を目標とする
自主財源比率	51.4%	現状値よりも高い比率とすることを目標とする
財政力指数	0.682	現状値よりも高い指数とすることを目標とする
実質公債費比率	13.0%	13.0%

第1節

行政経営

ぎょうせいけいえい

重点取組

事務事業の効率化の推進

行政評価システムの適正な運用や行政手続きの簡素化等を推進し、事務事業の効率化を進めます。

時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築

緊急事態等に対応できる柔軟な組織体制への改革、簡素で効率的な組織・機構の確立を図り、まちづくり等に関連する事業活動を行う民間企業との連携強化に取り組みます。

人事評価制度の確立

職員の意欲を高める適正な人事評価制度を確立します。

現状と課題

現状

地方分権が進むなか、簡素で効率的な行政の実現を図るべく、事務事業の有効性、効率性、効果性を評価する事務事業評価システムの定着や指定管理者制度¹をはじめとする民間との連携を進めています。

また、IT化の推進により各施設へ情報端末を設置することで市民の利便性の向上を図るとともに、各職員へパソコンを配置し、総合的なネットワークシステムを構築しました。

行政サービスを直接担う職員の育成は重要なことであり、業務に必要な知識や情報を得る機会として、体系的かつ継続的に研修を実施するとともに、人事評価制度の定着に向けその試行に取り組んでおり、行政課題に対応した組織機構への改正と適材適所の人事配置に努めています。

取り組むべき課題

行政を取り巻く諸課題については、あらゆる方向から臨み一つひとつ着実に進めていく必要があり、各事業について点検をしていくことが重要です。その一つとして、事務事業評価の結果をさらに施策評価へとつなげていくシステムへ発展させていく必要があります。

また、総合的なネットワークシステムを活用し、各部局間及び職員間でより一層の行政情報の共有化を図り、事務の効率化・迅速化へと発展させていくことが必要です。

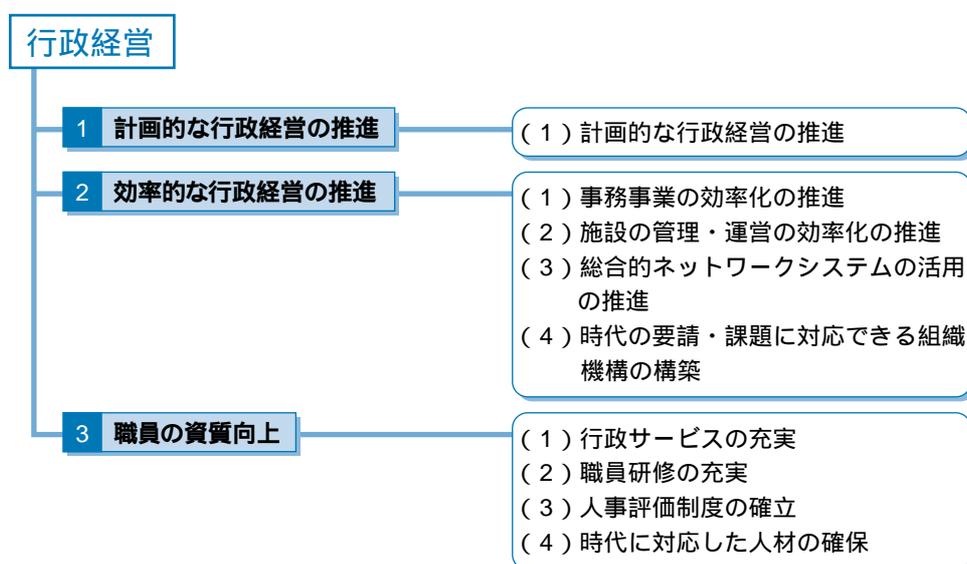
行政サービスの担い手である職員については、幅広い視野と諸課題に立ち向かう意欲・能力をもち、時代の要請に応える人材を採用・育成すること、そして、各職員の勤務実績等を公正・的確に評価し、適正な処遇を行うことにより能力や勤労意欲を高めていく必要があります。

基本方向

複雑・多様化する行政需要に対応するには、計画的・効率的な行政経営の重要度が以前にも増して高くなっており、これに応えるために事務事業評価を施策及び政策評価も含めた行政評価へと展開していきます。

また、職員一人ひとりが説明責任を認識し、市民サービスの提供に努めるように職員の資質向上に努め、勤務態度や能力、実績を公正・的確に評価し、適正な処遇を行うことにより職員の意欲を高める人事評価制度の確立に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 計画的な行政経営の推進

(1) 計画的な行政経営の推進

- 総合計画の実現に向けた取組の推進
- 実施計画による施策及び事業の進行管理
- 職員の政策形成・法制執務能力の向上
- 各部局における総合調整機能の充実

2. 効率的な行政経営の推進

(1) 事務事業の効率化の推進 **重点取組**

- 行政評価システムの推進
- 行政手続の簡素化の推進
- 外部監査の導入の検討
- 市政モニター制度の導入の検討

(2) 施設の管理・運営の効率化の推進

指定管理者制度等の民間活力導入の検討・推進
 既存施設の有効活用の検討・推進

(3) 総合的ネットワークシステムの活用の推進

市政情報共有化による効率的な行政の推進

(4) 時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築 **重点取組**

緊急事態等に対応できる柔軟な組織体制への研究・改革
 簡素で効率的な組織・機構の確立
 鉄道や住宅など、まちづくり²等に関連する事業活動を行う民間企業との連携強化

3. 職員の資質向上

(1) 行政サービスの充実

窓口サービスの充実
 説明責任の明確化

(2) 職員研修の充実

人材育成基本方針に基づく総合的かつ計画的な職員研修の充実
 職員の自主的な学習や能力開発の促進

(3) 人事評価制度の確立 **重点取組**

職員の意欲を高める適正な人事評価制度の確立

(4) 時代に対応した人材の確保

職員採用制度の充実

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	市民アンケート等への協力 自治会等の団体として指定管理者制度への理解と参加
NPO	指定管理者制度への参加
事業者	入札等への適正な参加



窓口風景（市庁舎1階市民課）

2 まちづくり：2ページ参照。

第2節

財政運営

ざいせいうんえい

重点取組

持続可能な財政運営の推進

行財政改革に基づいた取組の強化や自主財源の確保、コストの削減等を図り、持続可能な財政運営を推進します。

中期財政計画に基づく財政運営

中期財政計画に基づき効率的な財政運用を行うとともに、予算枠配分や市民公募債についても検討を進めます。

税等の収納率の向上

関係機関との連携のもと税等の収納率の向上を図り、負担の適正化・公平化を推進します。

現状と課題

現状

少子高齢化の進展や三位一体の改革の推進など、自治体を取り巻く環境は変化しています。

歳入面では、長引いていた不況の影響により税収の減少は顕著となっていますが、ようやく景気の回復傾向が見られるようになり始めました。しかし、本市の市民税の大半は給与所得者が占めており、高齢化による離職や少子化による人口の伸びの鈍化等により今後の税収の大きな伸びは見込めない状況にあります。

歳出面では、扶助費の増加が著しく、あわせて職員の高齢化が人件費を押し上げ財政を圧迫しています。

そのため、2003（平成15）年度から2006（平成18）年度までの「第3次行財政改革実施計画³」とは別に、2003（平成15）年度の予算編成に向けた緊急的な取組として「八幡市緊急財政健全化計画」、そして、2005（平成17）年度に「平成18年度予算編成に向けた事務事業等削減計画」を策定し財政運営の弾力化に取り組んできました。また、税負担の公平・公正を図るうえから、課税客体捕捉に向け関係機関と連携するとともに、未収金については城南市町村税滞納整理組合⁴と連携した取組を行っています。

しかし、抜本的な改善には至らず、加えて国の三位一体の改革等による地方分権の推進から第4次行財政改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

取り組むべき課題

地方分権の進展に伴い、拡大する行政サービス需要に応えるためには、なお一層の健全な財政運営を行うことが必要です。

3 第3次行財政改革実施計画：「施設の管理運営のあり方」「健全な行財政の確立」「新たな財源確保の方策」「市民と協働による市政の推進」を4つの柱に、安定した財政基盤の確立を図るための実施計画。2003（平成15）年3月策定。

4 城南市町村税滞納整理組合：八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町の2市2町で組織され、市町村税の滞納繰越分の滞納整理に関する事務を共同で処理することを目的とする一部事務組合。

そのために、自主財源⁵確保の取組など安定的かつ自立した歳入構造をつくり、あわせて行政改革や行政評価等の取組により、徹底したコスト削減や目標別の財源配分を行い、将来にわたって持続可能な健全財政の基盤を構築する必要があります。

また、中期財政計画を設定し、PDCAサイクル⁶に基づく事務事業の見直しの実施や市民との協働⁷によるゼロ予算事業の展開にも取り組むことが重要です。

さらに、使用料、負担金等の適正化や税等の収納率の向上もあわせて重要です。

基本方向

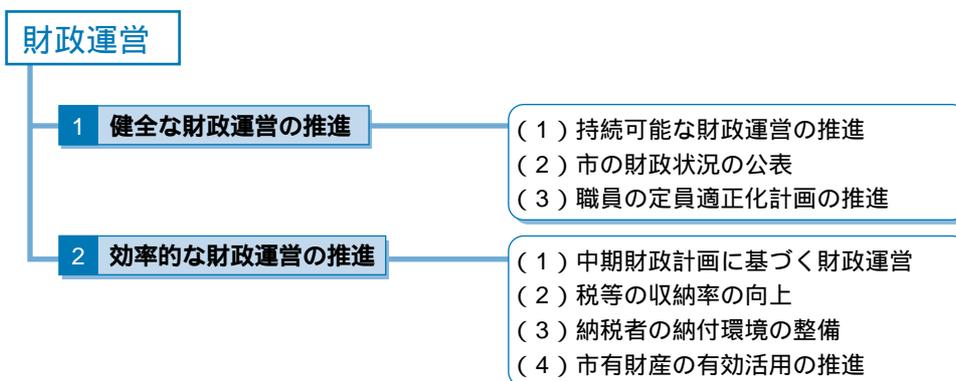
職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底的に無駄を省き、自主財源の確保に努めます。

職員の定員適正化計画の推進とともに、知恵を絞り市民との協働によるゼロ予算事業を展開します。

商工業の活性化と優良企業の誘致により法人市民税や固定資産税の増収を図り、均衡の取れた歳入構造とし、安定した財政基盤の確立をめざします。また、使用料や負担金等の適正化と税等の収納率の向上等により公平化を図ります。

税の徴収にあたっては、法務部門の強化等を行い、法的措置等を視野に入れた体制づくりと納税者の納付環境の整備に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 健全な財政運営の推進

(1) 持続可能な財政運営の推進 **重点取組**

- 行財政改革に基づいた取組の強化
- 自主財源確保の推進
- コスト削減の拡充
- 目標別財源配分の検討・実施
- 中期財政計画の設定
- 使用料や負担金等の適正化

5 自主財源：10ページ参照。

6 PDCAサイクル：行政の取組を実行するにあたり、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み。

7 協働：2ページ参照。

(2) 市の財政状況の公表

市財政の現状の啓発

(3) 職員の定員適正化計画の推進

課題に応じた職員配置の推進

2. 効率的な財政運営の推進

(1) 中期財政計画に基づく財政運営 **重点取組**

予算枠配分の実施

効率的な財政運用の推進

市民公募債⁸の検討・活用

(2) 税等の収納率の向上 **重点取組**

負担の適正化・公平化の推進

城南市町村税滞納整理組合との連携による取組の推進

(3) 納税者の納付環境の整備

コンビニ収納等の推進

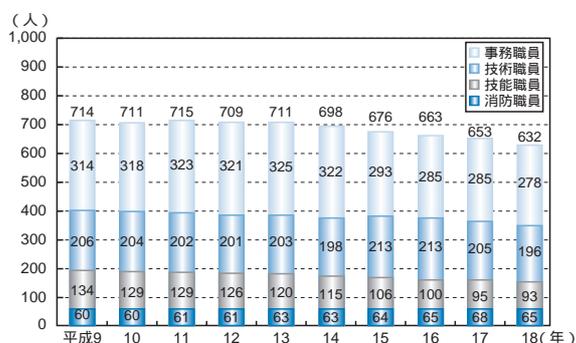
(4) 市有財産の有効活用の推進

市有財産の整理及び活用の検討・推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

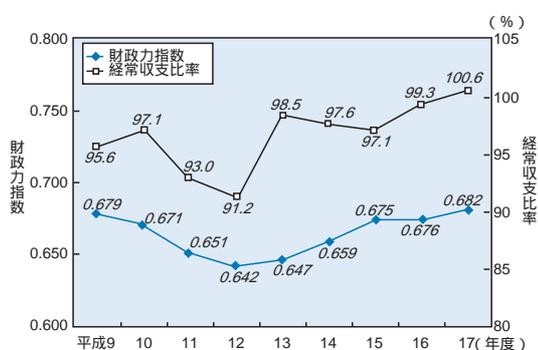
市民	適正な納税 公共施設の管理運営
NPO	公共施設の管理運営
事業者	適正な納税 市民雇用の促進

職員数の推移



(注)各年4月1日現在。
(資料)人事課

財政指標の推移(経常収支比率、財政力指数)



(注)財政力指数は3カ年平均。
(資料)財政課

8 市民公募債：公共施設の建設費等の資金を直接市民から募るため、市民に購入してもらう市債。

第3節

広域行政

こういきぎょうせい

重点取組

近隣市町との連携強化

生活圏の拡大に伴う広域的な課題解決に向けて、府内のみならず府域を越えた市町との連携を強化し、交流を活発化します。

地域住民間の相互理解の推進

近隣市町との広域連携事業を通じた地域住民間の交流、市民による地域間交流を推進し、相互理解を深めます。

現状と課題

現状

本市では、広域交通網の整備や情報化の進展による生活圏の拡大に伴い、行政の効率性・効果性の面から、周辺市町との広域的な連携等を図る取組を積極的に推進し、ごみ処理施設・処分地の維持管理、消防活動の連携のほか、災害に対応するための備蓄品の確保、広域的課題の調査研究の実施など具体的な取組を実施しています。

取り組むべき課題

市町村合併の進展や道州制の導入の検討など、現在、広域行政のあり方は大きく変化しようとしています。これらの動向を見据えながら、本市が自ら取り組むべき課題と広域的に解決すべき課題を適切に見極めて、広域的課題についてはこれまで以上に連携強化や機能分担を図ることにより、施策の効率性や効果性の向上をめざすことが必要です。

基本方向

地方分権が進むなか、これまで以上に自立が求められる一方、環境問題をはじめさまざまな分野で市町村域、府県域を越える広域的な取組を推進します。

京都南部都市広域行政圏をはじめ京都、大阪等の近隣市町、さらには府県、国との連携強化に努め、広域的な課題の解決に向けた事業の展開を推進します。

施策体系

広域行政

1 広域行政の推進

- (1) 広域行政組織の活動の推進
- (2) 市町村合併の調査検討

2 広域連携の推進

- (1) 近隣市町との連携強化
- (2) 先進都市との交流促進
- (3) 国、京都府等との連携

3 住民相互交流の推進

- (1) 地域住民間の相互理解の推進

取組の内容

1. 広域行政の推進

(1) 広域行政組織の活動の推進

「京都南部都市広域行政圏推進協議会⁹」による計画策定と圏域PRの実施

「乙訓・八幡広域連携事業推進協議会¹⁰」による調査研究事業の推進

「京都都市圏自治体ネットワーク会議¹¹」による広域的課題への対応

(2) 市町村合併の調査検討

中核市¹²規模をめざした合併の調査・検討

周辺市町の動向の把握

2. 広域連携の推進

(1) 近隣市町との連携強化 **重点取組**

「淀川舟運整備推進協議会¹³」、「京阪奈北近隣都市サミット¹⁴」など、府内のみならず府域を越えた市町との連携強化と交流の活発化

(2) 先進都市との交流促進

先進的な取組を進めている都市や共通する特性を有する都市との交流の促進

(3) 国、京都府等との連携

歴史街道推進に向けた、関係団体との連携の強化

広域的な課題解決に向けた連携体制の強化

3. 住民相互交流の推進

(1) 地域住民間の相互理解の推進 **重点取組**

ウォークラリー等の広域連携事業による地域住民の交流の推進

市民による地域間交流の推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	広域連携事業への理解と参加 地域間交流の活性化
NPO	広域連携事業への理解と事業運営への参画
事業者	広域連携事業への理解

9 京都南部都市広域行政圏推進協議会：14ページ参照。

10 乙訓・八幡広域連携事業推進協議会：乙訓・八幡地域が有する地域資源（自然、歴史、教育、文化、産業資源等）を有機的、複層的に連携させることによる新しい魅力の創造等を通じて、地域が魅力に満ちたエリアとなるよう連携して整備を図ることを目的とする。

11 京都都市圏自治体ネットワーク会議：生活圏として一定のまとまりをもつ京都都市圏の発展を図るため、既存の行政区域の枠を越え広域的課題に取り組むことを目的とし、京都・滋賀・大阪の計30自治体で構成。

12 中核市：14ページ参照。

13 淀川舟運整備推進協議会：大阪府大阪市・高槻市・守口市・枚方市・寝屋川市・摂津市・島本町、京都府京都市・宇治市・八幡市で構成されており、淀川舟運の活性化を通じ地域の発展に寄与することを目的とする。

14 京阪奈北近隣都市サミット：京都府八幡市・京田辺市、大阪府枚方市・寝屋川市・交野市、奈良県生駒市の6市で構成し、さまざまな分野で府県を越えた広域連携を図っている。



附属資料

諮問と答申

1 八幡市総合計画審議会への諮問

八政第 131 号
平成17年9月2日

八幡市総合計画審議会会長 様

八幡市長 牟礼勝弥

第4次八幡市総合計画の策定について（諮問）

第4次八幡市総合計画の策定に当たり、八幡市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 八幡市総合計画審議会からの答申

平成18年11月10日

八幡市長 牟礼勝弥 様

八幡市総合計画審議会
会長 飯塚英雄

第4次八幡市総合計画の策定について（答申）

平成17年9月2日付け八政第131号で諮問のありました第4次八幡市総合計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、市民参画・市民協働によるまちづくりを基本に、市民にわかりやすい計画策定を念頭に審議を行ってきましたが、特に下記の事項に配慮され、将来都市像「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」の実現に向けて、ご尽力されることを期待します。

記

1 指標の設定について

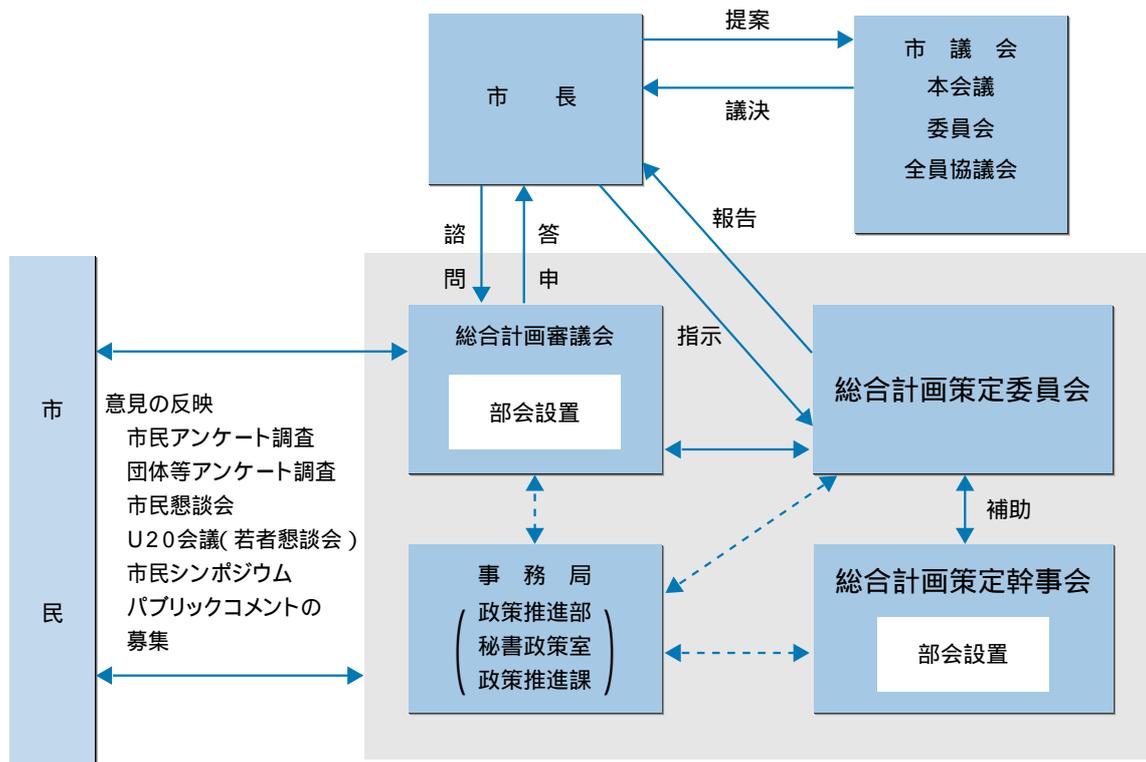
本計画の実現に向けて、部門別計画の各章ごとに代表的な指標を設定し、数値目標を定めることにより、市民にもわかりやすい、適切な進行管理を行う必要があります。

2 「障がい者」の表記について

「障がい者」の表記について、これまで漢字で表記されてきましたが、漢字の意味そのものや用例からみて人に対して使用するのとは好ましくないと判断し、本答申ではひらがな表記を採用しています。

策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

(1) 総合計画審議会

2005(平成17)年

9月 2日 第1回八幡市総合計画審議会開催
(委員委嘱、第4次八幡市総合計画の策定諮問、市民アンケート調査 単純集計 結果等)

10月31日 第2回審議会開催
(市民・団体等アンケート調査結果、市民懇談会・U20(若者懇談会)開催結果、八幡市の現状分析・将来推計、八幡市の課題)

2006(平成18)年

1月30日 第3回審議会開催
(第3次八幡市総合計画総括、第4次八幡市総合計画序論・基本構想(素案) 審議会における部会設置、第2回市民懇談会の開催)

3月27日 審議会委員による市内視察

4月14日 第1回審議会第1部会開催
(基本計画 環境保全、土地利用、交通、道路、情報通信 検討)

20日 第1回審議会第2部会開催
(基本計画 人権の尊重、市民協働、子育て、教育、文化芸術振興 検討)

28日 第2回審議会第1部会開催
(基本計画 産業振興、安全・安心、都市整備 検討)

5月12日 第2回審議会第2部会開催
(基本計画 健康・福祉、計画の推進など 検討)

- 5月18日 第3回審議会第1部会開催
(基本計画 環境保全、土地利用、産業振興、交通、道路、情報通信、安全・安心、都市整備 とりまとめ)
- 25日 第3回審議会第2部会開催
(基本計画 人権の尊重、市民協働、子育て、教育、文化芸術振興、健康・福祉、計画の推進など とりまとめ)
- 6月19日 第4回審議会開催
(第4次八幡市総合計画 中間案、市民シンポジウム)
- 9月15日 第5回審議会開催
(パブリックコメント等の反映、第4次八幡市総合計画 答申素案)
- 10月27日 第6回審議会開催
(第4次八幡市総合計画 答申案)
- 11月10日 「第4次八幡市総合計画の策定」について会長・副会長から市長へ答申

(2) 総合計画策定委員会

2005(平成17)年

- 4月22日 総合計画策定委員会設置
- 28日 第1回策定委員会開催
- 8月31日 第2回策定委員会開催
- 10月17日 第3回策定委員会開催

2006(平成18)年

- 1月16日 第4回策定委員会開催
- 5月 2日 第5回策定委員会開催
- 15日 第6回策定委員会開催
- 6月 5日 第7回策定委員会開催
- 8月31日 第8回策定委員会開催
- 10月16日 第9回策定委員会開催
- 12月 4日 第10回策定委員会開催

(3) 総合計画策定幹事会

2005(平成17)年

- 4月22日 総合計画策定幹事会設置
- 5月17日 第1回策定幹事会開催
- 31日 第2回策定幹事会開催
- 10月13日 第3回策定幹事会開催
- 12月26日 第4回策定幹事会開催

2006(平成18)年

- 1月11日 第5回策定幹事会開催
- 4月10日 第1回策定幹事会第1部会開催
- 17日 第1回策定幹事会第2部会開催
- 24日 第2回策定幹事会第1部会開催
- 5月 8日 第2回策定幹事会第2部会開催

- 5月15日 第3回策定幹事会第1部会開催
- 22日 第3回策定幹事会第2部会開催
- 6月28日 第6回策定幹事会開催

(4) 市民参画の取組

2005(平成17)年

- 6月22日～ 八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」実施
対象：18歳以上の八幡市民3,000名 有効回収数1,276票
[有効回収率 42.5%]
- 7月14日～ 第4次八幡市総合計画策定にあたっての「団体等アンケート調査」実施
対象：市内で活動する36団体 有効回収数23票 [有効回収率 63.8%]
- 8月29日～ 第1回市民懇談会（ワークショップ方式）開催（市内5地域）
30日 U20会議（若者懇談会）開催 対象者：小学5年生～大学1年生

2006(平成18)年

- 2月11日～ 第2回市民懇談会（審議会主催）開催（市内5地域）
- 7月 1日～ 広報やわた、八幡市ホームページに「中間案」を掲載し、パブリックコメントを募る
- 22日 第4次八幡市総合計画・市民シンポジウム（審議会主催）開催
参加者数：150名

(5) 職員研修

2005(平成17)年

- 7月 1日 第1回職員研修「総合計画における行政評価と指標設定」
- 10月 3日 第2回職員研修「成果重視の行政経営と総合計画」

2006(平成18)年

- 2月 1日 第3回職員研修「行政評価と連動した総合計画の進行管理」

(6) 議会における協議等

2006(平成18)年

- 3月 3日 八幡市議会全員協議会で「第4次八幡市総合計画 序論・基本構想（素案）」について報告・協議
- 6月27日 八幡市議会全員協議会で「第4次八幡市総合計画（中間案）」について報告・協議
- 9月27日 八幡市議会全員協議会で「市民シンポジウム開催結果」「パブリックコメント等の内容報告」「第4次八幡市総合計画(答申素案)」について報告・協議
- 11月21日 八幡市議会全員協議会で「第4次八幡市総合計画の策定に関する答申」について報告・協議
- 12月 6日 平成18年八幡市議会第4回定例会において「第4次八幡市基本構想について」を可決

条例・規則等

1 八幡市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に別表のとおり附属機関を置く。

（委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
市長	八幡市総合計画審議会	総合計画に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務

2 八幡市総合計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和44年八幡市条例第16号）第3条の規定に基づき、八幡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員65名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員若干名を任命することができる。

4 審議会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 市長は、委員から退職の申出があったとき、又は委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解任することができる。

3 委員は、任期満了後も後任者が任命されるまでは、その職務を行う。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第2条第4項に基づき専門部会を設置したときは、構成員の互選により部会長及び副部会長を選任するものとする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長がつとめる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門部会は、部会長が招集し、会議の長をつとめる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部秘書政策室政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

3 八幡市総合計画に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、八幡市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定委員会)

第2条 総合計画に関する調査、研究及び総合計画策定のため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、総合計画担当助役をもってあて、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、政策推進部参与をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、八幡市庁議等設置規程(平成5年八幡市規程第9号)第3条第1項に規定する職員(市長を除く。)とする。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

(1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。

(2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。

(3) 市長の指示に基づく総合計画原案の策定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し特に必要な事項

(幹事)

第4条 委員会の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、市長の事務部局、議会の事務部局、公営企業、消防本部及び教育委員会の事務部局の関係各課等に幹事を置くことができる。

2 幹事は、市長が任命する。

3 幹事は、幹事会を組織し、政策推進部参与が招集する。

4 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第6条 部長及び課長(これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。)は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行うなど総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、総合計画に定められた事務事業の進捗状況について必要と認めるときは、部長及び課長に対して報告させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、政策推進部秘書政策室政策推進課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

関係者名簿

1 第4次八幡市総合計画審議会 委員名簿【五十音順：敬称略】

	氏名	所属等	備考
会長	飯塚 英雄	徳島文理大学 教授	
副会長	奥村 順一	教育委員会	第2部会 部会長
副会長	木多 彩子	摂南大学 助教授	第1部会 部会長
委員	入江 厚子	環境市民ネット	
"	岩 成 功	自治連合会・人権教育推進協議会	
"	岡 岩 繁	八幡警察署	平成18年3月10日から
"	尾形 良治	NPO 八幡まちおこしの会	
"	奥原 恒興	山城広域振興局	平成18年5月31日まで
"	加藤 博史	福祉のまちづくり推進協議会	
"	金子 啓子	女性団体連絡協議会	
"	久坂 斗了	都市再生機構 西日本支社	
"	熊野 昭一	防災関係	
"	小島 廣政	体育関係・京都産業大学 教授	
"	高橋 広和	市民公募	
"	高村 一子	市民公募	
"	田中 恆清	文化芸術振興会議	
"	地上 進	山城広域振興局	平成18年6月1日から
"	寺本 英二	八幡警察署	平成18年3月9日まで
"	永井 慶	大学生	
"	中川 勇	商工会	
"	中川 貴由	工業会	第1部会 副部会長
"	中原 重夫	青年会議所	第2部会 副部会長
"	中村 咲紀子	大学生	
"	長谷川 昌代	市民公募	
"	藤村 登茂子	JA京都やましろ女性部	
"	松田 定	山城教育局	
"	文字 正	産業振興関係	
"	山岡 祐子	株式会社白川書院	
"	山本 昌文	スミセツテクノ株式会社	
"	吉田 延雄	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	
"	脇 博一	京阪電気鉄道株式会社	
"	和多田田鶴子	民生児童委員協議会	

2 総合計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考	役 職	氏 名	備 考
助 役	松本 伍男	委員長	市 民 部 長	上杉 保治	
助 役	竹延 信三	平成18年5月まで	環 境 経 済 部 長	藤林 一慶	
収 入 役	小堀 重男		保 健 福 祉 部 長	鴨田 隆	平成18年3月まで
教 育 長	今井 興治		保 健 福 祉 部 長	祝井 善男	平成18年4月から
水道事業管理者	豊田 茂	平成18年4月から上下水道部長兼務	都 市 整 備 部 長	堀口 文昭	平成18年4月から
政策推進部長	横田 哲		消 防 長	田中 英夫	平成18年3月まで
政策推進部参与	黒川 京重	副委員長	消 防 長	前川 博	平成18年3月まで上下水道部長
総 務 部 長	宮崎 進		教 育 部 長	垣内 忠	
総 務 部 技 監	本岡 啓介	平成18年3月まで都市整備部長			

3 総合計画策定幹事会 幹事名簿【五十音順】

氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
足立 善計	平成18年3月まで	新道 広知		藤野 博之	
大野登美次	平成18年4月から	辻 保夫	平成18年4月から	松本 宏	
荻野 朝規		辻 克則		真鍋 仁	平成18年3月まで
上村 文洋		鳥原 弘久		水瀬 安春	
神村 僚二		中井 啓一		南本 晃	平成18年4月から
岸本 洪一		南村 十三		守山 康史	平成18年3月まで
北野 哲夫		西川 茂男		山本 政名	
北村 美治		西口 幸範		山本 幸夫	平成18年3月まで
木村 康博		林 幸光		吉田 忠夫	
小山 嘉巳		符川 裕子		和田 知二	
斉藤 敬造		福田 賢二		和田 康弘	
佐野 雅子		藤井 武夫	平成18年3月まで		

表紙写真の解説



上段の左から美濃山の竹林、松花堂の紅葉、背割堤の桜。
 中段左から有都地区での稲刈り、川口地区のなし狩り、NPO法人が主催するイベント「あかりの祭典」。
 下段左から流れ橋、石清水八幡宮の初春、男山団地。

第4次八幡市総合計画

2007（平成19）年3月

発行 / 八幡市

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL（075）983-1111（代表）

URL <http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

編集 / 政策推進部秘書政策室政策推進課

本冊子の本文用紙は再生紙を使用しています。



八幡市